

必要とする方向で、大学分科会において検討が行われている。

大学間で教職課程を共同で設置する場合には、共同授業の実施以外に、教職課程のカリキュラムの編成、教育実習の実施など教職課程を実施するために必要な事項の調整などを大学間で行うことが必要となる。共同の教学管理体制において、この調整機能が確実に実施されるよう、教職課程を共同で設置する場合には、共同の教学管理体制の構成員として、各大学で共同の教職課程を担当する専任教員が含まれるようにすることが必要である。また、後述の五.2から5までに示す自己点検・評価等についても、大学間で共同して実施されるよう、共同の教学管理体制が中心的な役割を果たすことが求められる。

五 教職課程の質の保証及び向上に関する仕組み

【見直しのポイント】

下記の点を通じ、全学的に教職課程の実施に責任を果たし、自主的な改善の取組が行われる体制を確保する。

- 全学的に教職課程を実施する組織体制の整備を義務とする。
- 教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とする。
- 大学間で教職課程を共同で設置する場合には、課程認定委員会による実地視察を定期的に実施するなど、実地視察をより計画的に活用する。
- 教職課程に関する情報の公表の対象として、学生の適正な履修環境の確保に係る取組に関することを加える。
- 教職課程を担当する教職員に対する研修の実施を促進する。

1. 全学的に教職課程を実施する組織体制

これまでにも中央教育審議会答申等において、全学的に教職課程を実施する組織体制を整備し、教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図ることが提言されており¹¹、実際に、教職課程を設置する多くの大学では、教職課程センターや、教職課程のカリキュラム等を協議する委員会などが整備されてきている。

三に示したように、学内の複数の学科等間の複数の教職課程において、授業科目を共通に開設することや、専任教員を共通化することのできる範囲を拡大す

¹¹ 例えば、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日 中央教育審議会）、「教職生活の全体を通じて教員の資質能力の総合的な向上方策（答申）」（平成24年8月28日 中央教育審議会）、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成27年12月21日 中央教育審議会答申）など。

がることのないよう、サポートスタッフなども含めた指導体制の整備や不断の見直しも求められる。

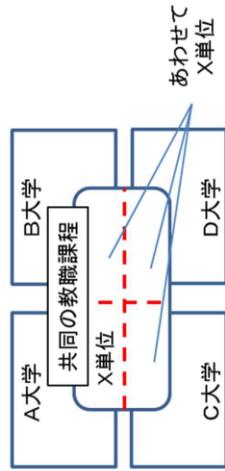
3. 授業科目の開設に関する要件

教職課程認定基準においては、免許法及び免許法施行規則に規定する科目を修得させるために必要な授業科目を開設することが必要である（教職課程認定基準3（1）、4-3（1）～（4）等）。共同で設置する教職課程については、構成する学科等で合わせて必要な授業科目を開設することとなる。

ただし、共同で設置する教職課程を構成する各学科等が、教職課程の実施に一定の責任を果たすよう、少なくとも一定数の科目を相互に提供し合うよう行うことが必要である。このため、自らの学科等と教職課程を共同で設置する他の学科等間で一定の単位数の科目を相互に必修とすること*が適当である。なお、この場合の単位数については、授業科目の共同開設が可能な単位数に関する大学分科会の議論を踏まえるとともに、類似の仕組みである共同教育課程において学生が修得することとされている単位数（学士課程の場合、卒業に必要な単位の1/4に当たる31単位、教職大学院の場合、修了に必要な単位の約1/7に当たる7単位）との均衡（大学設置基準第45条等）や、対面授業が必要な実習・実技等が多い教職課程の特徴等を勘案しつつ定めることが適当である。

※例えば、A、B、C、Dの四つの大学で共同して教職課程を設置する場合、A大学の学生は、A大学の科目から一定数の単位を必修とするとともに、B、C、D大学の科目から合計して一定数の単位を必修とすることが考えられる。

A大学の学生が履修する科目の単位数



4. 大学間での共同の教学管理体制

授業科目の共同開設を行う場合には、大学設置基準等において、共同開設に参加する各大学が参画する形で共同の教学管理体制を構築し、共同開設の実施について必要な事項を協議した上で、あらかじめ協定等を定めておくことなどを

あり、教職課程の専門家によってその実施状況を把握し、制度の改善につなげていくことが望ましい。このため、大学間の共同により設置する教職課程については定期的に実地視察を実施していくことが考えられる。

また、大学団体による取組として、一般財団法人教員養成評価機構や公益財団法人大学基準協会、一般社団法人全国私立大学教職課程協会が、教職課程を対象とした第三者評価について研究、試行を行っている。文部科学省においては、こうした取組を支援・促進していくことが望まれる。また、例えば、教職課程を対象とする第三者評価を受けていない大学を中心に実地視察を行うなど、実地視察と大学団体による第三者評価を効果的に組み合わせることも考えられる。

4. 教員養成の状況に関する情報の公表

大学は、教職課程の質の向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の状況に関する以下の情報について、刊行物への掲載やインターネットの利用等の方法により公表することが義務付けられている（免許法施行規則第22条の6）。

- 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること
- 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること
- 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること
- 卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること
- 卒業生の教員への就職の状況に関すること
- 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること

これらの事項に加えて、三1(2)に示したように、教職専門科目について、教員養成を主たる目的とする学科等と一般学部との間での授業科目の共通化の範囲を拡大することに鑑み、学生の適正な履修環境の確保に係る取組に関することを新たに公表の対象に加えることが適当である。

大学においては、全学的に教職課程を実施する組織体制が中心となり、大学として責任ある体制の下で情報の公表を行うとともに、自己点検・評価などにおいて適切に情報が公表されているかどうかをチェックすることが求められる。文部科学省においては、前述のガイドライン（全学的に教職課程を実施する組織体制、自己点検・評価に関するもの）の中で、情報の公表について位置付けることを通じて、各大学の取組の充実を促していくことが適当である。

5. 教職課程を担当する教職員に対する研修

大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実

場合には、学科等の間における教職課程のカリキュラムや担当教員についての調整、他学科等の授業科目まで視野に入れた学生への履修指導など、全学的に教職課程を実施する組織体制を整えられていることが、これまで以上に重要となる。

このような点を踏まえ、教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する組織体制を整備することを義務とすべきである。

この全学的な組織体制は、教職課程の体系的な適切性を担保するために、教職課程の企画、実施、評価、改善などの全学的に教職課程をマネジメントする機能を果たすことが考えられる。特に、以下の2から5までに示す教職課程の自己点検・評価、外部専門家によるレビュー、情報の公表及び教職員に対する研修等を含め、教職課程を継続的に改善していくための中心的な役割を果たすことが求められる。文部科学省においては、全学的な組織体制に期待される役割・機能について、既に取り組みされている好事例などを参照しつつガイドラインを作成し、その充実を促進していくべきである。

2. 教職課程の自己点検・評価

自己点検・評価は、大学が自主的に教育の内容・方法を改善していくための前提となる取組であり、実際に多くの大学では、学部等の自己点検・評価の中で教職課程についても評価を行うことや、全学的な教職課程のカリキュラム委員会等において教職課程を検証することなどが行われている。

このような点を踏まえ、教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とすることが適当である。ただし、評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で教職課程についても扱うこととするなど、柔軟な取組が可能となるように留意すべきである。

また、自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、文部科学省において自己点検・評価の観点などを整理したガイドラインを作成すべきである。

3. 外部専門家による検証

教職課程認定を受けた後の外部専門家による教職課程の検証の機会としては、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会課程認定委員会（以下「課程認定委員会」という。）が教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）に基づいて実施する教職課程認定大学実地視察（以下「実地視察」という。）がある。実地視察においては、大学が必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかについて確認が行われている。

この実地視察をより計画的に活用することが適当であり、例えば、四に示した大学間の共同により設置する教職課程は、新たな仕組みとして導入するもので

参考 1：教職課程の実施体制に関する提言

※下線は今回の掲載に当たり文部科学省において付記したもの

① 「教職課程の基準に関する検討事項について」

(平成 30 年 12 月 17 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
課程認定委員会)

これまでの教職課程認定の審査等を踏まえ、本委員会としては、教職課程の水
準の維持・向上及びその効果的・効率的な実施等を図る観点から、教職課程の基準に
関し、特に以下の点を中心に検討を行うことが適当と考える。

1. 複数の学科等間の複数の教職課程における授業科目の共通開設の拡大について
(教職課程認定基準(平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定) 4-9(1)による中学
校及び高等学校の「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目の共通開設)
2. 課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組
みについて

② 「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 報告書」

(平成 30 年 9 月 18 日)

三. 2. (2) 養成・採用・研修等の対応

教科によつては、当該教科の教職課程の認定を受けた大学が存在しなくなってい
る果もあり、このような場合には、現職の教員の研修にも影響することが懸念され
る。特に国立教員養成大学・学部については、「教員需要の減少期における教員養
成・研修機能の強化に向けて」(平成 29 年 8 月 29 日国立教員養成大学・学部、大
学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書)を踏まえ、近隣の大学との連携・
協力などにより採用数の少ない教科についても養成・研修機能の強化、効率化を進
めることが求められる。こうした取組を促すため、文部科学省においては、教職課
程の設置に関し大学間の連携・協力を促進する仕組みを検討すべきである。

施が義務付けられており(大学設置基準第 25 条の 3)、教職課程について取り
上げた研修等が実施されている大学もある。

大学においては、教職課程の運営に対する教員の意識を高めるとともに、学校
現場における課題に対する指導力を身に付けるため、特に全学的に教職課程を
実施する組織体制が中心となって教員に対する研修を充実していくことが求め
られる。

文部科学省においては、前述のガイドライン(全学的に教職課程を実施する組
織体制、自己点検・評価に関するもの)において教員に対する研修を位置付ける
ことを通じて、取組の充実を促していくことが適当である。また、教職課程を適
正に運営していくためには、大学の職員が教職課程に関する法令を理解すると
ともに、教員とともにより適切なカリキュラムとなるように改善を行っていく
ことが必要であり、文部科学省は教職課程を担当する職員向けの情報提供を行
うなど、研修機会の充実を支援していくことが求められる。

(以上)

に機能することが必要である。このため、まずは教職課程における自己点検・評価の実施を制度化することが適当である。

現在、教職大学院では、他の専門職大学院と同様に、法令に基づき、5年以内ごとに、教職大学院の目的に照らし、教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、認証評価団体による評価を受けることが法令上義務付けられており、一般財団法人教員養成評価機構がこれを担っている。

同機構による認証評価においては、国私立大学の大学関係者、外部有識者による訪問調査を含めたピアレビューを行い、評価基準に適合していると認められた場合は適格認定を行い、その評価結果はウェブサイトで等公表されている。

一方で、学士課程における教員養成教育の評価については、これまで上記の認証評価のよ
うな法令上の制度は講じられていない。そのような中、国立大学法人東京学芸大学では、他
の国公私立大学や教育委員会・学校関係者等の協力を得ながら、開発研究プロジェクトを立
ち上げ、学士課程における教員養成教育の評価システム（教員養成教育認定）を開発し、評
価活動を開始している。

この評価システムは、各大学が任意で参加するものであり、教職課程を有する大学にお
ける教員養成教育の多様性を尊重しつつ、学校や教育委員会の協力を得ながら、ピアレビュー
を中心とした、相互に学びあうコミュニティを形成し、大学の枠を越えて学士課程段階の教
員養成教育全体の質的向上に資することを目指している。

今後、このような取組が既存の一般財団法人教員養成評価機構などの評価団体等に引き継
がれ、継続・拡大され、各大学が主体的かつ恒常的に自己の教育内容や方法・組織を検証し
ながら、相互評価を行うことにより、教員養成の質保証システムが確立されることは、我が
国の教員養成に有意義であり、各大学の積極的な参加が望まれる。

大学の教職課程の第三者評価については、地域や大学の特性、学部等の専門分野などに
応じて、将来的には様々な評価主体によって全国的に取り組まれることが期待される。このた
め、国としても教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について今後検討してい
くことが求められる。

ウ 教職課程担当教員の資質能力の向上等

教職課程においては前述のように、教職に関する実践力の基礎や新たな教育課題に対応で
きる力を持った教員の養成が求められる。そのためには従来の「教科に関する科目」（別紙
「見直しのイメー」においては「教科に関する専門的事項」）、「教職に関する科目」の区分
にかかわらず、教職課程の科目を担当する教員は、上記課題に対応できる力を学生に身に付
けさせることができるよう、指導力を高めることが必要である。

このため、大学においては、教職支援センター等の教職課程を統括する組織や教職大学院
が中心となって、教職課程の科目を担当する教員に対し、学校現場体験を含む実践的な内容
やこれらの教育課題に対応したFDなどを行うなどの取組を進めることが必要である。

③ 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」

(平成 27 年 12 月中央教育審議会答申)

4. (3) ③教職課程の質の保証・向上

- ◆ 全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化する。
- ◆ 教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する。
- ◆ 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。
- ◆ 国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現
場体験等の実践的な内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。また、大
学と教育委員会等が連携し、人事上の工夫等により教職課程における実務家教員を育
成、確保する。

ア 教職課程を統括する組織の設置

中央教育審議会答申等において、従来より教職課程を置く大学においては、教員養成カリ
キュラム委員会を設置し、教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目
の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善等を図るこ
とを提言している。

このようことから、多くの大学においては教員養成カリキュラム委員会等の設置が進捗
している。また、上記のような機能に加え、学生への教職指導や教職課程を担当する教員に
対するFDの実施、学校インテンションシッ等企画・実施等の機能を備えた教職支援センタ
一等の組織を設置している例もある。

これらの組織は、教職課程の内容、学修量、成績評価基準の統一など、効率的・効果的な
教職課程の全学的な実施や教職課程の質の維持・向上のために極めて有効である。また、前
述の学部等の教育課程全体を通じて教員の養成を行うため、これらの組織が中心となって必
要な取組を進めていくことが期待される。

こうしたことから、教職課程を置く大学における教員養成カリキュラム委員会や教職支援
センター等の整備状況を踏まえつつ、全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力
義務化することが適当である。

イ 教職課程の評価の推進

教職課程の質保証の仕組みとしては、大学が教職課程を開設する際に受ける教員養成部会
課程認定委員会による課程認定の審査及び教職課程の設置後に課程認定委員会の委員等に
より行われる教職課程実地視察がある。

教職課程実地視察については、各大学の教職課程水準の維持・向上のために有効であるが、
現在の実施体制では1年間の視察数に限りがあることから、教職課程実地視察の体制の整
備・充実を図ることが適当である。

また、教職課程の水準の向上を図るためには、教職課程に関するPDCAサイクルが適切

参考 2：授業科目の共同開設制度と単位互換制度

大学設置基準第28条等により、大学は、他大学で修得した授業科目の単位を自大学で修得した授業科目の単位とみなすことが可能である。

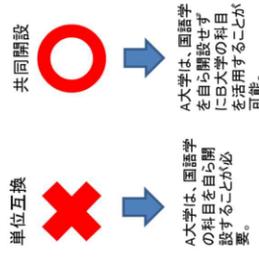
単位互換制度を活用する場合、他大学が開設する授業科目を自らの大学の教職課程の科目として活用することが可能である（免許法施行規則第22条第3項）。

ただし、大学は自大学の授業のみによって卒業要件を満たすことができるように授業科目を開設することが必要であり（大学設置基準第19条第1項等）、単位互換制度の利用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他大学の授業科目をもって代替させることは認められない。つまり、単位互換制度によって他大学の授業科目が活用できるのは、教職課程の設置に必要な授業科目を自ら全て開設していることが前提であり、必要な科目を自ら開設せずに他の大学の科目で教職課程を補完できないこととなっている。

これに対し、授業科目の共同開設制度の場合には、必修科目も含めて自ら開設せずに他の大学の授業科目で教職課程を補完することが可能となる方向で、大学分科会において検討が行われている。

(例) A大学教育学部が、中学校・国語の教科専門科目の区分「国語学」を自大学で開設せず、B大学の科目を活用する場合

施行規則に定める教科に関する専門的事項	授業科目
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">B大学科目</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">B大学科目</div> </div>
国文学(国文学史を含む。)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">A大学科目</div> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">A大学科目</div> </div>
漢文学	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">A大学科目</div> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">A大学科目</div> </div>
書道(書写を中心とする。)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">A大学科目</div> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">A大学科目</div> </div>



14. 複数の学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に係る教職課程認定基準（教員養成部会）の改正等について（抄）（令和3年8月4日事務連絡）

事務連絡
令和3年8月4日

教職課程を置く各国公私立大学
教職課程担当部局御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

複数学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に係る教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正等について

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）及び「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（令和3年1月26日中央教育審議会答申）の提言等を踏まえ、複数の学科等間の授業科目・専任教員の共通化や小学校教諭免許状と中学校教諭免許状の教職課程間の授業科目・専任教員の共通化の範囲の拡大、小学校教諭免許状の教職課程を設置する際の授業科目開設や専任教員配置の要件の緩和を内容とした教職課程認定基準の改正が行われましたのでお知らせします（別添1参照）。

なお、同日付で別途に送付する「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」（総合教育政策局長通知）においても、教職課程認定基準等の改正が含まれているため、左記通知及び本事務連絡における改正内容を反映させた教職課程認定基準等を別添2～4として添付しておりますので、御確認いただきますようお願いします。

また、本改正（通知における改正内容を含む）を踏まえた教職課程の説明会や変更届の日程等については、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

記

1. 改正の要点

（1）複数の学科等の間において授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大

① 教科専門科目の共通化の範囲の拡大

（ア）中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項（以下「教科専門科目」という。）及び養護に関する科目について、他学科等の教職課程の授業科目として認定されているものについて、共通開設を可能とする。

（教職課程認定基準4-8（1）ii）①②）

（イ）中学校及び高等学校の教科専門科目について、他学科等で開設する授業科目（全学共通科目等を含む）を自学科の教職課程の授業科目として活用可能な範囲については、教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数までとするか、自学科等が開設する教科専門科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれかについて、大学による選択を可能とする。

(教職課程認定基準 4-3(2)、4-4(2)、4-8(1) ii)④)

② 教職専門科目の共通化の範囲の拡大

幼稚園及び小学校の「各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を含む）、教育実践に関する科目」（以下「教職専門科目」という。）について、複数の学科等の間での共通化を可能とする。（※各教科の指導法及び教育実習については(2)②にも記載）

(教職課程認定基準 4-8(2))

③ 専任教員の共通化の範囲の拡大等

(ア) ①及び②により、授業科目の共通化の範囲の拡大に併せて、共通化する授業科目を担当する教員は、複数の学科等の教職課程において共通して専任教員となること（専任教員の共通化）を可能とする。

(教職課程認定基準 4-8(4))

(イ) 幼稚園と小学校の教職課程の専任教員については、入学定員が 50 人までは教科専門科目と教職専門科目についてそれぞれ 5 人と 3 人、入学定員が 50 人を超える場合には、50 人ごとに教科専門科目と教職専門科目の専任教員を 1 人ずつ（合計 2 人）追加的に配置することとしているが、教科専門科目、教職専門科目のいずれか又は合わせて 2 人の配置を可能とする。

(教職課程認定基準 4-1(3)、4-2(4))

(2) 小学校と中学校の教職課程の間において授業科目や専任教員の共通化の範囲を拡大（義務教育特例）

① 教科専門科目の共通化の範囲の拡大

小学校と中学校等の教科専門科目の共通化を可能とした。また、このうち複数の学科等に小学校と中学校等の教職課程を置く場合、他学科等で開設する教科専門科目を自学科の中学校の教職課程の授業科目として活用可能な範囲については、教育職員免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目の半数までとするか、自学科等が開設する教科専門科目の合計単位数を超えないこととするかのいずれかについて、大学による選択を可能とする。

(教職課程認定基準 4-8(1) i) ③、ii) ③④)

② 教職専門科目の共通化の範囲の拡大

小学校と中学校の各教科の指導法、教育実習について授業科目の共通化を可能とする。

(教職課程認定基準 4-8(2) v) viii))

(3) 小学校免許状の教職課程の設置の際の科目開設や専任教員配置の要件の緩和

① 教科専門科目の開設の要件の緩和

教科専門科目については国語等の 10 教科の授業科目を開設しなければならないこととしているが、教育職員免許法施行規則第 3 条第 1 項表備考第 1 号において 1 教科以上の科目の修得で可能であることを踏まえ、授業科目の開設についても 1 教科以上として要件を緩和する。

(教職課程認定基準 4-2(1))

② 専任教員配置の要件の弾力化

教科専門科目の開設要件の見直しを踏まえ、当該科目に配置する専任教員については現行 5 教科以上にわたり 5 人以上としているものを 1 人以上とし、残りの 4 人については教科専門科目、教職専門科目、複合科目のいずれの配置でも可能として要件を緩和する。

(4) 適用期日

令和 4 年度から適用予定。

(教職課程認定基準 13)

2. 留意事項

(1) 中学校及び高等学校の教科専門科目の共通化の範囲の拡大について

他学科等の授業科目の活用可能な範囲が拡大するが、自学科等で教科の専門性を修得できる学位プログラムを提供していること(学科等の目的・性格と免許状との相当関係(教職課程認定基準 2 (4) の基準は満たすこと)は必要であること。

(2) 幼稚園及び小学校の教職専門科目の共通化の範囲の拡大について

教職専門科目の共通開設の範囲が拡大することにより、教員養成を主たる目的とする学科等の学生とその他の教職課程を置く学科等(以下、「その他の学科等」という。)の学生が、同じ教職専門科目を履修する場合には、例えば、その他の学科等の専門の学問分野の必修科目と重ならない時間帯に開講することや、その他の学科等の学生にもきめ細かな教職指導を行うことなど、学位プログラムの違いを踏まえた学生の履修への配慮が求められること。

(3) 小学校及び中学校の両免許状の取得促進

教科担任制の導入なども踏まえ、教師には学校段階間の接続を見通して指導する力や、教科等横断的な視点で学習内容を組み立てる力など、総合的な指導力について教職生涯を通じて身に付けることが求められるため、養成段階においては、小学校と中学校の両方の免許状を取得することが考えられるが、その際、両方が 1 種免許状である必要は必ずしもなく、一方を 1 種免許状で取得し、もう一方は 2 種免許状を取得するなど、両方の免許状の取得を促進していくことも望まれること。

(4) 中学校免許状の教職課程における学修

中学校免許状を保有する教師が小学校で当該免許状の教科を教えることが可能となっていること(教育職員免許法第 16 条の 5)に鑑み、中学校免許状取得の際の各教科の指導法において、小学校段階を意識した教科の指導法等を学修できるよう、各大学におけるカリキュラムの工夫等が期待されること。

(5) 幼稚園と小学校との接続、中学校と高等学校との接続

幼稚園と小学校との接続や中学校と高等学校との接続についても重要であることから、今回の教職課程認定基準の改正により、教職課程において小学校と中学校を一体として指導する場合であっても、これらの学校種間の接続に関する理解についても、引き続き留意が必要であること。

(6) 小学校免許状の教職課程の設置の際の科目開設や専任教員配置の要件の緩和

今回の教職課程認定基準の改正により、小学校の教職課程において、例えば、理科や数学の教科専門科目を重点的に開設してこれらの授業科目を履修することにより教科の専門性を高めることや、教科専門科目と各教科の指導法を合わせた「複合科目」を開設してこれらの授業科目を履修することにより実践的な指導力を高めること等が期待されること。

また、小学校と中学校の教科専門科目の共通開設も併せて活用することにより、両方の免許状取得の促進も期待されること。

(7) 教職課程の水準の維持・向上

今回の教職課程認定基準の改正により、教職課程をより効果的・効率的に実施することが可能となるが、複数の学科等の中で教職課程運営の責任の所在が不明確になったり、教職課程のカリキュラムの体系性が失われたりすることで、質が低下することのないよう、令和4年度から義務化される全学的に教職課程を実施する組織体制を備えるとともに、当該組織が中心となって、教職課程の自己点検

・評価を実施するなど、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく取組を充実させることが重要であること。

○今後のスケジュール（予定）

- ・令和3年8月中旬：事務連絡（教職課程に関する説明会案内ほか）
- ・令和3年9月：教職課程に関する説明会（オンライン）
- ・令和4年2月中：ICT新設科目の変更届提出期限
- ・令和4年2月中：ICT新設科目以外の変更届提出期限

添付資料：

- 別添1 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）
- 別添2 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）（令和3年8月4日現在版）
- 別添3 教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日教員養成部会決定）（令和3年8月4日現在版）
- 別添4 教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成20年10月24日課程認定委員会決定）（令和3年8月4日現在版）
- 参考資料1 義務教育特例を適用した場合の開設の一例
- 参考資料2 小学校免許状の教職課程を設置する際の要件の緩和について

<本件担当>

総合教育政策局教育人材政策課教員
免許企画室教職課程認定係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線 2451, 2453）

E-MAIL: kyo-men@mext.go.jp

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
独立行政法人教職員支援機構理事長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
文部科学省が所管する各国立研究開発法人の長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長

殿

文部科学省総合教育政策局長

義 本 博 司

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」が公布、一部施行され、別添2のとおり教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添3のとおり教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）が、別添4のとおり教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成20年10月24日課程認定委員会決定）が改正されました。

また、別添5のとおり、「教職課程コアカリキュラム」（「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」（平成29年11月17日））に新しく新設される「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関するコアカリキュラムを追加し、「教職課程コアカリキュラム」（令和3年8月4日教員養成部会決定）として改訂しましたのでご連絡いたします。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 改正等の趣旨

「Society5.0 時代に対応した教員養成を先導する教員養成フラッグシップ大学の在り方について（最終報告）」（令和2年1月23日中央教育審議会教員養成部会教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ。以下「最終報告」という。）において、「教員養成フラッグシップ大学」として指定を受けた場合に、Society5.0 時代にふさわしい教員養成カリキュラムの研究開発を行い、特別の授業内容、指導方法等を積極的に取り入れることができるよう、教職課程の特例に関する制度を整備すべきであるとの提言がされたところです。

この提言を踏まえ、認定課程を有する大学のうち教員養成に関する教育研究上の実績等を勘案して文部科学大臣が当該大学を指定する制度を創設するとともに、指定された大学に在学する者が普通免許状の取得に必要な「教科及び教職に関する科目」において「指定大学が加える科目」を指定大学に

において修得することが可能とする特例の制度を整備するため、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号。以下「免許法施行規則」という。）について所要の改正を行うものです。

また、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和 3 年 1 月 26 日中央教育審議会）において、「各教科の指導法における ICT の活用について修得する前に、各教科に共通して修得すべき ICT 活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けること」について検討し、速やかな制度改正等を行うことが必要であることが提言されたところです。

加えて、学校を取り巻く ICT 環境が急速に変化し、社会において求められる情報リテラシーも高度化する中で、「AI 戦略 2019」（2019 年 6 月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）では、大学や高等専門学校において 2025 年には、初級レベルの数理・データサイエンス・AI を習得することが提言されたところです。

これらの提言を踏まえ、普通免許状の取得に必要な「教科及び教職に関する科目」の事項に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設し、1 単位を必修化するとともに、普通免許状の取得にあたって認定課程とは別に修得が求められる科目において、「情報機器の操作」2 単位に代わって「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2 単位を修得できるようにするため、免許法施行規則等について所要の改正を行うものです。

2 改正等の要点

(1) 指定大学における単位の修得方法に関する特例制度の創設等

① 「指定大学が加える科目」の新設及び当該科目の修得方法の特例

（免許法施行規則第 2 条表備考第 14 号及び第 15 号、第 5 条表備考第 7 号並びに第 7 条第 3 項）

ア) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法において、「指定大学が加える科目」の修得を追加すること。

イ) 幼稚園、小学校、中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「領域及び保育内容の指導法に関する科目」（又は「教科及び教科の指導法に関する科目」）、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。

ウ) 高等学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得る場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」は 8 単位まで、「教育の基礎的理解に関する科目」は 6 単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は 4 単位まで、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。

エ) 特別支援学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の所要資格を得る場合は、専修免許状又は一種免許状授与に必要な各科目（「特別支援教育の基礎理論に関する科目」、「特別支援教育領域に関する科目」、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」）の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、「指定大学が加える科目」をもってあてることができることとする。

② 認定課程を有する大学を文部科学大臣が指定する制度の創設

（免許法施行規則第 21 条の 2）

ア) 文部科学大臣は、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的に勘案して、認定課程を有する他の大学の認定課程の改善に資する教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により指定することができることとする。

イ) 文部科学大臣は、ア) の指定をしたときは、指定大学の名称、指定した日、指定した理由をインターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

ウ) 文部科学大臣は、指定大学について指定の事由がなくなると認めるときは、指定を取り消すものとし、取り消す場合は、その大学の名称、取り消した日、取り消した理由をインター

ネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

(2) 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する事項の新設等

① 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」について

（免許法施行規則第3条から第5条）

小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」とすること。

② 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」について

（免許法施行規則第3条から第5条）

ア) 小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状授与の所要資格を得るために必要な「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とすること。

イ) ア)のうち「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上修得するものとする。

③ 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」について

（免許法施行規則第66条の6）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者の修得に必要なものとして定める科目は、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位又は「情報機器の操作」2単位とすること。

④ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の新設に伴う教職課程認定基準の関係規定への追加

（教職課程認定基準3（4）、4-3（5）ii）、4-8（2）i）②）

②により「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を事項として新設したことに伴い、教職課程認定基準の関係規定に当該事項の文言を追加等すること。

⑤ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む授業科目の開設方法

（教職課程認定審査の確認事項2（4）、（5）④）

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上の修得が必要になるが、当該単位数に必要な授業時間数が確保されていることがシラバス上で確認できる場合には、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」における他の事項と併せた授業科目の開設を可能とすること。

⑥ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する授業科目を担当する教員の業績

（教職課程認定審査の確認事項3（5））

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する授業科目を担当する教員については、当分の間、本改正前の「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のいずれかの授業科目での活字業績を有している者をもってあてを可能とすること。

⑦ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の新設に伴うコアカリキュラムの改正

（教職課程コアカリキュラム）

ア) 別添5のとおり、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関するコアカリキュラムを「教職課程コアカリキュラム」（「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討

会」(平成29年11月17日)以下「旧コアカリ」という。)に新たに追加し、「教職課程コアカリキュラム」(令和3年8月4日教員養成部会決定。以下「新コアカリ」という。)としたこと。

イ) (2) ②ア) により「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」を「教育の方法及び技術」及び「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」とすることに伴い、小学校、中学校及び高等学校においては

- ・新コアカリの「教育の方法及び技術」は、旧コアカリの「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」のうち、(1)教育の方法論及び(2)教育の技術による内容とすることとしたこと
- ・新コアカリの「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は、旧コアカリの「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」のうち、(3)情報機器及び教材の活用の内容を含め、新たに(1)情報通信技術の活用の意義と理論、(2)情報通信技術を効果的に活用した学習指導や校務の推進、(3)児童及び生徒に情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための指導法によって構成される新たなコアカリキュラムを作成したこと。

ウ) 幼稚園、養護教諭及び栄養教諭においては、「教育方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」のコアカリキュラムは従来通りの内容とすること。

エ) (2) ①により「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」を「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」とすることに伴い、新コアカリにおいて文言の整理を行ったこと。

⑧ 「教職実践演習」における ICT の活用

(教職実践演習の実施に当たっての留意事項3.)

認定課程の総仕上げとして位置付けられている「教職実践演習」において、認定課程における各科目の単位の修得を通じて ICT 活用指導力に必要な知識技能が修得されていることを確認し、不足する場合には補充して定着を図ることができるよう、「教職実践演習」においても ICT の積極的な活用を図ることとすること。

(3) 専修免許状の取得に必要な大学が独自に設定する科目の修得方法

(免許法施行規則第2条表備考第14号、第11条表備考第1号、第11条の2表備考第1号、第16条第5項)

専修免許状授与の所要資格を得るために必要な「大学が独自に設定する科目」において、「大学が加えるこれらに準ずる科目」を修得することができることとするとともに、免許法施行規則第11条、第11条の2、第16条に基づいて専修免許状を取得する際に必要な「大学が独自に設定する科目」における単位の修得方法の例を免許法施行規則第2条表備考第14号の修得方法の例にならうこととすること。

(4) 経過措置規定

(教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項)

ア) 令和4年3月31日において認定課程を有する大学や文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関(以下「課程認定大学等」)に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」に関する内容を、改正前の免許法施行規則における「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」に関する内容を修得しようとする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容を修得したものとみなすこととすること。

イ) 令和4年3月31日において課程認定大学等に在学している者がこれらを卒業するまでに、改正前の免許法施行規則における「大学が独自に設定する科目」において「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。))」、「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用し

た教育の理論及び方法」に関する内容を修得しようする場合又は既に当該内容を修得した場合については、改正後の免許法施行規則における「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する内容をそれぞれ修得したものとみなすこととする。

- ウ) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）別表第 3 備考第 6 号に掲げる講習、公開講座、認定通信教育の課程（以下「認定講習等」という。）を履修している場合又は既に修得した場合についてもア) イ) と同様に、それぞれ改正前の免許法施行規則における内容を、改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととする。
- エ) 上記ア) イ) の場合において課程認定大学等に在学している者は卒業を待たずに改正前の免許法施行規則における内容を改正後の免許法施行規則における内容として修得したものとみなすこととして差し支えないこと。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。

なお、（1）及び（3）については、公布の日（令和 3 年 8 月 4 日）から施行すること。

4 留意事項等

（1）指定大学が加える科目の単位修得上の扱いについて

- ① 指定大学の指定が取り消された場合、指定が取り消されるまでの間に修得した指定大学が加える科目の単位については、引き続き、普通免許状の授与に必要な教科及び教職に関する科目として有効に扱って差し支えないこと。
- ② 指定大学が学力に関する証明書を発行するに当たっては、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の場合は、「大学が独自に設定する科目」のうち「指定大学が加える科目」であることを、特別支援学校の教諭の普通免許状の場合は、「特別支援教育に関する科目」のうち「指定大学が加える科目」であることを、備考欄を活用する等により明確に記載するようにすること。
証明書発行事務の参考のため省令改正後の実際の記入方法について、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定であること。
- ③ 都道府県教育委員会においては、「指定大学が加える科目」については、普通免許状の授与に必要な「教科及び教職に関する科目」のいずれかの科目にあてることができることを踏まえ、普通免許状の授与事務において②の学力に関する証明書を基に適切に普通免許状の授与が行えるようにすること。
- ④ 指定大学において「指定大学が加える科目」を修得した者が指定を受けていない大学に編入学等をする際に、免許法施行規則第 10 条の 3 を活用する場合は、入学先の大学が認めることにより当該大学が有する認定課程の科目の単位として認めることとされているが、「指定大学が加える科目」は指定大学において修得することができる科目であるため、指定を受けていない大学においては、単なる「大学が独自に設定する科目」の単位として整理することとなること。
そのため、「指定大学が加える科目」として整理するためには、指定大学において学力に関する証明書を発行することが望ましいこと。
- ⑤ 免許法施行規則第 11 条、第 11 条の 2、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条の 2、第 18 条の 4 においては、第 2 条表備考第 14 号の修得方法の例にならうものとしてとされていることから、2（1）①ア) 及び 2（3）と同様に「大学が独自に設定する科目」に「指定大学が加える科目」及び「大学が加えるこれらに準ずる科目」を加えることができることとする。

（2）指定制度について

- ① 最終報告において示された 5 年を基準として指定する事由がなくなると判断する場合にお

いて指定の取り消しを行い、指定の事由が引き続き認められる場合は継続することを可能とすること。

なお、文部科学大臣は、指定の事由がなくなった場合は、教員養成フラッグシップ大学の指定を取り消すこととされており、指定の事由がなくなったと認められる場合は、5年を経過する前にも指定を取り消すことがあること。

- ② 「指定大学が加える科目」は、「大学が独自に設定する科目」の一つではあるものの、従来の「領域（又は教科）に関する専門的事項に関する科目」や「保育内容（又は各教科）の指導法に関する科目」、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が加えるこれらに準ずる科目」ではない新しい科目として加えられるものであることを踏まえ、指定大学が「指定大学が加える科目」を開設する場合は、当該趣旨を踏まえ、普通免許状の授与に必要なものの範囲において新たな内容を含む科目とすること。
- ③ 指定制度の詳細なスケジュールや具体的な申請要件等については追って教職課程を置く各国公私立大学に連絡する予定であること。

（3）「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の修得方法について

- ① 免許法施行規則第2条表備考第12号において規定される幼稚園と小学校の教諭の普通免許状の授与に際して修得が必要な単位の流用の規定においては、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）」について、同規則第3条第1項の表の場合においても同様とする場合は、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術に係る部分に限る.）」と読み替えて扱うこととすること。
- ② 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）附則第2項及び第3項に規定される経過措置により、改正前の認定課程及び認定講習等において「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を修得した者は、改正後の認定課程及び認定講習等において「教育の方法及び技術」又は「情報通信技術に関する教育の理論及び方法」に読み替えることができることとなるが、この場合においても修得する総単位数に不足がないよう徹底すること。
- ③ 改正後の免許法施行規則による学力に関する証明書の様式や記入方法については、証明書発行事務の参考のため、別途文部科学省ホームページに作成例を掲載する予定であること。
- ④ 改正省令の附則第2項及び第3項に規定する在学には科目等履修生として在籍する場合も含まれること。

（4）「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の開設について

- ① 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、小学校及び中学校教諭の一種免許状及び二種免許状並びに高等学校教諭の一種免許状の教職課程に令和4年度以降に入学する者に適用される。科目の変更届の提出については、8月中に教職課程を置く大学等に連絡予定であること。
- ② 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭免許状の認定課程における「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」において1単位以上の授業時間数の確保がシラバス上で確認できる場合には、共通開設が可能であること。
- ③ 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有しておらず、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」のいずれかに関する活字業績を有している者をもってあてる場合であっても、大学は当該担当教員が当該科目に関する活字業績を備えることを引き続き促進すること。

（5）「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」について

- ① 大学においては、免許法施行規則第 66 条の 6 により「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」を設置する場合は、数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度実施要綱（令和 3 年 2 月 24 日。文部科学大臣決定。）により「数理」「データ活用」「人工知能」の内容が包含されたものとして科目を構成しているものが適用されることとなることに留意して科目の設定をするとともに、設定に当たっては認定がなされたものであることを証明する書類とともに届出を行うこと。
- ② 免許法施行規則第 66 条の 6 の科目の単位の修得にあたっては、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2 単位又は「情報機器の操作」2 単位のいずれかを修得することが求められることになるが、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」が設置されている大学においては、在学する学生に対して積極的に当該科目を修得させることが望ましいこと。

(6) 認定課程全体を通じた ICT 活用指導力の育成について

- ① 大学等においては、ICT を活用した学習活動の意義等について学生自らが経験的に理解しておくことも重要であることから、特定の科目に限らず教職課程の授業全体で ICT を積極的に活用することが期待されること。さらに、こうした学修を行うためには、教職課程の授業において ICT が普遍的に使用できる環境整備に努めることも期待されること。
- ② 大学等においては、「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」（令和 2 年 10 月 5 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）を踏まえ、教育委員会や学校の具体的な取組の参考となるよう作成された手引や動画コンテンツ等を教職課程の授業等で活用して、学生がより実践的に、また確実に教員の ICT 活用指導力を身に付けることができるよう取り組んでいただいているところであるが、引き続き、こうした教師向け研修資料を活用した実践的な学修活動の充実に取り組んでいただきたいこと。
- ③ 大学等においては、「教職実践演習」における ICT の活用場面として、教員としての表現力や授業力等を身に付けているか確認するための模擬授業での活用などが考えられること。なお、授業科目のシラバスを変更するだけの場合は、認定課程の変更届は不要であること。
- ④ 大学等においては、認定課程における ICT 活用指導力の取組状況についても、自己点検・評価し、改革・改善につなげていくことが必要であること。また、学校を取り巻く ICT 環境は急速に変化していることから、大学等の取組もこうした変化に対応していくことが必要であること。

添付資料：

別添 1 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省令第 35 号）

別添 2 教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）

別添 3 教職課程認定審査の確認事項（平成 13 年 7 月 19 日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添 4 教職実践演習の実施に当たっての留意事項（平成 20 年 10 月 24 日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）

別添 5 「教職課程コアカリキュラム」（令和 3 年 8 月 4 日教員養成部会決定）

参考資料 1 「教員養成フラッグシップ大学構想について」

参考資料 2 「教職課程における ICT 活用に関する内容の修得促進に向けた取組」（概要）

参考資料 3 「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」（令和 2 年 10 月 5 日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会）

本件担当 :文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

○教育職員免許法施行規則等に関すること
教員免許企画室免許係

電話：03-5253-4111(内線：3969)

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

○ICT 科目、教職課程全般に関すること
教員免許企画室教職課程認定係

電話：03-5253-4111(内線：2451)

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

○教員養成フラッグシップ大学に関すること
教員養成企画室教育大学係、教職大学院係

電話：03-5253-4111(内線：3498、3778)

E-MAIL：kyoin-y@mext.go.jp

16. 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について（抄）（令和4年7月28日通知）

4 文科初第 969 号

令和4年7月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長 殿
放送大学学園理事長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
各指定教員養成機関の長

文部科学省総合教育政策局長

藤原章夫

文部科学省初等中等教育局長

伯井美德

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び
特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等につい
て（通知）

この度、別添1のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第24号）」（以下「改正省令」という。）が公布され、別添2のとおり「教職課程認定基準」（平成13年7月19日教員養成部会決定）が、別添3のとおり「教職課程認定審査の確認事項」（平成13年7月19日課程認定委員会決定）が、別添4のとおり「特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方」（令和元年12月12日課程認定委員会決定）が改正されました。また、別添5のとおり、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」（令和4年7月27日特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）が策定されましたので、御連絡します。

同令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

記

第1 改正等の趣旨

令和3年1月25日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」において報告が、同年1月26日には中央教育審議会において、答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指し

て～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」が取りまとめられた。

これらの会議において、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、

- ・教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付けること
- ・見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要であること

等が提言された。

この提言を踏まえ、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下「施行規則」という。）第7条第1項（特別支援教育に関する科目の単位の修得方法）等を一部改正し、特別支援学校教諭免許状の修得に当たって必要となる内容等を規定するものである。

併せて、文部科学省の下に令和3年10月に設置された「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」及び同会議の下に設置された「特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムに関するワーキンググループ」における検討を踏まえ、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」を策定するものである。

また、高等学校学習指導要領の改訂に伴い、施行規則第5条等の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める等の規定の整備を行うものである。

第2 改正等の要点

1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

(1) 特別支援教育を担う教師の専門性の向上関係

- ① 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第3号関係）
- ② 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第4号関係）
- ③ 第3欄（免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目）に掲げる科目に、重複障害者及び発達障害者に関する教育を含むこと（施行規則第7条第1項の表備考第5号関係）
- ④ 令和6年3月31日において課程認定大学または教員養成機関に在学している者が、これらを卒業するまでに改正前の施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により旧規則第7条第1項の表第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位を修得する場合又は同日までに旧規則の規定により同科目の単位を修得した場合は、当該単位を改正後の施行規則（以下「新規則」という。）第7条第1項の表第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位とみなすこと（改正省令附則第2項関係）

(2) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う規定の整備

- ① 高等学校教諭普通免許状の授与に必要な科目の単位に含めることが必要な事項等について、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める等の規定の整備を行うこと（施行規則第5条第1項、第9条、第10条及び第65条の8関係）
- ② ①の施行日（公布日である令和4年7月28日）において課程認定大学、教員養成機関、養護教諭養成機関又は栄養教諭養成機関に在学している者で、これらを卒業するまでに旧

規則の規定により総合的な学習の時間の指導法等に関する科目の単位を修得する場合、同日において免許法認定講習・公開講座・通信教育の課程を履修している者で、同科目の単位を修得する場合又は同日までに同科目の単位を修得した場合は、当該単位を新規規則に規定する総合的な探究の時間の指導法等に関する科目の単位とみなすこと（改正省令附則第3項関係）

2 教職課程認定基準等の改正

1の改正に伴い、教職課程認定基準等について、以下のとおり改正する。

(1) 教職課程認定基準

第3欄に掲げる「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」に含むべき事項の改正に伴う改正（教職課程認定基準4-5（3））。また、1（2）①の改正を踏まえ、高等学校等に係る「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改正するもの（教職課程認定基準4-4（5）ii）等）。

(2) 教職課程認定審査の確認事項

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定に伴い、審査の確認の観点として、本コアカリキュラムを追加するもの（教職課程認定審査の確認事項2（7））。

(3) 特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方

本コアカリキュラムの策定に伴い、教育課程（シラバス）についての審査の考え方を削除するもの。また、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」に係る取扱いについて、特別支援学校の設置状況等を踏まえ、削除するもの。

3 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムは、1種免許状の取得に必要な単位を念頭に以下のとおり構成されている。

(1) 「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方

(2) 特別支援教育に関する科目

教職課程の第1欄から第3欄の科目に含めることが必要な事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として整理している。

① 【第1欄】特別支援教育の基礎理論に関する科目

② 【第2欄】特別支援教育領域に関する科目

- ・視覚障害者に関する教育の領域
- ・聴覚障害者に関する教育の領域
- ・知的障害者に関する教育の領域
- ・肢体不自由者に関する教育の領域
- ・病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域

③ 【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目

- ・発達障害者に関する教育の領域
- ・重複障害者に関する教育の領域

第3 施行期日等

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行日は令和6年4月1日とすること。ただし、第2の1(2)①については、公布の日から施行すること(改正省令附則第1項)。

また、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づく教職課程については、大学において点検・見直しを行い、準備が整った大学においては科目等の変更届の提出により、令和5年4月から、それ以外の大学においては遅くとも令和6年4月には、特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する全ての大学において、新たな教職課程を開始すること。

第4 留意事項等

1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

(1) 特別支援教育を担う教師の専門性の向上関係

- ① 知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むことについて(施行規則第7条第1項表の備考第4号関係)

特別支援学校においては、学校教育法施行規則第126条第1項、第127条第1項及び第128条第1項の規定により、原則、小学校等に準じた教育課程が編成されているが、知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校(以下、「知的障害の特別支援学校」という。)においては、同規則第126条第2項(小学部)、第127条第2項(中学部)及び第128条第3項(高等部)により各教科等が別に規定されており、特に示す場合を除き、全ての児童生徒に履修させるものとされている。また、同規則第130条第2項により、知的障害又は重複障害のある児童生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができることとされている。

知的障害の特別支援学校において、同規則第130条第2項の規定に基づき、各教科等を合わせた指導を行う際に、各教科等の目標及び内容への意識が不十分なまま指導が行われることのないよう、各学校には、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、各教科等の一部を合わせるのか、又は全部を合わせるのかを含め、その各教科等を合わせた指導の在り方について、カリキュラム・マネジメントの趣旨を踏まえて十分検討することが求められている。

今般の改正は、この趣旨を教職課程において反映するため、知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目において、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を取得する際の教職課程において履修する「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」の内容との関連を図りつつ、知的障害者に関する教育の領域の特性を踏まえたカリキュラム・マネジメントが取り扱われるよう、新たに規定したものである。特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く大学においては、こうした規定の趣旨も踏まえ適切に当該科目を開設されたいこと。

- ② 単位の修得方法に係る取扱いについて

今般の単位の修得方法に係る改正については、新たに特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合(施行規則第7条第1項)のみならず、免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以下「新教育領域」という。)の追加の定めを受けようとする場合(施行規則第7条第4項及び第6項)又は特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の授与を受ける場合(施行規則第64条第1項の表備考第1号、同条第2項の表備考第3号)に、修得を必要とする施行規則第7条第1項の表備考第2欄及び第3欄に掲げる科目の単位についても適用されること。

なお、この場合であっても、旧規則に基づき修得した第7条第1項の表第2欄及び第3欄

に掲げる科目の単位については、新規則の同科目の単位とみなすこととしている（第2、1（1）④）ことから、本改正前に取得した単位を、免許状の新教育領域の追加の定めを受ける場合等に必要な単位に充てることは可能であること。

（2）特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づく新たな教職課程の認定手続は、令和6年度開設の申請から適用されること。また、教職課程認定申請を行わない大学においては、科目等の変更届の提出により、手続を行うこと。なお、本件に関する説明会を本年9月頃に開催（web開催）する予定であること。詳細は、本年8月中に別途連絡する予定であること。

2 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム

（1）「自立活動」について

第1欄の科目の「特別支援教育に関する制度的事項」にある「自立活動」の内容と、第2欄の科目で示している「自立活動」の内容との関連について、十分留意すること（別添5-4の「例1」を参照）。

（2）欄間の考え方について

本コアカリキュラムは、必要最低限の内容を示したものであり、法令上、複数の障害を併せ有する者に関する教育については第3欄に示しているが、例えば、第2欄の教育課程及び指導法と第3欄の複数の障害を併せ有する者に関する教育とを関連させた授業の実施を妨げるものではないこと（別添5-4の「例2」を参照）。

（3）その他

本コアカリキュラムで示している内容に関する参考資料として、「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」等の審議の過程で議論された内容を別添5-2で補足事項として示している。また、欄間の関係については各欄・科目の概観図を別添5-3において示している。加えて、欄間で関連する事項の取扱いの考え方は、別添5-4に例示している。

なお、これらの資料は教職課程認定審査の確認事項2（7）③において掲げる「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」には含まれるものではないこと。

（添付資料）

- ・別添1 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第24号）
- ・別添2 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）の改正（新旧対照表）
- ・別添3 教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）
- ・別添4 特別支援学校教諭免許状に係る審査の考え方の改正（令和元年12月12日課程認定委員会決定）の改正（新旧対照表）
- ・別添5-1 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（令和4年7月27日特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議決定）
- ・別添5-2 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム補足事項
- ・別添5-3 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける各欄・科目の関連概観図

- ・別添5－4 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム（欄間で関連する事項についての取扱いの例）

（参考URL）

- ・文部科学省ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

〔担当〕

（今般の改正等の趣旨、その他に関すること）

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 企画調査係
03-5253-4111（内線3193） E-mail: tokubetu@mext.go.jp

（教員免許に関すること）

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 免許係
03-5253-4111（内線3968, 3969） E-mail: menkyo@mext.go.jp

（教職課程に関すること）

文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 教職課程認定係
03-5253-4111（内線2453, 2451） E-mail: kyo-men@mext.go.jp

17. 大学設置基準等の改正に伴う教職課程認定基準等の改正について（抄）（令和4年11月25日通知）

事務連絡
令和4年11月25日

教職課程を置く各国公私立大学
教職課程担当部局 御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

大学設置基準等の改正に伴う教職課程認定基準等の改正について

「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和4年文部科学省令第34号。以下「改正省令」という。）が同年9月30日に公布、同年10月1日から施行されたことを踏まえ、別添のとおり教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）、教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）、教職課程認定審査運営内規（平成13年7月19日教員養成部会決定）、教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）及び学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（平成23年1月20日課程認定委員会決定）の改正（以下「本改正」という。）が行われましたのでお知らせします。

なお、改正省令のうち、教育課程等に係る特例制度（大学設置基準第57条第1項、大学通信教育設置基準第12条第1項、専門職大学基準第76条第1項、短期大学設置基準第50条第1項、短期大学通信教育設置基準第12条第1項、専門職短期大学設置基準第73条第1項関係）に係る教職課程の取り扱いについても、今後対応の予定であることを申し添えます。

記

1. 改正の要点

(1) 「教職専任教員」に係る改正

改正省令により、大学設置基準等における「専任教員」が「基幹教員」に改正されたため、教職課程における「専任教員」については、「教職専任教員」として名称を改めること。また、基幹教員のうち、大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号、大学通信教育設置基準別表第1備考第2号、専門職大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学設置基準別表第1イ備考第2号、短期大学通信教育設置基準別表第1備考第3号又は専門職短期大学設置基準別表第1イ備考第2号のそれぞれのただし書に定める基幹教員（以下「ただし書教員」という。）で、教職専任教員の一定の条件を満たす者については、必要教職専任教員数の4分の1の範囲内で認定を受けようとする学科等の必要教職専任教員数に算入することを可能とすること。

（教職課程認定基準3(7)、4-1(3)、4-2(4)、4-3(5)i ii)、
4-4(5)i ii)、4-5(4)、4-6(3)ii)、4-7(3)ほか）

(2) 教育実習等の1単位あたりの時間に係る改正

改正省令により、単位の計算方法について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として計算することとされたことか

ら、課程認定基準における、教育実践に関する科目（教育実習、養護実習又は栄養教育実習に係る部分に限る。）、特別支援教育に関する科目（心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含むことができる学校体験活動（以下「教育実習等」という。）の1単位あたりの時間数の標準を定めること。

（教職課程認定基準12(1)）

（3）教育研究実施組織に係る改正

改正省令により、大学設置基準等における「教員組織」が「教育研究実施組織」に改正されたことに伴い、課程認定基準等についても改正を行うこと。

（教職課程認定基準2(4)ほか）

2. 適用期日

令和6年度からの教職課程認定を受けようとする申請校から適用する。

3. 留意事項等

（1）教職専任教員の定義について

本改正により、従前の教職課程における「専任教員」を「教職専任教員」と名称を改め関係規定を整理するとともに、必要教職専任教員数の4分の1の範囲内ただし書教員を含めることができることとしたが、ただし書教員の取り扱いを除き、従前の教職課程の専任教員の考え方自体を変更するものではないこと。

なお、教職課程認定基準（以下「基準」という。）3(7)①において、「全学的に教職課程を実施する組織」を新たに追加しているが、これまでも教職センター等の全学的に教職課程を実施する組織に籍を置き、かつ認定を受けようとする学科等にも籍がある者を当該学科等の専任教員として取り扱うことを運用上認めていることを踏まえ、本規定において明確化したものであること。

（2）教職専任教員の配置と教職課程の水準の維持・向上について

本改正を踏まえ、ただし書教員を活用することにより、教職専任教員についてより効果的・効率的に配置することが可能となるが、教職専任教員に求められる事項（基準3(7)②～④）は従前と変更がないため、当該ただし書教員の教職課程への責任や関わり方が緩和される趣旨ではないことに留意すること。

また、令和4年度から義務化されている全学的に教職課程を実施する組織体制の整備や、当該組織が中心となって実施する教職課程の自己点検・評価を活用し、大学が自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく取組が、引き続き重要であること。

（3）基幹教員活用に係る本改正基準等の適用について

本改正の適用は、令和6年度の開設に係る申請から適用することとしているが、ただし書教員を教職専任教員として取り扱う場合は、改正省令による大学設置基準等の基幹教員関係の規定を適用する大学の場合であることに留意すること。大学設置基準等の当該規定の適用及び経過措置の取り扱いは「大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和4年9月30日付け4文科高第963号）を参照すること。

（4）教育実習等の1単位あたりの時間数について

本改正により、1単位30時間を標準と定めているが、これを大きく下回る場合を除き大学の判断で時間設定を行うことを妨げるものではないこと。ただし、大学設置基準等における単位の計算方法が、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする点は、従前と変わらないことについて留意すること。

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・令和4年12月20日（火）：教職課程に関する説明会（オンライン）
- ・令和5年1月中旬～3月中旬：課程認定相談受付期間（令和6年度開設分）
- ・令和5年3月中下旬：申請書受付（同上）

※ 令和6年度開設の教職課程に係る申請を行う予定の大学（改組等に伴う申請を含む）は、申請・認定手続の円滑化を図るため、可能な限り説明会の視聴及び課程認定の相談を行うようお願いいたします。

（別添）新旧対照表

- ・教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）
- ・教職課程認定審査の確認事項（平成13年7月19日課程認定委員会決定）
- ・教職課程認定審査運営内規（平成13年7月19日教員養成部会決定）
- ・教職課程認定大学実地視察規程（平成13年7月19日教員養成部会決定）
- ・学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（平成23年1月20日課程認定委員会決定）

<本件担当>

総合教育政策局 教育人材政策課
教員免許企画室 教職課程認定係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線2451, 2453）

E-MAIL：kyo-men@mext.go.jp

18.「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）

事 務 連 絡

平成30年5月18日

教職課程を有する各大学等
各指定養成機関 御中
各都道府県教育委員会

文部科学省初等中等教育局教職員課

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する
質問回答集」について（事務連絡）

日頃から教員免許事務の円滑な実施及び教員養成の充実に御尽力いただき、ありがとうございます。

「教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）」（以下「改正法」という。）及び「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）」（以下「改正規則」という。）に関し、これまでにお寄せいただいたご質問・ご意見等を踏まえまして、別添のとおり「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」を整理しました。

これまで、文部科学省では再課程認定説明会及び文部科学省ホームページで「教職課程再課程認定等説明会質問回答集」をお示ししてきたところです。この度、本質問回答集を整理するに当たり、改正法及び改正規則により新たに必履修単位数が明示された事項や追加された事項に関する状況等も勘案し、経過措置に関する回答内容を変更している点がございます（変更点については別添参考資料をご確認ください）。

各大学におかれましては、本質問回答集をご参照いただきまして、適切な教職課程の実施及び学生への履修指導等を行っていただきますようお願いいたします。

また、教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会におかれても、教員免許状の取得を希望する者に対して必要な情報提供を行う際の参考として御確認ください。

なお、現在文部科学省ホームページに掲載している教職課程再課程認定等説明会質問回答集は、今回の整理を踏まえ、追って修正いたしますことを申し添えます。

（参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1399256.htm）

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局教職員課

教員免許企画室免許係*

TEL：03-5253-4111（内線 3969）

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

※本件に関するお問合せは、課程認定担当宛てではなく、法規担当宛てに上記連絡先までメールにて御連絡ください。

* 平成30年10月16日より「総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室免許係」へ変更となっている（電話番号及びメールアドレスに変更はない）。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集

平成30年5月18日

※「(参考) 再課程認定説明会質問回答集」欄の数字は、平成30年1月9日版の質問回答集の関連する質問番号です。

No.	区分	質問	回答	(参考) 再課程認定 説明会質問 回答集
1	①経過措置 (法附則)	「施行の際現に」在学しているとは、どのように判断されるか。	「施行の際現に」大学に在籍しているとは、当該学生が平成31年4月1日(0時0分)時点で大学に在籍している場合である。平成31年度入学者は、新法施行時(平成31年4月1日0時0分)には大学等に在籍していない。	(626)
2	①経過措置 (法附則)	4年制大学を平成31年3月に卒業後、平成31年4月から大学院、専攻科に入学する又は科目等履修生となる場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。	(617)
3	①経過措置 (法附則)	短大を平成31年3月に卒業後、平成31年4月より四年制大学(旧課程)に編入学生又は専攻科に入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	短期大学を卒業したことにより施行の際現に大学に在学している者に該当しないため、新法が適用される。	(627)
4	①経過措置 (法附則)	平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より教職課程を有する他学部他学科へ転学部・転学科した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○同一の大学内において転学部・転学科する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。 ○施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に転学部・転学科する場合も同様の扱いとなる。	(628)
5	①経過措置 (法附則)	平成31年3月31日まで教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、平成31年4月1日より同じ免許状の教職課程を有する他の四年制大学へ転入学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○四年制大学を卒業する前に、他の四年制大学へ転入学する場合は、学位課程の学修が継続しているため、施行の際現に大学に在学している者に該当し、旧法適用となる。 ○施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に転入学する場合も同様の扱いとなる。	(629)
6	①経過措置 (法附則)	転入学前後又は転学部・転学科前後の大学の学部学科等において同一の免許種・免許教科の課程認定を有していないと、旧法適用とすることはできないのか。	旧法適用する上で、同一の免許種・免許教科の教職課程を有していることは必須ではない。	-
7	①経過措置 (法附則)	施行の際現に四年制大学に在学していた者が、平成31年4月以降に、当該大学を卒業せず退学した場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	免許状の授与の所要資格を得る前に退学により在学関係が終了しているため経過措置の適用を受けなくなることから、新法が適用される。	(631)
8	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が、一部の科目を他大学で科目等履修生として修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	○施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。 ○この場合、科目等履修により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。	(636)
9	①経過措置 (法附則)	施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(633)
10	①経過措置 (法附則)	施行の際現に専修免許状の課程を有する大学院に在学していた者が、学部聴講(科目等履修)による科目の修得とあわせて、修了と同時に専修免許状(又は1種免許状若しくは2種免許状)の所要資格を満たす場合は、当該免許状の取得に関しては、新法と旧法いずれが適用されるのか。	○専修免許状については、施行の際現に大学に在学し、卒業までに所要資格を得ているため、経過措置の適用を受けることから旧法が適用される。 ○この場合、学部聴講(科目等履修)により修得する単位は、旧課程の科目である必要がある。 ○1種免許状、2種免許状についても、平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の学部聴講生(科目等履修生)としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(637) (638)
11	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有していない学部学科等に在学している学生が、教職課程を有する他学部・他学科聴講等により所要資格を得た場合は、新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の他学部・他学科聴講生(科目等履修生)としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(634)
12	①経過措置 (法附則)	施行の際現に教職課程を有する四年制大学に在学していた者が異なる学校種又は教科の教職課程を有する他学部・他学科又は他大学で科目等履修生として科目を修得し、卒業と同時に免許状の所要資格を満たす場合は新法と旧法いずれが適用されるのか。	平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学している者として、旧法適用となる。	(635)
13	①経過措置 (法附則)	平成31年度以降に、「平成30年度以前入学生」の課程に入学する編入学生や再入学生についても、新法適用となるのか。その場合においては、平成30年度入学生の学年に新法適用と旧法適用の学生が混在することとなるため、どのように学生に履修させれば良いか。	○経過措置の適用がない者であれば、編入・再入学先の学年にかかわらず新法が適用される。 ○大学は旧法の科目を新法の科目に読み替えることや、旧法の科目と新法の科目を兼ねた科目を開設することが可能である。	-
14	①経過措置 (法附則)	施行日前に免許状授与の所要資格を満たし、施行日後に免許状の授与と申請をした場合には、新法と旧法いずれが適用されるのか。	施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者(教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む)は、改正免許法附則第6条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。	(639)

15	①経過措置 (法附則)	旧法下で既に免許状の授与を受けている者が、新法施行日以後免許状が失効し、再度免許状の授与申請を行う場合においては、免許状の授与は可能か。	○施行日前に大学に在学し卒業までに旧法による所要資格を得ていた者（教職課程を有する大学の学科等における科目等履修生としての身分を有し、その課程を修了するまでに旧法による所要資格を得ていた者を含む）は、改正免許法附則第6条が適用されるため、施行日以降に免許状の申請を行っても新法の所要資格を得ているとみなされ、免許状の授与が可能。 ○なお、当該免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過している場合の免許状の授与においては、免許状更新講習の受講が必要となる。	-
16	①経過措置 (法附則)	旧法適用の学生が、所要資格を満たして卒業したが、卒業までに介護等体験（又は施行規則第66条の6）の要件を満たさなかったため、卒業時に免許状は取得していない場合、卒業後に免許状を取得する際は新法と旧法いずれが適用されるのか。	施行日前に旧法による免許状の所要資格を満たしているため、改正免許法附則第6条が適用され、平成31年度以降に介護等体験を実施又は施行規則第66条の6の科目を履修後、免許状の授与申請を行う場合においても新法の所要資格を満たしているとみなされ、免許状の授与が可能。	-
17	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	旧法による科目を開設できない場合、旧法が適用される学生について、新法の科目を旧法の科目に読み替える事は可能か。	新課程の科目を旧課程の科目に読み替えることはできない。このため、旧課程の学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。なお、新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目を開設することは可能である。	(593)
18	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	「新課程の科目と旧課程の科目を兼ねた科目」とは具体的にどのような授業科目か。	○「新課程と旧課程を兼ねた科目」とは、新旧いずれの課程においても免許状の取得のための科目と位置付けられている科目で、同一名称、同一シラバス、同一教員で開講するものを指す。 （例）旧課程で「道徳の指導法」という名称の科目を開講していた場合に、「新課程と旧課程を兼ねた科目」として新旧両課程に「道徳の理論及び指導法」という科目を開講するときは、旧課程の「道徳の指導法」を廃止（又は名称変更）し、「道徳の理論及び指導法」として新旧両課程で同一シラバス・同一教員で当該科目を開講する場合においては、「道徳の理論及び指導法」は新課程・旧課程いずれの科目としても使用することができる。 ○上記例により、旧課程の科目を変更する場合においては、当該科目の開講前に変更届を提出する必要がある。	-
19	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	新旧課程両方に使用可能な科目を開設する際、新課程の「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」の両方を含む科目を旧課程の「特別活動の指導法」として開設することは可能か。	○新旧両課程の科目として必要な内容を含むものであれば可能である。 ○この場合には、旧課程に在学する学生が当該科目の単位を修得した場合は、改正施行規則附則に基づき、新課程の「特別活動の指導法」「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目の単位を修得したものとみなすことも可能である。	(622)
20	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	新課程の教育の基礎的理解に関する科目の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に対応する科目（2単位）と「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応する科目（2単位）の両科目をあわせて、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を兼ねる科目として開設することが可能か。	可能である。 その場合においては、両科目を履修することで、旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」の科目を修得したことになる。 そのためには、両科目を旧課程の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の科目に位置付ける必要があるため、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前に提出する必要がある。	-
21	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	改正施行規則附則第3項及び第4項において、旧課程から新課程への読替方法が示されているが、旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を、新課程で「大学が独自に設定する科目」に読み替えることは可能か。	○改正施行規則附則第3項表においては、「教育の基礎理論に関する科目」から「大学が独自に設定する科目」へ直接の読替えが可能とは規定されていない。 ○旧課程の「教育の基礎理論に関する科目」を新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」に読み替えた上で、当該科目区分の必要最低修得単位数を超過した単位については、「大学が独自に設定する科目」の必要単位数に充当することが可能。	-
22	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	英語科の旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したが免許状授与の所要資格を得ずに卒業した学生が、新課程で免許状取得に必要な単位を修得する場合、「英語文学」の一般的包括的内容を含む科目を修得したと大学の判断でみなしてよいか。	○旧課程で「英米文学」の一般的包括的内容を満たす科目を修得した科目を新課程の「英語文学」の一般的包括的内容を満たす科目への読替えの可否については、英米文学から英語文学への科目の移行状況や再課程認定における審査結果をふまえたうえで、新課程を有する大学の判断により可能である。	-
23	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	旧課程に入学したものの経過措置の適用がなく新法の適用を受ける者に対し、平成31年度以降に旧課程で開講する科目を履修させ、教育職員免許法施行規則の経過措置の規定に基づき大学の判断で新課程の科目としてみなすことは可能か。	大学の判断により可能である。	-
24	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	教職課程では使用していない既存科目「特別支援教育」について、新課程を有する大学が適当と認める場合においては、当該科目を新課程の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすことは可能か。	○改正施行規則附則第3項にて、読み替えの対象は「旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位」と規定されているため、教職に関する科目あるいは教科又は教職に関する科目のいずれにも位置付けられていない科目を新課程の科目として読み替えることはできない。 ○当該科目を旧課程の科目として位置づけた上で、新課程の科目に読み替えることは可能である。なお、その場合においては、当該科目を（教職課程の科目として）開設するまでに、変更届による届出が必要となる。（旧課程のみに適用する科目であっても、科目を新設する場合は変更届の提出が必要）	-
25	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	平成30年度末をもって教職課程を取り下げる（再課程認定を行わない）課程において、年次進行により平成31年度以降に開設される旧課程の科目を科目等履修生が受講することは可能か。可能である場合、旧課程で履修した科目を新課程の科目に読替えが可能なのか。	○科目開設大学が認める場合においては、平成31年度以降に、科目等履修生が旧課程の科目（平成30年度以前入学生用の科目）を履修することは可能である。ただし、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えることができるのは、新課程の認定を受けている大学である。	-

26	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	新課程の中一種（国語）の認定を受けている大学が、旧課程の中一種（数学）の科目を読み替えることは可能か。	新課程の認定を受けている大学は、認定を受けている免許種に係る科目にのみ読替え可能である。 ただし、同一学校種における「教職に関する科目」は、各教科の指導法の科目を除き、他教科の免許状の取得に流用が可能と解される（教員免許ハンドブックP275上段参照）ことを踏まえ、旧課程の中一種（数学）の教職に関する科目及び教職に関する科目に準ずる科目を、新課程の中一種（国語）のこれらに相当する科目として読み替え、それを流用することはできる。	-
27	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	旧課程において、既に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を含まない「特別活動の指導法」を修得している者について、「総合的な学習の時間の指導法」の内容について別途補習等を行うことにより、修得済みの「特別活動の指導法」を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替えることは可能か。	○補習のみをもって、単位認定済の「特別活動の指導法」に「総合的な学習の時間の指導法」の内容を加えることはできない。総合的な学習の時間の内容を含む科目の履修が必要である。 ○なお、補習の内容について、旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」又は「教職に関する科目に準ずる科目（教科又は教職に関する科目）」の科目として位置付けるのであれば、新課程の「総合的な学習の時間の指導法」の科目として読み替えることが可能。その場合においては、平成30年度以前入学生に適用する教職課程の変更届を、当該科目が開講する前（事例の場合は平成31年度末まで）に提出する必要がある。	-
28	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	新課程への再課程認定申請の際に廃止された科目を旧課程の時に履修していた場合であっても、新課程の認定を受けた大学が適当と認める場合には、新課程の科目の単位としてみなし、学力に関する証明書に記載することは可能か。	可能である。	-
29	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	旧課程の「教育課程及び指導法に関する科目」のうち、「教育課程の意義及び編成の方法に係る部分」については、内容に応じて新課程の2つの科目区分（「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」）に読み替えが可能となっているが、その場合、教育課程の意義及び編成の方法に係る科目（1科目2単位）が両方の科目区分の内容を含む場合については、それぞれの科目区分に1単位ずつ読み替えるということが可能なのか。	○いずれか一方の科目区分に読み替えることが必要であり、1つの科目の単位を分割することはできない。 ○旧課程の「教育課程の意義及び編成の方法」に対応する科目が「教育課程及び指導法に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」として読替え、「教育の基礎的理解に関する科目」の他の事項とあわせて構成されている場合においては、新課程の「教育の基礎的理解に関する科目」として読み替えることとなる。	-
30	②新旧科目の 読替え（施行 規則附則）	旧課程の科目を「総合的な学習の時間の指導法」に読み替える場合、旧課程の科目の内容についてどの程度総合的な学習の時間の指導法を含む必要があるか。	「総合的な学習の時間の指導法」については、修得単位数の規定はないため、その学修時間及び内容については、新課程において認定される「総合的な学習の時間の指導法」の内容に応じ、大学において適切に判断いただきたい。	-
31	③科目の履修 方法	旧課程で履修した者が経過措置の適用を受けない場合に新法の下で所要資格を得るには、旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については追加で履修することが必要であるのか。	○旧課程にはなかった事項である「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」については、次のいずれかの対応を行うことが必要である。 ① 新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目を追加で修得する。 ② 改正法施行規則附則に基づき、大学において当該学生の履修の状況を勘案し、これらの事項の内容を含む旧課程の科目の単位を、新課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」の科目の単位とみなす。 ○②の場合において、旧課程の科目の単位を「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目の単位としてみなすためには、旧課程の科目が当該事項の内容を1単位以上含むものであることが必要である。	(620)
32	③科目の履修 方法	修得単位数が定められている「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」並びに「道徳の理論及び指導法」について、これらの事項を含む科目を単位流用をする場合には、改めて流用先の学校種の当該事項の所定の単位数を必ず修得しなければならないのか。	「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「道徳の理論及び指導法」の流用によって当該事項の必要単位数を満たす場合は、流用先の学校種の当該事項の単位を追加修得する必要はない。	(624)
33	③科目の履修 方法	旧法では単位流用が認められていなかった教育課程及び指導法に関する科目に該当する科目についても、流用が認められるという理解でよいのか。	現行の教育課程及び指導法に関する科目のうち、「保育内容の指導法」「各教科の指導法」以外の事項を含む科目の単位については、改正後は流用可能となる。	(624)
34	③科目の履修 方法	旧課程で「教育課程の意義および編成の方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際においてカッコ書きで追加された「カリキュラムマネジメント」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。	今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。	(618)
35	③科目の履修 方法	旧課程で「進路指導の理論及び方法」を履修した者が、新法で免許状を取得する際において事項名称の一部として追加された「キャリア教育」の内容を含む新課程の科目を改めて履修することが必要となるのか。	今回の施行規則改正により、事項のうち、その名称の一部に変更が生じたものや括弧書きが新たに追加されたものについては、旧課程における当該事項を含めた科目の単位を修得したことをもって、新課程における当該事項を含む科目の単位を修得したものとみなして差し支えない。	(619)
36	③科目の履修 方法	改正後の施行規則からは「教科に関する専門的事項」の必要合計修得単位数が削除されているが、例えば中・高一種免の取得において「各教科の指導法」を10単位修得し、「教科に関する専門的事項」を中学校18単位、高校14単位修得した場合において「教科及び教科の指導法に関する科目」の要件を満たすという理解でよいのか。	○別表第1により所要資格を満たす場合、各区分において修得を必要とする事項及び内容を含んでいる場合においては、御質問のとりの修得方法でも差し支えない。 ○別表第1以外により所要資格を満たす場合においては、「各教科の指導法」、「教科に関する専門的事項」それぞれの事項ごとに必要修得単位数が定められている場合があるため、留意いただきたい。	(603)
37	③科目の履修 方法	複合科目の修得をもって改正施行規則第4条第1項表備考第六号に規定する「各教科の指導法」8単位を修得したものとされるのか。	複合科目をもって、各教科の指導法の必要単位数としてあてることができない。「各教科の指導法」として必要単位数を満たす必要がある。	(608)

38	③科目の履修方法	旧課程で大学において認定していた各教科の指導法の科目の必修単位を完修（例えば中学校の課程において6単位必修のところ6単位全てを修得）できたものの免許状授与の所要資格を得ずに卒業した学生が、新法による所要資格を得ようとする場合、新課程における各教科の指導法の必修単位数（中学校8単位）との差分の2単位を追加で修得する必要はあるか。 また、旧課程で各教科の指導法の科目を完修できないまま（例えば中学校の課程において6単位必修のところ4単位のみ修得）卒業した学生が、新法による所要資格を得ようとする場合、差分の4単位のみ修得が必要となるのか、あるいは8単位全ての修得が必要となるのか。	前段、後段ともに、旧課程で履修した科目を新課程の科目に読み替えた単位が、新法に必要な単位数に満たない際には、差分の単位を履修する必要がある。	-
39	③科目の履修方法	中学校一種免の「各教科の指導法」について旧課程では大学において4単位必修としており、新課程ではこの4単位を含む8単位を必修科目として指定している。 その場合において、旧課程の科目を新課程の科目に読み替える際に、旧課程の4単位のみを修得していることをもって、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を修得したとすることが可能か。可能である場合においては、新課程で所要資格を満たそうとする際に不足となる残り4単位分については、既に修得済みの4単位以外の「各教科の指導法に関する科目」であれば、必修・選択科目いずれかを履修させても構わないか。	○旧課程の科目において、改正前の免許法施行規則第六条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいる場合は、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいるとすることが可能。 ○その場合、改正施行規則第二条第1項表備考第二号に規定する「包括的な内容」を含んでいることが分かるよう、学力に関する証明書において「確認欄」に○が記載されることを前提に、不足分の「各教科の指導法」の単位を修得する場合には、必修・選択科目のいずれから履修しても構わない。	-
40	③科目の履修方法	「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない。」とは、具体的には、どのような流用方法が認められないのか。	教育実習の必要単位の一部に学校体験活動の単位を充てる場合には、残りの単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要があり、他校種の教育実習の単位を流用することはできない。 また、逆に、教育実習の必要単位の一部に他校種の教育実習の単位を流用する場合には、残りの単位数は必ず当該校種の教育実習の単位である必要があり、学校体験活動の単位を充てることはできない。	(609)
41	③科目の履修方法	旧課程に入学した学生が、卒業までに免許状授与の所要資格を得ることが明らかに不可能と判断した際等に、新課程で追加された事項の内容を含む科目を在学中にあらかじめ履修することは可能か。	大学の履修規程等により、旧課程に入学した学生が新課程の科目を履修することも認められているのであれば可能である。	(623)
42	③科目の履修方法	大きくくり化された「教科及び教科の指導法に関する科目」において、現行の「教科に関する科目」における「一般的包括的な内容を含む科目」の取扱いはどのようになるのか。	現行の考えと同様である。ただし、外国語（英語）については、外国語（英語）コアカリキュラムに示す内容が含まれているか課程認定審査において確認を行う。	(591)
43	③科目の履修方法	改正免許法においては、現行の免許法附則第1項が削除されているが、これにより、高等学校教諭免許状（工業）の普通免許状の取得においては、平成31年度より、必ず従前の「教職に関する科目」に該当する科目（教育実習等）の単位の修得が必要になるのか。	改正免許法施行規則第5条第1項表備考第六号に同様の規定を設けている。	(586)
44	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則附則第2項又は第7項の適用がある場合において、幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する科目」又は「教科に関する専門的事項」の単位を修得し、別途「領域に関する専門的事項」の単位を修得した場合、幼稚園教諭免許状取得の際、合算して使用できるか。	○改正施行規則附則第7項の適用を受ける学生が、幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する専門的事項」の単位を修得し、別途「領域に関する専門的事項」の単位も修得した場合、これらを合わせて幼稚園教諭免許状の所要資格を満たすことは可能。 ○旧課程において幼稚園教諭養成課程の小学校の「教科に関する科目」の単位を修得した者が、附則第2項の適用を受けて、修得した単位を「領域に関する専門的事項」の単位とみなされた場合、別途「領域に関する専門的事項」の単位も修得して合わせて幼稚園教諭免許状の所要資格を満たすことは可能。 ○なお、大学の幼稚園教諭養成課程の認定に関しては、領域に関する専門的事項又は附則第7項の小学校の教科に関する専門的事項のいずれかで課程認定基準を満たすことが必要であり、留意されたい。	(584)
45	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則附則第7項の適用を受けるためには、卒業までに「所要資格を得る必要があるか。	平成34年度までに入学した学生が、引き続き在学し改正施行規則附則第7項の適用を受ける間に小学校の「教科に関する専門的事項」について修得した単位は、「領域に関する専門的事項」の単位として充てることができる。この場合、卒業するまでに所要資格を得られなかった場合も含まれる。	(596)
46	④幼稚園教諭免許状関係	改正施行規則第2条第1項表備考第十三号に基づき、領域及び保育内容の指導法の単位のうち、半数までは小学校教諭の課程の所定の科目の単位をもってあてることができるかとあるが、「半数」とは何の半数を指すのか。	施行規則第2条第1項表の第二欄「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の単位数から、「領域に関する専門的事項」について修得した単位数を差し引いた単位数の半数となる。	(614)
47	④幼稚園教諭免許状関係	幼稚園教諭一種免許状を取得するためには【領域及び保育内容の指導法に関する科目】区分において最低修得単位数は16単位であるが、今回の再課程認定申請において改正施行規則附則第7項を適用して【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の必要単位数を満たす場合においても、【領域及び保育内容の指導法に関する科目】の区分の総修得単位数は16単位となるのか。	改正施行規則附則第7項により幼稚園教諭免許状の授与要件を構成する場合においても、「領域及び保育内容の指導法」に必要な修得単位数は16単位となる。	(615)
48	④幼稚園教諭免許状関係	従前の、幼稚園免許状の「教科に関する科目」の科目区分「これらの科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目」は、改正施行規則附則第7項の経過措置に含まれていないのか。	改正前の免許法施行規則に定める「これらの科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目」に該当する科目を新法下で開設する場合には、「領域に関する専門的事項」に関する科目または「複合領域」に該当すると考えられることから、それらの区分において開設することができる。	-
49	⑤教育職員検定	改正免許法別表第4においては、教科に関する専門的事項及び各教科の指導法の必要修得単位数がそれぞれ規定されているため、複合科目の修得はカウントできないという解釈でよいか。	○改正施行規則第15条表のとおり、別表第4については「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」それぞれにおいて修得単位数が定められているため、いずれかの単位を修得することが必要である。 ○なお、免許法認定講習を開設する場合には、複合科目は各開設者が開設しようとしている科目の内容に応じて、「教科に関する専門的事項」又は「各教科の指導法」の区分を選択していずれか一方の科目として開設する。	(607)

50	⑤教育職員検定	平成31年4月以降に免許法別表第3～第8により免許状申請を行うとする場合は、旧法が適用されるか。新法が適用されるか。	○平成31年4月1日以降に別表第3～第8により免許状の授与申請を行う場合においては、新法により所要資格を満たす必要がある。 ○改正施行規則附則により、新旧の単位は読替えが可能である。	-
51	⑤教育職員検定	・改正施行規則第11条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（改正免許法別表第3関係） ・同第13条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（同別表第3関係） ・同第16条の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（同別表第5関係） について、同第2条から第5条までの表に規定されている教諭の「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に位置づけられている各科目に含めることが必要な事項に位置づけられている事項すべてを必ず含む必要はないと考えてよいか。	差し支えない。	-
52	⑤教育職員検定	平成31年4月1日以降に改正免許法別表3～8で免許状を取得しようとする場合には、「総合的な学習の時間の指導法」や「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のように追加された事項を履修しなければ所要資格を得られないのか。	改正免許法別表3～8において科目に含む事項として明示されていない「総合的な学習の時間の指導法」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については必ず含む必要はない。	-
53	⑤教育職員検定	改正施行規則第18条の2（改正免許法別表第8関係）において、「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3つの科目を合わせて、最低修得単位数が2単位（幼稚園教諭2種免許状を取得する場合を除く）と規定されているが、これら3事項を包含して2単位以上を修得する必要があるのか。（例えば「生徒指導の理論及び方法」のみ2単位修得しても、要件を満たしたことはないのか。）	○改正施行規則第18条の2において明示されている「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、従前のとおり包含して2単位以上修得する必要がある。 ○なお、2単位のうち、どの程度含まれる必要があるかは定められていないため、開設者において適切に判断いただきたい。	-
54	⑥学力に関する証明書	新課程の科目による「学力に関する証明書」は、いつから発行可能となるのか。	○改正教育職員免許法及び同法施行規則の施行日以降。 ○再課程認定の認定前であっても、申請の内容に基づいた新旧科目の読替え表や不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。なお、その場合においては、「文部科学省による審査の結果、予定している教職課程の内容や開設時期が変更となる可能性がある」旨を申し添えること。	-
55	⑥学力に関する証明書	学力に関する証明書について、新法施行後も引き続き大学独自の様式を使用しても構わないか。	可能であるが、学生や授与権者の判断が容易になるように、独自様式を使用する場合においても、後日文部科学省が示す予定の学力に関する証明書の様式に記載の内容を参考とした上で作成いただきたい。	-
56	⑥学力に関する証明書	平成30年度まで課程を有しており、再課程認定を行わず、平成31年度以降は課程を有さない学部について、平成31年4月以降、卒業生等から学力に関する証明書の発行依頼があった場合、旧課程の科目を新課程の科目に読み替えた学力に関する証明書を発行することは可能か。	○新法適用の教職課程を有さない大学は、新法に読み替えた学力に関する証明書を発行できない。 ○新法適用の教職課程を有する大学において、旧課程の科目を新課程に読み替えた上で学力に関する証明書を発行することになる。 ○新法適用の教職課程を有さない大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議いただきたい。	-
57	⑥学力に関する証明書	平成30年度内に発行する旧法の「学力に関する証明書」は新法施行後の平成31年度以降も使用可能なのか。	○経過措置が適用される場合においては、旧法に基づく学力に関する証明書により免許状の所要資格を満たしていることにより、新法による免許状の所要資格を満たしているとみなすため、平成31年4月1日以降においても免許状の授与が可能となる。 ○経過措置が適用されない場合においては、平成31年4月1日以降は新法に基づく学力に関する証明書により免許状の所要資格を証明する必要がある。	-
58	⑥学力に関する証明書	教職課程を取り下げた大学は、施行規則第66条の6の科目を証明する学力に関する証明書を発行することはできないのか。	教職課程を有しない大学においても、施行規則第66条の6の科目を証明することは可能。	-
59	⑦その他	新しい高等学校学習指導要領により、教科「公民」が「公共」に変わるが、免許状の種類や所要資格が変わるのか。	○「公共」は、教科「公民」に位置付けられる科目の一つであるため、授与される免許状は引き続き「公民」であり、公民の免許状の所要資格について変更はない。 ○学習指導要領が改訂されたことから、特に「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、改訂後の内容を踏まえた授業を行うことが必要となるため、留意いただきたい。	(616)
60	⑦その他	新課程の科目について、予定している年次では受講できない学生（例えば平成31年度修了予定の大学院生が学部のカリキュラム上、平成32年度以降に開講される科目を履修する必要がある場合等を想定）を対象とした科目を別途前倒して開講しても良いか。	○教員免許状取得のために使用可能な科目は、「免許状の所要資格を得させるために適当と認める課程」において修得する必要があるため、事例の場合においては、「別途開講」する場合であっても、当該開設科目が、認定課程を有している学部学科等に所属する学生の受講を前提とした科目として位置づけられている必要がある。 ○なお、再課程認定を受ける教職課程において開設する科目における科目の開設年次については、審査を省略しているため、大学の判断により適切な時期に開設いただきたい。	-

19. Q&A集（教育公務員特例法等の一部を改正する法律等関係）（最終改定：平成31年2月5日）

カテゴリ	質問事項	回答
1 教育職員検定 (別表第3～8)	平成28年度に免許法施行規則の一部が改正された際、施行規則第18条の5に規定する教育委員会が定める単位の修得方法についてモデルケースを示していただいたが、今回も同様に各別表ごとのモデルケースを示していただけるか。	別表3～8については、単位の修得方法に大きな改正はないので、モデルケースを示す考えはない。
2 教育職員検定 (別表第3～8)	平成29年11月17日「29文科初第1113号」にて通知のありました教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）において「2改正の要点」の「(6)イ 経過措置」の2つ目に「旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位のうち、附則第3項の表に基づき新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した科目の単位とみなすことができること。指定教員養成機関・免許法認定講習・免許法認定公開講座…（以下省略）についても同様。（附則3項）」とあるが、これは「大学」のみに限らず「教育委員会」が開設した免許法認定講習にも適用できると解してよろしいか。 〔具体例〕 現行法の教育職員免許法施行規則第6条備考4に、免許法別表1に規定する幼・小・中・高の教職に関する科目「各教科の指導法」に関する規定が記されている。平成31年改正法には現行法に規定されていない記載一三条備考二「学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。」がある。免許法認定講習では検定（別表3以下）による免許取得を促すものではあるが、その科目の内容は授与（別表1）に規定されている内容に準ずるものと解したときに、認定講習の単位も新法施行後は内容を充足した単位でなければならないと思われる。 千葉県委員会免許法認定講習の受講者の多くは複数年履修して免許申請するものが多く、免許法改正をまたいで受講者が多くいることが予想される。そのとき本年度認定を受けた講座の単位が次年度以降（新法下で）新法の内容に合致した単位であれば読み替え可能であるのか。 もしそうであるならば、本年度の認定申請提出書類、様式第3号：開設科目の概要、様式第5号：講師の氏名、所要職歴及び担当授業科目等に新法の内容を充足するような記載がなければならないのか。またその内容の指導経歴を満たす認定講習講師の選出が必要になるのか。ご質問させていただきたい。 〔当方の考え〕 本年度の認定申請提出書類「（様式第3号）開設科目の概要、（様式第5号）講師の氏名、所要職歴及び担当授業科目等」に新法の内容を充足するような記載があり、またその内容の指導経歴を満たす講師を充てるのであれば本年度認定を受けた講座の単位は、平成31年度以降も新法の内容に合致した単位としての読み替え可能。平成31年度以降に免許申請を行った場合に、新法の内容を充足しない単位については内容不十分となり、改めて新法の内容を含んだ科目の履修が必要。 ※平成30年度の「千葉県教育委員会免許法認定講習」は5月初旬の認定申請、5月下旬に認定申請許可を受け、6月より受講者の決定、7月～8月・12月に講習を行う予定。（4/27メールにて質問済）	【質問4、6、7、11と同旨】 教育職員免許法施行規則平成29年改正規則（以下「平成29年改正規則」という。）附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「免許法認定講習等」という。）の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。 経過措置としての性格に鑑み、この科目の読み替えについては弾力的に行っていただきたい。旧法下での免許法認定講習等の認定申請書類の科目の概要や講師の経歴に新法の内容が明示的に含まれていることまで求めるものではない。
3 教育職員検定 (別表第3～8)	平成29年11月17日付け「29文科初第1113号」教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）のP21、免許法施行規則第十一条備考三では 〔備考三〕 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したものと又は大学に一年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したものであるときは、その者は、次に掲げる免許状の授与を受けるとき、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして、この表を適用する。 〔細分〕 イ 幼稚園教諭の一種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目二単位及び保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位 ロ 小学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目二単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位 ハ 中学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目四単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等六単位を含めて二十単位 ニ 高等学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目五単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等五単位を含めて二十単位 備考三に「第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして」とありますが「次のイからロに掲げる科目の単位数を修得したものとみなして」という理解でよろしいか。 〔補足〕 小学校教諭免許状（一種免許状）の第二欄に掲げる単位数は合計三十単位。一方、（細分）ロに示されている単位数は表記の単位を含めて二十単位。第二欄に掲げる単位数を修得したとみなすとは、三十単位を修得したとみなすのか。または備考三の「次に掲げる免許状の授与を受けるときに…」という条文に、修得したとみなす単位の適用まで意味として含んでおり、20単位を修得したとみなすのか。（現行法と照らすと、20単位とは理解しておりますが）ご教授願います。（6/8 メールにて質問済）	御見解のとおり、当該条文の意味するところは、「第二欄に掲げる科目の『イ～ロに定める』単位数を修得したものとみなして、」という趣旨である。
4 教育職員検定 (別表第3～8)	「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」のNo.25において、「旧課程の科目を新課程の科目に読み替えることができるのは、新課程の認定を受けている大学だけである。」との回答が示されている。本県では免許法認定講習を例年実施しているが、31年度以降新課程で認定講習を実施する場合、No.25と同様に、30年度までに実施した科目については、本県が新課程の科目に読み替えてよろしいか。	【質問2と同旨】 平成29年改正規則附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習等の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。
5 教育職員検定 (別表第3～8)	「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」のNo.50において、「平成31年4月以降に別表第3～8により免許状申請を行う場合は、新法により所要資格を満たした場合には新法適用となるのか。」	【質問13と同旨】 お見込みのとおり。別表第1、第2、第2の2については、教育職員免許法平成28年改正法（以下「平成28年改正法」という。）附則第5条及び第6条に規定する経過措置により、新法施行後も旧法による授与が可能な場合が定められている。 別表第3～8による授与の場合、経過措置は定められていないため、新法施行後は新法により所要資格を満たす必要がある。 ただし、旧法下で履修した科目を、新法の科目に読み替えることができる（平成29年改正規則附則第2項～第5項）。
6 教育職員検定 (別表第3～8)	改正省令附則2項～4項では今回の改正による経過措置が定められており、都道府県教育委員会が実施する認定講習も読み替えの対象となっている。附則2（「3」の誤記と思われる。）項では第三欄に該当する科目を第二欄に該当する科目へ読み替えることができるが具体的に示されているが、附則2項及び3（「4」の誤記と思われる。）項では読み替えのメルクマールになるものがないか。	【質問2、7と同旨】 経過措置としての性格に鑑み、科目の読み替えについては弾力的に行っていただきたい。

7	教育職員検定 (別表第3～8)	別表第3～8による免許状授与申請について、在職年数、単位等所要資格をすでに平成31年3月31日までに満たしている場合でも、平成31年4月1日以降に申請を行う場合は、新旧の単位の読替えを行い、新法により授与を行うようになるのか。また、数年かけて計画的に単位取得を行っている申請者も多く、読替えにより規規則に定める単位に不足があった場合、混乱を招く恐れがある。県規則にて経過措置等設けることは可能か。	【質問2、6と同旨】 前段について、お見込みのとおり。 後段について、お考えの経過措置がどういったものか分かりかねるが、法令を超える経過措置を設けることはできない。 ただし、平成29年改正規則附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習等の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。その際、経過措置としての性格に鑑み、科目の読替えについては弾力的に行っていただきたい。
8	教育職員検定 (別表第3～8)	改正後の施行規則では、教職に関する科目に含まれる事項として「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」が新設されたが、当該事項は改正後の施行規則第11条(別表第3関連)中の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に必ず含まなければならないか(当該事項の修得がなければ免許状を授与できないか)。	【質問回答No.31、52参照】
9	教育職員検定 (別表第3～8)	改正後の施行規則第11条(別表第3関連)第1項条備考第1号及び同規則第13条条備考(各科目の単位の修得方法は、それぞれ第2条から第5条までに定める修得方法の例にならうものとする。)に基づき各都道府県が定める単位の修得方法において、改正後の施行規則で新設された事項(「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」等)を必ず含んで修得するよう規定しなければならないか。	【質問回答No.52参照】
10	教育職員検定 (別表第3～8)	必要単位を平成31年3月までに修得し終え、平成31年4月に別表第3を根拠に教員免許状の授与申請を行う者の実務成績証明書が平成30年度の場合、単位は改正施行規則附則により新旧の単位を読替えし、所要資格取得年度は平成30年度の取扱とすればよろしいか。	お見込みのとおり、別表第3による平成31年4月の授与申請であれば、新法により所要資格を満たす必要がある。所要資格取得年度は、実務証明年度及び単位修得年度から判断される。
11	教育職員検定 (別表第3～8)	平成31年度以降の検定(6条別表第3～8)の申請者の単位の取り扱いについて(改正法の内容のみだと、新法施行後から、検定の申請者は全て新法の適用になり、取得しないといけない単位の内訳が異なってしまう。平成30年度に単位や基礎資格を満たして、申請が平成31年度になってしまった申請者のうち、単位の読み替え後に不足単位が発生した者は単位の再取得を必ず行わないといけないのか、授与と同様に、旧法適用という形式で免許の申請が可能とみなすのか)	【質問2、4、6、7と同旨】 質問回答No.50のとおり、平成31年4月1日の新法施行後に別表第3～8により免許状の授与申請を行う場合、新法により所要資格を満たす必要がある。 その際、大学の旧課程における修得単位や旧法による免許法認定講習等での修得単位を新課程を有する大学や免許法認定講習等の開設者が新法による科目に弾力的に読み替えることが可能である。
12	教育職員検定 (別表第3～8)	(教育職員免許法施行規則附則第5項関係) ・免許法認定講習開設者については、新旧の単位の読替えが可能とされています。これは、開設している科目以外の科目(附則第2項から第4項に記載の科目)も読替えが可能ということでしょうか。 ・上記が可能な場合 平成31年4月以降に免許法別表第3～別表第8により免許状申請が提出され、審査をする場合、附則第2項～第5項を適用し、旧法で記載されている学力に関する証明書の単位を授与権者(免許法認定講習開設者)が読替えて審査してよいのでしょうか。もしくは、新法が適用されるため、新法で記載されている学力に関する証明書でなければいけないのでしょうか。 ※ 上記、質問事項に対し、回答の概ねもお示しさせていただきますようお願いいたします。	平成29年改正規則附則第5項において、「前3項に規定する新課程を有する大学には、…新法別表第3備考第6号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の開設者を含むものとする。この場合において、…『旧課程』とあるのは、『…』と、『新課程に』とあるのは、『…』とする。」と規定しており、免許法認定講習の開設者として読替えが可能なのは、免許法認定講習の単位である。この場合、現に開設していない科目も含めて読替えが可能である。【質問49参照】 これに対し、免許法認定講習の開設者は、大学等の、認定を受けた教職課程において修得された単位を替えることはできない。 後段の、学力に関する証明書に関するお尋ねについては、質問52参照。
13	経過措置の適用	法改正前に免許状の授与に必要な単位を取得したが、免許状の授与申請を平成31年度に行った場合は現行の施行規則を適用して対応するという理解で良いか。	【質問5と同旨】 別表第1、第2、第2の2による授与の場合は、お見込みのとおり(平成30年5月18日付け事務連絡「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について)(以下「質問回答集」という。)No.14参照。 別表第3～第8による授与の場合、平成31年4月1日以降に授与申請を行う場合、新法により所要資格を満たす必要がある(質問回答集No.50参照)。 ただし、旧法下で履修した科目を、新法の科目に読み替えることができる(平成29年改正規則附則第2項～第5項)。
14	経過措置の適用	検定において、単位の修得は終わっており、実務経験が31年度以降で満たされる場合、若しくは、実務経験で教育実習を現行法でいうと他の教職に関する科目で替えるケースの場合の授与において、単位については修得済みで同様の場合、平成30年度までに単位・学位が修得できれば改正施行規則附則により旧法(検定においては新旧単位の読み替え)で授与ができるのか、それとも新法で単位を修得し直す必要が生じるのか。 このような場合は、平成30年度までに所要資格を満たしていないため、大学等が認めず単位の読み替えが出来ない場合は、新法にて再履修と考えるのがいかがか。	①「検定において、単位の修得は終わっており、実務経験が31年度以降で満たされる場合」すなわち、教育職員検定による授与の場合に、在職年数を要件として含む場合(別表第3、5、6、6の2、7、8)、また、 ②「実務経験で教育実習を現行法でいうと他の教職に関する科目で替えるケースの場合の授与において、単位については修得済みで同様の場合」すなわち、別表第1、2において、教育実習又は養護実習の単位を、「保育内容の指導法に関する科目」「各教科の指導法に関する科目」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」等をもって替える場合、のいずれの場合も、平成31年4月1日まで(新法施行前までに)旧法による必要単位数を修得していたとしても、必要な在職年数を満たすまでは所要資格を得たことにならない。所要資格を満たして免許状の授与を受けるのが平成31年4月1日以降(新法施行後)となる場合は、新法により所要資格を満たす必要がある。 この場合、大学の旧課程における修得単位や旧法による免許法認定講習等での修得単位を、新課程を有する大学や免許法認定講習等の開設者が新法による科目に読み替えることも可能である。なお、読み替えた上でなお不足する単位があれば、改めて修得する必要がある。
15	経過措置の適用	平成30年度中に大学に在学を開始し、旧課程で履修を始めた者が、31年度中に教育実習以外の単位を満たして卒業したのち、32年度に教育実習の振替に必要な実務経験年数を満たした場合、経過措置を適用して旧法で免許状を授与できるか。	事例の場合、施行時(平成31年4月1日)に在学はしているが、卒業までに所要資格を満たしていないため、平成28年改正法附則第5条の経過措置の適用を受けない。

16	経過措置の適用	平成30年5月18日付け「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」No9において、施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、その後科目履修し、単位修得、免許申請する場合も旧法が適用されると読み取れる。この場合、施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、施行日までに単位修得ができなかったとしても旧法適用となるという解釈でよろしいか。(実際に大学側から照会がありました)	施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、平成28年改正法附則第5条の適用対象となりうるが、同条に規定されているとおり、卒業まで(科目等履修生の場合、科目等履修生としての在籍が終了するまで)に所要資格を満たさなかった場合は、旧法による教員免許状の授与はできない。
17	経過措置の適用	平成30年5月18日「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について(事務連絡)(以下「質問回答集」という。))において、2番の回答については平成31年4月1日0時00分時点で科目等履修生の身分を有しないから新法適用、9番(12番)の回答については平成31年4月1日0時00分時点で科目等履修生の身分を有するから旧法適用という理解が良いか。	お見込みのとおり。
18	経過措置の適用	質問回答集において、2番の回答では4月1日からの科目等履修生を新法適用としているが、免許事務ハンドブックP242上段④の回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱い(旧法又は新法いずれも適用できる)とは異なり、今回は一律に新法適用ということではよろしいか。	お見込みのとおり。
19	経過措置の適用	質問回答集において、9番(12番)の科目等履修生は旧法適用と判断されているが、在籍期間が平成30年4月1日～平成32年3月31日と年度が引き続き、平成30年4月1日～平成31年3月31日、平成31年4月1日～平成32年3月31日のように、年度ごとに途切れる大学においても同様の取扱いとしてよろしいか。同様の取扱いとする場合、平成31年3月31日に大学を卒業して平成31年4月1日から科目等履修生となる者についても同様の取扱いとなるのか。(免許事務ハンドブックP242上段④の回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱いでは「卒業から科目等履修登録までの間が、事務手続きの上やむを得ず約1ヶ月間が空く場合も含めて、旧法又は新法いずれも適用できる。」とされている。)	施行の際現に大学に在籍している者に該当しない場合は、経過措置を適用できない。 したがって、事例の場合、仮に当該大学において在籍期間が平成31年3月31日で切れるという扱いにしている場合には、経過措置の適用を受けないため、新法適用となる。
20	経過措置の適用	施行の際、現に大学に在籍しているかどうかで適用するのが新法か旧法かを判断するが、「在籍」とは学位課程への在籍のみということではよろしいか。本県の大学では、大学院に違いながら大学の教育学部の教職課程で履修し、教員免許状を取得するプログラムを設けているが、このプログラム自体は学位を認めるものではないため、平成30年度に在籍している者でも、申請が31年度であれば新法適用となるか。	【質問回答集No.10参照】
21	経過措置の適用	1 点目は、5月18日付事務連絡の質問回答集のNo.9に関連する事項で科目等履修生の新法経過措置の考え方を6月29日付で3点質問させていただいたのですが回答いただければと思います。(簡略版を本シートに記載しました) <No.9> 質問 施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法のいずれが適用されるのか。 回答 平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合には、施行の際に現に大学に在学しているものとして旧法適用となる。 1 <引き続きの解釈> この回答の引き続きの部分は、平成31年3月31日まで科目等履修生で在籍し、引き続き4月1日からも科目等履修生として継続するということか(A)、それとも学則上等、在籍が3月末日まででなかったとしても、同じ学部学科に平成31年4月1日以降も在籍するのであれば、数日の間があったとしても、引き続きとみなすことができる(B)のか、(A)と(B)どちらの解釈になるのでしょうか? 教員免許ハンドブック(第一法規 法令・解説編)(以下ハンドブック)241P下段イで、12年3月31日科目等履修期間が修了する者について、12年4月1日以降も引き続き科目等履修生として単位を履修する場合、旧法適用でよい。また旧法適用でよいとした場合、12年3月31日から間をおかず、引き続き4月1日から科目等履修生として在籍する必要があるか。? に対する解説では、「間をおかず」とは学部卒業年度と科目等履修登録が連続している場合、あるいはこれに準ずる場合を含む。これに準ずる場合として想定しているのは、学部卒業後科目等履修登録までの間に事務手続き上のやむを得ない事情により約1か月までの期間が生じてしまう場合などである、とあり、この解釈は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。適用されるなら(B)も旧法適用になるということでしょうか? 2 <科目等履修が複数年継続する場合> 2 点目は、ハンドブック243P上段の解説では、さらに一つの科目履修が修了し、間をおかず2、次の科目等履修生が修了するまでの間は継続した状態にあるものとみなす。この場合は旧法を適用できる。とあります。 この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。つまり科目等履修生が30年度、31年度、32年度と継続する場合も旧法を適用できると考えてよろしいでしょうか? 3 <科目等履修を異なる大学で継続> 3 点目は、ハンドブック244P下段後半部分、 なお、在学形態の継続の指標を間をおかずを目安とした場合、科目等履修生としての身分が継続していれば、異なる大学、学部であってもよいという解釈でよろしいか?に対する解説は、見解のとおりとありますが、この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか?	1 について この場合の「引き続き」については、平成31年3月31日で科目等履修生としての在籍が切れる場合を含まない。すなわち、質問回答集No.1のとおり、「施行の際現に」大学に在籍している者は、当該学生が平成31年4月1日(0時0分)時点で大学に在籍している場合であり、平成31年度入学者は、新法施行時(平成31年4月1日0時0分)には大学等に在籍しておらず、科目等履修生としての在籍も同様である。 2 について 平成28年改正法附則第5条の経過措置は、「施行の際現に」大学に在学(科目等履修生としての在籍を含む。)している者が、「卒業するまでは」旧法により所要資格を満たすことで教員免許状を授与できるとしたものであり、仮に「施行の際現に」科目等履修生として在籍している者であっても、卒業(科目等履修生としての在籍が切れる)までに所要資格を満たさなかった場合、経過措置は適用されない。 ただし、科目等履修生として(切れ目なく継続した)複数年の在籍がある場合、その在籍が切れるまでに所要資格を満たした場合は、経過措置が適用される。 3 について 2のとおり。
22	経過措置の適用	栄養士の免許申請を個人でさせている大学の生徒は、栄養士の免許が平成31年4月に授与される場合があるが、この者は、平成31年3月31日までに学士の学位を有し、別表第2の2(栄養教諭普通免許状)における最低単位数を全て修得した者であっても、新法適用となるのか。	平成28年改正法附則第5条の適用に関しては、経過措置としての性格に鑑みて、経過措置の適用を受ける者については、「学位課程又は科目等履修生の学修を修了するまでに栄養士の免許を受ける要件を備えたこと」を確認できる場合には、栄養教諭免許状申請時に実際に栄養士の免許を受ける前であっても、所要資格を得たものとして取り扱って差し支えない。 なお、「栄養士の免許を受ける要件を備えたこと」の確認に当たっては、 ・栄養士の免許を取得見込みであることの証明書(栄養士養成課程において発行したもの(様式任意。))若しくは栄養士免許を申請中の都道府県窓口において発行されたもの(「栄養士免許取得(見込)照会書」等を想定。写しでも可。) ・栄養士の免許の申請書の写し 等を提出させることが考えられる。
23	経過措置の適用	施行日以前から大学に在学し、管理栄養士養成施設の課程を修了した上で平成32年3月31日に大学を卒業したが、平成32年4月1日に栄養士の免許を授与された場合、別表第2の2(栄養教諭普通免許状)の所要資格を卒業までに満たさなかったということでは新法適用となるのか。新法適用ならば、追加で単位を取得する必要が生じるので、新卒者を栄養教諭に採用できないこととなる。	【質問22参照】

24	別表第1、2、2の2	別表第1での中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項については、必ずしも「中学校専修・一種：20単位 二種：10単位」、「高等学校 専修・一種：20単位」以上を修得する必要はないと解してよいか。 例「中学校一種 教科に関する専門的事項：16単位 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）：12単位」	【質問回答No.36参照】 平成29年改正規則第4条第1項の表備考第6号において、第2欄「教科及び教科の指導法に関する科目」についての修得単位数を定めており、御指摘の例のような修得方法も可能である。
25	別表第1、2、2の2	施行規則第2条第1項表備考13号により、保育内容の指導法に関する科目の半数まで充てられる小学校の各教科の指導法の単位には、今回の改正で新たに加わる外国語の教科の単位を含むことができるか。	できる。
26	別表第1、2、2の2	教育職員免許法施行規則第2条 表 備考8 後段 「この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。」のとおり、「学校体験活動の単位を含める場合は、他の学校種の教育実習の単位をあてることができない」という解釈でよいと思うが、複数の学校種の免許状授与を受けようとする場合、これまで以上に、該当学校種での教育実習の単位修得が必要になると考えてよいか？	前段はお見込みのとおり。 後段については、御質問の趣旨が判然としないが、例えば、小・中の免許状取得を希望する場合、小学校での学校体験活動による2単位を教育実習の単位に含めることとした場合、小学校教諭免許状取得に当たっては、小学校教諭養成課程の教育実習の3単位を修得することが必要であり、かつ、中学校教諭免許状取得に当たって、小学校教諭養成課程の教育実習の3単位を流用する場合は、中学校教諭養成課程の教育実習の2単位を修得することが必要である。
27	別表第1、2、2の2	教育職員免許法施行規則第2条 表 備考12 後段 「小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）」のうち「次条第1項」は小学校教諭の普通免許状に関する内容であるので、「同様とする」ということは、「幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる」という解釈でよいか？	【質問29後段と同旨】 お見込みのとおり。（改正前の教育職員免許法施行規則第6条の表備考第14号と同様。）
28	別表第1、2、2の2	H30年度4年生が教育実習のみ未修得で卒業し、4月から科目等履修生で免許状取得を目指す場合です。今までですと教育実習のみを追加修得すれば免許状授与となっていました。新法適用により新たな科目、実際には特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解、総合的な学習の時間の指導法が必要となります。 ただ、該当大学の開講年次の関係で、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は2年生担当科目のため平成32年度開講、「総合的な学習の時間の指導法」は4年生担当のため平成34年度開講となるようで、平成31年度はこれらの2講座の開講がないそうです。そこでこの2科目については31年度に開講する他大学の通信教育課程で修得させる予定だそうです。 そこで、修得後は、該当大学の学力証明と通信課程大学の学力証明をあわせて申請し免許状が授与されるという考え方でよろしいでしょうか。また、新法でいう新たな科目はこの2科目でよいのかご教示をお願いします。	前段についてはお見込みのとおり。 後段については、旧課程で修得した科目の単位を新課程の科目に読み替えた上で、足りない科目を追加で履修する必要がある。なお、各教科の指導法の最低修得単位数が規定されたことに伴い、それが不足する場合には追加で履修する必要があるが、このことも含め、旧課程での履修状況によってそれぞれ状況が異なるため、追加の履修が必要な科目は一概には言えない。
29	別表第1、2、2の2	(教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考2号関係) 「保育内容の指導法」について、5領域を含む必要はなく、少なくとも教職課程コアカリキュラムの内容を満たしていることが必要とされています。 教育職員免許授与に係る審査の観点から、どのような点に注意をして審査をしたらよいでしょうか。(コアカリキュラムの内容を満たしているかは、「学力に関する証明書」の確認欄のみの確認でよいでしょうか。)	コアカリキュラムは、教職課程編成のための参照指針であり、免許授与の可否に関する判断に際しては、コアカリキュラムを満たしているかどうかは対象にならない。
30	別表第1、2、2の2	単位流用について・・・施行規則第2条第1項の表備考11号で「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導教育相談等に関する科目」、「教育実習」、「教職実践演習」についてそれぞれ流用可能単位数が定められているが、第12号においても「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラムマネジメントを含む。）」、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目についても流用可能となっている。第11号において流用した単位数に加え、第12号をもってさらに単位を流用することができるということでしょうか。(例えば「教育の基礎的理解に関する科目」を8単位流用し、さらに「教育課程の意義及び編成の方法」を2単位流用する。合計10単位の流用。) また、施行規則第2条第1項の表備考12号において、最後の記述に「次条第1項の表の場合においても同様とする。」とあるが、これについては小学校教諭免許状の所要の単位を幼稚園教諭免許状の単位を流用して構成する場合について、幼稚園教諭免許状の単位「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラムマネジメントを含む。）」並びに「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を2単位若しくは1単位流用することができるという解釈でよろしいか。	前段について、「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」及び「教育の方法及び技術に関する科目」については、第12号により、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位のみ流用可能である。 したがって、第11号については、第3欄「教育の基礎的理解に関する科目」は、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。）」を除く事項から8単位まで、第4欄「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。）」を除く事項から2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。 例えば、教育の基礎的理解に関する科目について、第11号により、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。）」を除く事項について8単位流用し、更に、第12号により、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。）」について小学校教諭普通免許状授与の際の科目の単位から2単位流用し、合計10単位流用することができる。 後段については、お見込みのとおり。
31	別表第1、2、2の2	・施行規則第2条第1項表備考11に基づく流用と備考12に基づく流用の重複は可能ですか。(小一種所持者が幼一種を取得する場合、備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目を8単位流用し、さらに備考12に基づき教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)の部分について2単位流用して、教育の基礎的理解に関する科目を10単位修得済とすることはできますか。)	【質問30参照】
32	別表第1、2、2の2	(教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考8号、9号及び11号関係) 「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位(単位の流用)を認めない。(平成30年5月18日付け教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集(No.40))」とされています。 教育実習に学校体験活動を含んだ場合、残りの単位について、施行規則第2条第1項表備考9号の適用は可能でしょうか。	可能である。
33	別表第1、2、2の2	・施行規則第2条第1項表備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目の単位を流用する場合、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)の部分については、備考12の反対解釈により、中学校及び高等学校の単位は流用できないのでしょうか。(中一種所持者が幼一種を取得する場合において施行規則第2条第1項表備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目について8単位流用した場合、残りの2単位は教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)の部分を含んで修得する必要がありますか。)	【質問30参照】 お見込みのとおり、事例の場合、「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」については、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位からのみ流用できる(中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合は流用できない)。 また、教育の基礎的理解に関する科目について8単位流用した場合、残りの2単位は修得していない事項について修得しなければならないため、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。）」の事項について修得しておらず、流用することもできない場合、当該事項について修得する必要がある。
34	別表第1、2、2の2	・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位を流用する場合、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)の部分についてもNo.33と同様ですか。	【質問33参照】

35	その他 (平成29年改正規則)	別表第1・3・4・5・8における「教科に関する専門的事項」について一般的包括的内容を含んで修得しなければならない場合について、現行法の取扱いから変わるものがあるか。	御質問の趣旨が判断としないが、一般的包括的内容の取扱いについての変更はない。
36	その他 (平成29年改正規則)	養護教諭及び栄養教諭普通免許状の授与において、単位を流用（「養護→栄養」及び「栄養→養護」）する場合、科目によっては、流用できる単位数が最低修得単位数を超えているが、超えた分は「大学が独自に設定する科目」に充てられる、ということによるのでしょうか。	お見込みのとおり。
37	その他 (平成29年改正規則)	質問回答集のNo.56について「新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議していただきたい」とありますが具体的にどういうことでしょうか。	旧課程において修得した単位は、新課程を有する大学でしか読替えができないことを踏まえ、平成28年改正法の施行に際して教職課程認定の申請を行わず、新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、卒業生等から求めがあった際に、読替え可能な大学と調整を行うなど、旧課程に在学していた学生の不利益にならないよう配慮願いたい、という趣旨である。
38	その他	小学校教諭普通免許状の授与において、単位差を利用して一種免許状を取得する場合、第二欄中、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、二種取得時に修得していない科目の指導法を履修することよろしいか。	小2種免を取得する際に修得していない教科の指導法に関する科目の単位を修得することが望ましい。
39	その他	別表第7で、特別支援1種免許状（知肢病）所持者が特別支援2種免許状を申請し、第二欄で視知の資格を満たしていても、授与できるのは視のみということよろしいか。	お見込みのとおり。 平成20年11月12日付け20文科初第913号別紙にて通知しているとおり、教員免許更新制の導入に伴い、教諭の1種免許状を有する者に対して、学校種及び教科又は特別支援教育領域が同一の2種免許状の授与は行わないこととする取扱いをお願いしたい。
40	その他	（教育職員免許法施行規則第18条の2 表備考第4号関係） 受けようとする免許状が中学校教諭2種免許状の場合、表下欄の学校として「ハ 義務教育学校」、「ホ 中等教育学校」とあるため、例えば義務教育学校の小学部、及び中等教育学校の高等部における在職年数も、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明があれば、この表を適用できますでしょうか。	お見込みのとおり。
41	その他	（教育職員免許法附則第18項関係） 平成32年3月31日に最低在職年数を満たす者の教育職員免許申請及び授与については、どのように行ったらよいでしょうか。	平成28年度教員免許事務担当者説明会において、教育職員免許法附則第19項（平成31年4月1日以降は附則第18項。以下「幼保特例」という。）について、平成32年3月31日に実務経験3年を満たす者も対象であり、授与見込みの状態です。事前に仮免許状を授与する案を説明したところ。 なお、現在、子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度全体について認定ことも園法に定められた施行後5年経過時の見直しについて議論しているところであり、現在、幼保特例についても、有識者から延長を希望する意見をいただいているところ。 今後の具体的な方策については、本会議での議論も踏まえ、追ってお知らせすることとさせていただきます。
42	その他	（教育職員免許法附則第18項関係） 文部科学省のホームページ内に、附則第18項関係（幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例）の記載（必要単位等を含む。）があります。 免許法等の改正にあわせて、附則第18項関係のページについて改訂の予定はありますか。また、予定がある場合は、いつ頃を予定していますか。	平成29年改正規則の施行に伴い、幼保特例について、修得することを必要とする単位の科目に変更があるため、ホームページ改訂を予定している。時期は未定だが、混乱を生じないように留意する。
43	教育職員検定 (別表第3～8)	①【質問14】について、回答からは、「所要資格を満たすのが平成31年4月1日以降であるため新法適用となる」と読み取れるが、検定の場合は、所要資格をいつ満たしたかは関係なく（平成31年3月31日までに所要資格を満たしていたとしても）、平成31年4月1日以降の申請であれば、新法適用となるという認識でよいか。 ②また、平成31年3月中に申請して授与が4月になった場合はどうか。	① お見込みのとおり。 ② 申請時点の法律で御判断いただくことになる（平成31年3月中の申請であれば、旧法適用となる。）。
44	教育職員検定 (別表第3～8)	別表第3～8において、新法と旧法の適用は、申請時点、受理時点、授与時点のいずれの時点において判断すべきか。	申請時点の法律で御判断いただくことになる。
45	教育職員検定 (別表第3～8)	別表第3で、最低在職年数を超える在職年数があることにより、修得すべき単位数が軽減される者について、その者が修得すべき単位の修得方法については、都道府県教育委員会規則で定めることとされている（平成29年改正規則第14条）が、複数年かけて免許取得を目指して来た者にとって、施行のタイミングを境に突然修得すべき単位の内容が変わる可能性もあり、そうした者の救済措置は設けられないか。	別表第3に関しては、科目の名称は変更したものの、改正前と比較して修得単位数に変更はなく科目の区分も細分化していない。教育委員会規則においても、旧法下で単位を取得した者が不当に不利益を受けないう、御配慮いただきたい。
46	経過措置の適用	①平成29年改正規則附則第7項は、別表第3により幼稚園教諭免許状を上進する際にも適用できるか。 ②できる場合、新法の趣旨（幼稚園教諭免許取得に当たっては、小学校の教科に関する専門的事項ではなく、幼稚園の領域に関する専門的事項の単位を修得させること）に反することにならないか。 ③また、読替えについて、小学校の教科に関する科目と幼稚園の領域に関する専門的事項については、必ずしも内容が一致しないと思われるが、新課程を有する大学において読み替えることができず、結果的に不利益を被る者が出てくるのではないか。	① この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程（旧別表第1備考第3号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。）、すなわち教職課程認定を受けた大学の課程又は指定教員養成機関に平成34年度までに入学し、引き続き在学する学生については、改正省令附則第7項の適用がある。 ② 大学の教職課程及び指定教員養成機関が、領域に関する専門的事項に移行するために一定の時間を要することを考慮して、経過措置として規定しているものであり、新法の趣旨に反するものではない。 ③ 改正省令附則第2項により、旧法の認定課程において修得した教科に関する科目は、新法による認定課程を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した領域に関する専門的事項に関する科目とみなすことができる。この読替えは、経過措置としての性格を踏まえ、弾力的に行うように大学等に周知している。
47	科目の読替え	旧法の教職課程や免許法認定講習等で教科に関する科目を修得した際に「一般的包括的内容」を満たしていた場合であっても、新法の科目に読み替えた際に満たさなくなることはあるのか。読み替える大学等の裁量次第か。	科目の読替えができるのは、附則第2項から第5項に規定する主体が適当と認めるものである。なお、一般的包括的内容の科目の取扱いに関しては、改正前後で変更ない。また、読み替えは、経過措置としての性格を踏まえ、弾力的に行うように大学等に周知している。
48	科目の読替え	旧課程の単位の旧課程への読替えについて、大学は新課程を有する大学のみが読み替えられる（教職課程を取り下げるなどして、新課程を有さない大学は読み替えられない）が、都道府県教育委員会の場合、新法に読み替える科目を免許法認定講習として実際に開設していなければ、旧法による免許法認定講習の単位を読み替えることはできないのか。	新法に読み替える科目を免許法認定講習として実際に開設していない場合であっても、免許法認定講習の開設者として旧法による免許法認定講習の単位を読み替えることは可能である。

49	科目の読替え	別表第3で幼稚園の免許を授与する場合に、領域に関する専門的事項に関する科目と変わったが、新法で扱うということになった場合、例えば今年度までに認定講習で小学校の国語等を取れば、それは機械的に読み替えて大丈夫なのか。	平成29年改正規則附則第5項に基づき、旧法の小学校の教科に関する科目に係る免許法認定講習の単位を新法の幼稚園の領域に関する専門的事項に係る免許法認定講習の単位に読み替えることは可能である。 個別の免許法認定講習の単位の読替えについては、開設者として弾力的に御判断いただきたい。
50	科目の読替え	過去に受講した免許法認定講習等の単位を読み替える場合は、どれくらい古いものまで使えるのか。 例を挙げると、特別支援学校教諭免許取得に係る免許法認定講習については、目安として、平成以降のものを使用するよう、過去に問合せをした際に回答いただいているようであるが、今回も同様と考えて良いか。負担減の考え方は分かるが、資質の担保の観点からは問題ないのかと思うところがある。	一般論として具体的な期間を示すことはできないが、必要な事項が含まれていない科目については、使用することができない。
51	科目の読替え 学力に関する証明書	【質問12と同旨】 平成31年4月以降に教育職員検定により授与申請する場合には、新法により所要資格を満たす必要があるが、申請の際には新法に読み替えた学力に関する証明書が必要か。 別3～8の場合、複数年かけて単位を修得していく者が多く、免許法認定講習の開設者としては、これまでに出した旧法下での証明書をすべて新法に読み替えて出し直すことは、実務上非常に難しい。読替えにあたって新法の証明書を必ずしも発行しなくても良い（免許法認定講習等の開設者として判断する）ことを可ともしてもらえるとありがたい。	免許状の授与に際し、免許法認定講習の開設者として都道府県教育委員会が、旧法下での学力に関する証明書に基づいて新法の単位に読替えを行うことが可能であれば、新法に読み替えた学力に関する証明書を提出させることは要しない。大学が開設した認定講習の単位など、旧法下での学力に関する証明書に基づいて新法の単位に読替えを行うことが都道府県教育委員会において困難である場合には、必要に応じ、新法に読み替えた学力に関する証明書を求めることも可能である。
52	学力に関する証明書	学力に関する証明書について、当該免許法認定講習が「新法の内容を満たしている」「旧法の内容である」旨を備考欄等に記載すべきか。	学力に関する証明書の証明日付から当該免許法認定講習等の適用法令は明らかであるため、従前のとおり、学力に関する証明書には、適用法令の記載を義務づける予定はない。
53	学力に関する証明書	平成29年改正規則第2条第1項の表備考第8号に、学校体験活動の単位を教育実習の単位に含めた場合、他の学校種の教育実習の単位を流用することができないとあるが、学力に関する証明書上、記載されている学校体験活動の単位が教育実習の単位に含めたものなのか、大学が独自に設定する科目として履修したものなのか、明らかに判別できるようになっているか。	学校体験活動の単位を、平成29年改正規則第2条～第5条第1項の表第5欄の教育実習の単位数に含む場合には、その旨を学力に関する証明書の備考欄に記載する。
54	学力に関する証明書	4月1日以降にしか、新法についての学力に関する証明書は出せないとのことであるが、4月1日から科目等履修生で新法の講座を受けたいという方の不足単位を足すためには、3月に相談に来る時点で、読み替えた証明書を持ってきてもらわないと分からない。大学側に3月時点で出してほしいと考えている。	学力に関する証明書は、正式なものとしては平成31年4月1日以降でなければ出せない。 ただし、平成30年5月18日付け質問回答集No.54のとおり、再課程認定の認定前であっても、大学において不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。
55	別表第1、2、2の2	別表第1、2、2の2による授与の際、旧法適用か新法適用かを判別しなければならない。学力に関する証明書の日付で判断するべきか。	学力に関する証明書に記載された在学期間から御判断いただくことになる。
56	別表第1、2、2の2	別表第1、2、2の2により免許状を取得しようとする場合に、実務経験を使用する際、教職課程に在学しながら勤務経験を積んでいる者の所要資格を得た日はいつと考えるのが適切か。 例えば、施行の際現在に在学している者で、その在学関係が平成32年3月31日に切れる場合、一方で勤務経験としては、最低限必要な年数を超えて、平成32年5月31日に雇用関係が切れる場合、免許更新制導入以後の解釈では、（所要資格を得て10年後の年度末が有効期間の満了の日となるため、）申請者にとって不利益とならないよう勤務期間の最後の年数を見て所要資格を満たした年度と考えるが、この事例の場合、平成32年5月31日に合わせてしまうと、卒業するまでに所要資格を満たしたことになるが、新法適用となってしまおうと思うが、その解釈が良いか。 若しくは、在学期間を超える年数の実務証明が出てきた際の、どの期間を実務振替の期間とするかは、申請者が選択できるということで問題ないか（新法適用になっても有効期間の満了日が長くなるようにするか、有効期間の満了日が短くなっても旧法適用にするか。）。 （特に、私学等において、高等学校の免許状しか持たない者が、高等学校で教えながら中学校の免許状を取得する例が非常に多い。）	平成28年改正法附則第5条の適用に関しては、経過措置としての性格に鑑みて、設例の場合、平成32年3月31日に所要資格を満たしたとして取り扱うことも可能である。なお、申請者が所要資格を得た日として平成32年5月31日を選択することもこれまでのとおり可能であり、この場合には平成28年改正法附則第5条の適用は受けない。
57	その他 (幼保特例)	別表第1により所要資格を得るために修得した単位について、幼保特例においても単位の流用ができると過去に通知において周知されているが、別表第3～第8についても同様に流用できると考えて良いか。	お尋ねの通知は、平成28年10月7日付け28文科初第780号「教育職員免許法施行規則附則第8項第2号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する告示の公布及び施行について（通知）」別紙「4. 本特例で使用可能な単位について（施行規則附則第9項及び第10項関係）」のことでありと思われる。 本通知の記載はあくまで「本特例で使用可能な単位」についてのものであり、別表第3～第8については該当しない。
58	その他 (幼保特例)	幼保特例について、今のところ、平成32年3月31日までとなっている。特例の延長の検討状況はどうか。	第37回子ども・子育て会議（平成30年10月9日）及び第102回中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（平成30年10月16日）において、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例」について、5年間延長する方向性が了承された。 今後、関連の法案を国会に提出予定である。
59	その他 (幼保特例)	幼保特例の延長の動きについて、単純に延長（特例期間が10年になる）なのか、一度5年間の特例が終わり、また新たに5年間が始まるのか。	制度の詳細はこれから検討されるが、新たな特例を創設するのではなく、既存の特例を平成36年度末まで延長する方針が了承されている。

60	その他 (平成29年改正規則)	平成29年改正規則第2条第1項の表備考第13号については、現行の施行規則にも同様の規定があるが、ハンドブック(P.566)において、社会、理科、家庭の教科についての各教科の指導法の単位については流用できないとの記載がある。英語の教科についてはいかがか。	○平成29年11月の改正による改正後の教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第13号については、条文上特定の教科の指導法に関する科目からの流用を制限しているものではないこと、また、平成29年11月の教育職員免許法施行規則改正により、幼稚園教諭免許状取得において、小学校の教科に関する科目ではなく、領域に関する専門的事項を履修することとなったことなどから、免許状授与の審査において、理科、社会、家庭、外国語も含め特定の教科の指導法に関する科目から流用していることのみをもって、免許状授与のための要件を満たさないことにはならないと考えられる。 ○なお、同号を適用して、幼稚園教諭免許状を取得する際の保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数を小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法に関する科目」又は「特別活動の指導法に関する科目」の単位をもってあてられる場合においては、幼稚園と小学校低学年の接続の観点から、小学校低学年の科目である、現行の教育職員免許法施行規則第2条第1項に規定する6教科(国語、算数、生活、音楽、図工、体育)の指導法を学ぶことが履修方法としてより適切であると考えられることから、学生への履修指導としては、従前のとおり、前記の6教科(国語、算数、生活、音楽、図工、体育)の指導法に関する科目をできる限り履修させた上で流用するようにすることが適切である。 ○また、本件は、平成29年11月の教育職員免許法施行規則改正に伴うものであることから、これらを踏まえた履修方法の案内及び免許状授与の事務等の対応については、新法が適用される者から対応する必要がある。
61	科目の読替え	通信教育部の教職課程を全て取り下げた大学で、通学部の教職課程がある場合、通信教育部で修得した旧課程の単位を通学部で新課程の単位に読み替えることができるか。	単位の読替えは、「新課程を有する大学」として行うものであるため、同一の大学内に新課程を有する学部・学科等があれば、当該新課程に係る単位の読替えが可能である(学部間、通信教育部一通学部間を問わない。)
62	科目の読替え	新課程の中学校教諭一種免許状(国語)の認定を受けている大学が、旧課程の小学校教諭一種免許状の科目を読み替えることはできるか。	できない。平成30年5月18日付け質問回答集No.26のとおり、新課程の認定を受けている免許種に係る科目にのみ読替え可能である。
63	経過措置の適用	(科目等履修も含め) A大学とB大学に同時に在籍している学生が、中学校教諭一種免許状の課程を有するA大学には法施行日以前から在学しており、一方、小学校教諭一種免許状の課程を有するB大学には法施行後から在学し始めた場合、B大学では新課程を履修させるべきか。また、当該者が改正後の教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号により、A大学の中免取得のための単位をB大学の小免取得のために流用する場合はどうか。	経過措置の適用を受けるかどうかについては、原則として取得しようとする免許状に係る履修状況から免許状ごとに個別に判断することとなるため、前段の設例の場合、小学校教諭一種免許状に係る在籍及び履修を法施行後から開始する場合、「施行の際現に大学に在学している者」に該当せず、経過措置の適用を受けない。 ただし、後段の設例の場合、小学校教諭一種免許状に係る履修をA大学で法施行日前から開始していると考えられることができるため、この場合、経過措置の適用を受けるとも解し得る。 このように、いずれとも考えられ得る場合、経過措置の適用を受けることができる者が、経過措置の適用を受けず新法の所要資格により免許状の授与申請を行うことも差し支えない。 なお、大学は、旧課程の科目を履修する学生が在籍する場合には、旧課程の科目も開設が必要である。
64	経過措置の適用	「編入学」及び「転入学」の定義は何か。 例えば、平成31年3月31日にA大学B学部を退学し、平成31年4月1日にC大学D学部の3年次に入学した学生の場合、転入学生と取り扱って良いか(経過措置が適用され、旧法適用となるか。)	○大学への編入学については、学校教育法等に定めるとおり、以下のいずれかに該当する方に限り認められる。 1. 短期大学(外国の短期大学及び、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校)を含む。)を卒業した者(学校教育法第108条第7項) 2. 高等専門学校を卒業した者(学校教育法第122条) 3. 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る)を修了した者(学校教育法第132条) 4. 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者(学校教育法施行規則第100条の2) これらに該当する者については、いずれもそれぞれの課程の学修を修了して新たに学士課程での学修を開始するものであるため、平成30年5月18日付け質問回答集No.3のとおり、施行の際現に大学に在学している者に該当しない。 ○大学への転入学については、同じ学位課程の学修を継続しつつ在籍関係の異動が生じている場合であり、平成30年5月18日付け質問回答集No4.5.6のとおり、経過措置の対象となりうる。ただし、ある大学を退学後、別の大学に転入学するまでにどの大学にも在籍していない空白期間が生じている場合には、学位課程の学修が継続していることにはならない。 ○したがって、設例の場合、在学期間に空白が生じずに継続していることから、施行の際現に大学に在学している者に該当する。
65	経過措置の適用	平成31年3月31日に教職課程のない大学を退学し、平成31年4月1日に教職課程のある大学に入学(転入学)した学生は、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか(経過措置が適用され、旧法適用となるか。)	「施行の際現に大学に在学している者」に該当する。

66	経過措置の適用	平成30年4月からA大学の中学校教諭一種免許状の課程に在学している学生が、平成31年4月からB大学の小学校教諭一種免許状の課程で科目等履修を開始した。この学生が、A大学を卒業するまでに中学校教諭一種免許状の所要資格は満たしたが、小学校教諭一種免許状の所要資格は満たせず、A大学卒業後もB大学において科目等履修を継続した場合、小学校教諭一種免許状は経過措置の適用を受け旧法で取得することができるか。	経過措置の適用を受けるかどうかについては、原則として取得しようとする免許状に係る履修状況から免許状ごとに個別に判断することとなる。 設例の場合、中学校教諭一種免許状については、平成28年改正法附則第5条に該当し、経過措置の適用を受ける。 小学校一種免許状については、 ①中学校教諭一種免許状取得の際の単位を流用しない場合、小学校教諭一種免許状取得に係る在籍及び履修を平成31年4月からB大学において開始したこととなるため、平成30年5月18日付け質問回答集No.1のとおり、施行の際現に大学に在学している者に該当せず、経過措置の適用を受けない。 ②中学校教諭一種免許状取得の際の単位を流用する場合、小学校教諭一種免許状に係る在籍及び履修は、A大学において平成30年4月から始まっていることとなるため、施行の際現に大学に在学している者には該当するが、施行の際現に在学していたA大学を卒業するまでに小学校教諭一種免許状の所要資格を満たしていないことから、平成28年改正法附則第5条に該当せず、経過措置の適用を受けない。
67	経過措置の適用	施行の際休学していた場合も、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか。	「施行の際現に大学に在学している者」に該当する。
68	経過措置の適用	平成31年4月1日に飛び入学で学士課程から修士課程に入学した場合、「施行の際現に大学に在学している者」に該当するか。 また、施行の際現に学士課程に在学していた者が、平成31年4月1日以降に飛び入学で修士課程に入学した場合はどうか。	いわゆる「飛び入学」とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に、大学を卒業しなくても大学院に、それぞれ入学することができる制度である（学校教育法第90条第2項、第102条第2項、学校教育法施行規則第151条、第152条、第153条、平成13年文部科学省告示第167号）。（文部科学省ホームページより）したがって、転入学の場合と異なり、同じ学位課程の学修を継続しているわけではないことから、「施行の際現に大学に在学している者」に該当しない。 施行の際現に在学していた者が平成32年度以降に飛び入学で大学院に入学する場合も同様である（同じ学位課程の学修を継続しているわけではないことから、施行の際現に在学していた課程の在籍が終了するまでに所要資格を満たせない場合は、経過措置の適用を受けない。）。
69	科目の読替え	小学校の外国語の指導法を旧課程の「教科又は教職に関する科目」において開設していたが、これを新課程の外国語の指導法に読み替えることができるか。	平成29年改正規則附則第3項に規定するとおり、新課程の「各教科の指導法に関する科目」に読替えることができるのは、旧課程の「教職に関する科目」の「教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）」のみであるため、旧課程の「教科又は教職に関する科目」の単位を、新課程の「各教科の指導法に関する科目」に読み替えることはできない。 旧課程の「教科又は教職に関する科目」を読み替えることができるのは、平成29年改正規則附則第4項のとおり、新課程の「大学が独自に設定する科目」にのみである。 なお、新課程が開始する平成31年4月1日以降は、小学校の外国語の指導法を、旧課程の「教科又は教職に関する科目」と新課程の「各教科の指導法に関する科目」を兼ねる科目として開設することが可能である。
70	その他	「総合演習」について、平成29年改正規則において規定がないため新課程の単位には読替えができないと思われるが、「総合演習」の単位は、改正省令の施行後は免許状取得のために使用することができないか。	平成20年11月改正教育職員免許法施行規則（以下「平成20年改正規則」という。）附則の規定は、平成29年改正規則によって無効となるものではないため、平成20年改正規則附則第2条～第4条に該当する者は、改めて「教職実践演習」の単位を修得することを要しない。

20. 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」による「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正等について（令和5年7月13日通知）

5 文科教第 6 5 4 号

令和 5 年 7 月 1 3 日

各都道府県教育委員会教育長	殿
各指定都市教育委員会教育長	
各都道府県知事	
各指定都市・中核市市長	
構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた各地方公共団体の教育委員会教育長	
附属学校を置く各国公立大学長	
各文部科学大臣所轄学校法人理事長	
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長	

文部科学事務次官

柳 孝

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」による「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正等について（通知）

第 211 回国会において成立し、令和 5 年 6 月 23 日に公布された「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 66 号。以下「刑法等一部改正法」という。）附則第 15 条及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和 5 年法律第 67 号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）附則第 14 条の規定により、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。）の一部が改正され、令和 5 年 7 月 13 日に施行されます。

また、本改正に伴い、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和 4 年 3 月 18 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）の改訂を行いました。

これらの概要等は下記のとおりですので、その趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

文部科学省においては、これまで、基本指針の策定、教育職員等や大学の教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の作

成・公表、児童生徒等¹に対する性暴力等を行った教育職員等への厳正な対処等の促進、子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を実施してきており、今後も引き続き、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、取組を一層推進してまいります。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）及び所轄の学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含み、文部科学大臣所轄の学校法人を除く。）に対して、各指定都市・中核市長におかれては所轄の幼保連携型認定こども園に対して、各国公立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

本通知は関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、各関係者は、これまでの関係資料も含めて再度確認の上、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づく取組を、各関係者が一丸となって実効的に講じていただきますようお願いいたします。

記

第一 概要

1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正について

(1) 「児童生徒性暴力等」の定義（刑法等一部改正法附則第15条、性的姿態撮影等処罰法附則第14条関係）

刑法等一部改正法において、不同意わいせつ（改正後刑法第176条）、不同意性交等（同法第177条）及び16歳未満の者に対する面会要求等（同法第182条）、並びに性的姿態撮影等処罰法において、性的姿態等撮影（性的姿態撮影等処罰法第2条）、性的影像記録提供等（同法第3条）、性的影像記録保管（同法第4条）、性的姿態等影像送信（同法第5条）及び性的姿態等影像記録（同法第6条）に関する罪が新設等されることに伴い、「児童生徒性暴力等」の定義に関する法第2条第3項第3号の規定について、当該罪に当たる行為を追加したこと。

(2) 経過措置（刑法等一部改正法附則第16条、性的姿態撮影等処罰法附則第15条関係）

改正後の法第2条第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、刑法等一部改正法の施行前に行われた改正後の刑法第182条の罪に当たる行為及び性的姿態撮影等処罰法の施行前に行われた性的姿態撮影等処罰法第2条から

¹ 「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。（法第2条第1項）

一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

第6条までの罪に当たる行為については適用しないこととする経過措置を設けることとしたこと。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の改訂について

1 (1) の改正を踏まえ、児童生徒性暴力等の定義部分及び法第15条第1項のデータベースの令和5年4月1日からの稼働を踏まえ、データベース関係部分等について、所要の改訂を行ったこと。

第二 施行期日

公布の日から起算して二十日を経過した日（令和5年7月13日）（刑法等一部改正法附則第1条本文及び性的姿態撮影等処罰法附則第1条本文関係）としたこと。

第三 留意事項

(1) 経過措置について、刑法等一部改正法の施行前に行われた改正後の刑法第182条の罪に当たる行為及び性的姿態撮影等処罰法の施行前に行われた性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為については、改正後の法第2条第3項第3号の規定は適用せず、当該行為は「児童生徒性暴力等」には該当しないこととしている。

一方、当該行為の中には、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為にも該当する行為もある（例：児童生徒等の性的な部位を撮影する行為（改正前の法第2条第3項第4号口の通常衣服で隠されている人の身体を撮影する行為、改正後の法第2条第3項第3号の性的姿態撮影等処罰法第2条の罪に当たる行為に該当）等）。

本経過措置は、あくまで本改正によって法第2条第3項第3号に追加された行為（改正後の刑法第182条又は性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為）に関して適用するものであるから、上記のように改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為にも該当する行為まで適用対象から除くものではない。

したがって、刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法（以下「改正等法」という。）の施行前に行われた、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為に該当する行為には、本経過措置は適用されず、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までのいずれに該当する行為であるかを判別して失効・取上げの処分を行うこと。

(2) 法第15条第1項に規定するデータベースへの特定免許失効者等²に関する

² 「特定免許失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許法第10条第1項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第11条第1項又は第3項の規定により免許状取上げの処分を受けた者をいう。（法第2条第6項）

情報の記録に当たり、失効・取上げの原因類型³に関する項目については、免許状の失効・取上げの原因となった行為の時点において適用される根拠条文に基づいて記録すること。したがって、(1)のとおり、刑法等一部改正法の施行前に行われた改正後の刑法第182条の罪に当たる行為及び性的姿態撮影等処罰法の施行前に行われた性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為のうち、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までに掲げる行為に該当する行為については、改正前の法第2条第3項第3号から第5号までのいずれかの該当号を記録すること。

(例1) 改正等法の施行前に行われた行為が原因で、改正等法の施行前に免許状の取上げ処分を行い、改正法等の施行後にデータベースに記録する場合

→改正前の法第2条第3項における該当号を記録

(例2) 改正等法の施行前に行われた行為が原因で、改正等法の施行後に免許状の取上げ処分を行い、改正法等の施行後にデータベースに記録する場合

→改正前の法第2条第3項における該当号を記録

第四 児童生徒性暴力等の防止等に係る実効性の確保

教育職員等⁴による児童生徒性暴力等を根絶するためには、法の基本理念を踏まえ、児童生徒性暴力等の防止、児童生徒性暴力等の早期発見及び対処、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査など、法や基本指針に定める様々な施策を、国、地方公共団体、任命権者等、学校の設置者、学校、教育職員等の関係者が一丸となって実効的に講じていく必要があること。特に、令和5年4月1日から稼働しているデータベースについて、法にのっとり適切に運用すること等を含め、児童生徒性暴力等の未然防止に努めるとともに、早期発見及び対処にかかる必要な措置が適切に行えるよう、改めて法の趣旨を確認し、徹底を図ること。具体的には、例えば、以下のことに留意すること。

1 採用時における採用希望者の経歴等の確認について

(1) 教育職員等を任命又は雇用するときは、「教員による児童生徒に対するわいせつ行為の防止に資する教員採用段階における取組に関する調査結果について」（令和2年12月24日付け2教教人第32号総合教育政策局教育人材政策課長通知）や「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について」（令和5年3月24日付け4文科教第1806号文部科学事務次官通知）等でも累次に渡り通知しているとおり、採用関係書類においても賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴や児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。このことは、前職の有無や、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任

³ 法第2条第3項第1号相当など、失効・取上げの原因となった性暴力等の行為の該当条項を示す。

⁴ 「教育職員等」とは、教育職員（免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。（法第2条第5項）

用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において必要であること。その際、当該任命又は雇用を希望する者の本籍地の市町村に対して犯歴情報の照会等を行うことも考えられること。

2 特定免許状失効者等に係るデータベースへの情報の記録等について

- (1) 免許管理者（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 2 条第 2 項（構造改革特別区域法第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する各都道府県教育委員会及び認定市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）は、当該都道府県又は認定市町村において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、法第 15 条第 1 項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずることが義務付けられていること（法第 15 条第 2 項）。
- (2) データベースへの記録は、官報への公告を待つことなく、失効・取上げの効力が発生した日の翌日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に定める休日を除く。以下同じ。）までに迅速に行うこと。また、官報に公告がなされた後、速やかに官報公告年月日、官報号数等の官報情報をデータベースに記録すること。
- (3) 懲戒免職処分又は解雇の前に禁錮以上の刑が確定したことにより免許状が失効するような場合などにおいて、所轄庁からの通知等により、児童生徒性暴力等を行ったことは確実であるが、免許管理者において、データベースへの記録に必要な失効・取上げの原因となった性暴力等の原因類型の把握を、失効・取上げの効力が発生した日の翌日までに行うことが困難な場合も想定される。その際、当該者が児童生徒性暴力等を行った事実が確実に認められる場合については、更なる本人への聴き取りや調査等によってその具体的な原因類型が特定されるのを待つことなく、データベースに記録することとされている他の項目を速やかにデータベースに記録すること。また、失効・取上げの原因類型についても、速やかに事実関係の把握を行った上で、データベースに記録すること。
- (4) データベースへの記録が必要な項目に関する事実関係の特定が困難な場合において、当該者が児童生徒性暴力等を行ったことにより刑に処せられたかどうか等の事実関係を正確に識別するため、任命権者等において、本人に対する聴き取り調査のほか、裁判の傍聴を行うことも考えられること。また、これらによっても当該者が児童生徒性暴力等を行ったことにより刑に処せられたかどうかの事実関係の特定が困難な場合は、免許管理者は、例えば、地方検察庁に対して刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）に基づく保管記録の閲覧請求を行うことも考えられること。
- (5) 免許管理者は、データベースへの記録に伴い、過去の失効・取上げ事案で、万一これまでに官報公告していないものが発覚した場合には、任命又は雇用において免許状の有効性等を確認する際に重大な支障が生じるこ

ととなるため、免許法第 13 条第 1 項に基づき、遺漏なくかつ速やかに公告すること。なお、データベースへの記録をもって、官報への公告が不要となるわけではないことに留意すること。

3 法の趣旨の再確認と徹底

(1) 法における児童生徒性暴力等は、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、全て法律違反となることなども踏まえ、学校の設置者やその設置する学校は、未然防止に全力を尽くすとともに、このような事案が発生した場合は厳正に対処すること。

上記のような法の趣旨及び今回の改正を受け、法の趣旨を踏まえた適正かつ厳格な懲戒処分 of 徹底に向けて、改めて処分基準や対処マニュアルが適切なものであるか、点検・見直しを行うこと。

(2) 法の趣旨及び基本理念について、児童生徒等に関わる全ての教育職員等一人一人が理解し、共通認識を持った上で、児童生徒性暴力等の防止に向けて一体的かつ組織的な対策を講じていくことが極めて重要であることを踏まえ、校内研修を様々な機会を捉えて継続的・計画的に実施するなど、教育職員等に対する研修・啓発の取組を徹底し、児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底を図ったうえで、事案が発生した場合には、

- ・教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校又は学校の設置者への通報その他適切な措置をとり、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、犯罪の疑いがあると思われるときは、並行して、速やかに、所轄警察署に通報しなければならないこと（法第 18 条第 1 項及び第 2 項）。
- ・児童生徒等からの相談に応じる者が公務員である場合であって、犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法の定めるところにより告発をしなければならないこと（法第 18 条第 3 項）。
- ・学校は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、直ちに設置者に通報するとともに、児童生徒等の人権及び特性等に配慮する等の適切な方法にて事実の有無の確認を行うための措置を講じ、設置者に報告しなければならないこと。（法第 18 条第 4 項及び第 5 項）
- ・学校の設置者は、初期の段階から事案の対処のために積極的に対応する必要がある、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係のない専門家の協力を得て、公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査を行い、任命権者等による懲戒の実施などの厳正な対処につなげることが必要であること。

等について徹底すること。

4 その他

児童生徒性暴力等の防止等については、法や基本指針のほか、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について」（令和 5 年 3 月 24 日付け 4 文科教第 1806 号文部科学事務次官通知）も十分に了知すること。

第五 関連資料

- 児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（令和3年6月11日付け3文科教第268号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01584.html
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文部科学大臣決定）
https://www.mext.go.jp/content/20220323-mxt_kyoikujinzai01-000011979_02.pdf
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について（令和5年3月24日付け4文科教第1806号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/content/20230324-mxt_kyoikujinzai02-100000009_9.pdf
- 児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html
- 児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向け研修用動画（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html
- 性犯罪・性暴力対策の強化について（「生命（いのち）の安全教育」を含む。）（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
- 個人情報保護関連法令・ガイドライン等（個人情報保護委員会 HP）
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（法務省 HP）
https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12_00198.html
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案（法務省 HP）
https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12_00199.html

別添資料

- 1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）
 - ①本文（関係部分抜粋）
 - ②新旧対照表（関係部分抜粋）
- 2 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の改訂（新旧対照表）
- 3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第

57号) 及び関係法令(令和5年7月13日施行後)

本件担当：文部科学省 代表電話：03-5253-4111

(全体に関すること)

総合教育政策局 教育人材政策課

教員免許・研修企画室 法規係

内線：3969,3968

(「児童生徒性暴力等」の定義に関すること)

初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育公務員係

内線：2588

21. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布について（令和6年6月20日事務連絡）

こ 成 基 第 117 号
6 文 科 教 第 630 号
令 和 6 年 6 月 19 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長
附 属 幼 稚 園 又 は 幼 保 連 携 型 認 定 こ だ も 園
を 置 く 国 立 大 学 法 人 学 長

殿

こ だ も 家 庭 庁 成 育 局 長
(公 印 省 略)

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局 長
(公 印 省 略)

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律及び教育職員免許法の改正について（通知）

第213回国会において成立し、令和6年6月19日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「第14次地方分権一括法」という。）により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）が改正されました（別添1参照）。

これらの改正の概要等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、運用に遺漏のないよう願います。

各都道府県知事におかれては、域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会・中核市教育委員会を除く。）に対して、本法令の周知を図るとともに、適切な運用が図られるよう配慮願います。

なお、本改正に伴う関係法令及び通知の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

1 改正の概要

(1) 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の安定的な運営のための人材確保を可能とし、幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行を促進することにより、地域における幼児期の教育及び保育の一体的な提供や待機児童対策に資するため、幼保連携型認定こども園の保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）をいう。以下同じ。）の資格要件等について緩和する特例を延長するもの。

(2) 改正の内容

①認定こども園法一部改正法の一部改正関係（第14次地方分権一括法第2条）

教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、原則として、幼稚園教諭免許状を有し、保育士の登録を受けた者でなければならないが、認定こども園法一部改正法附則第5条第1項の規定により、特例として、幼稚園教諭免許状の授与又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、保育教諭等となることができるとされている。

また、助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）については、原則として、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、保育士の登録を受けた者でなければならないが、同附則第2項の規定により、特例として、幼稚園の助教諭の臨時免許状を受けていれば、助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）となることができるとされている。

本特例を延長することとし、延長の期間は、保育教諭、助保育教諭及び講師（保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）については、認定こども園法一部改正法の施行の日から10年間（令和6年度末まで）となっていたものを、認定こども園法一部改正法の施行の日から15年間（令和11年度末まで）に改めることとしたこと。

ただし、主幹保育教諭・指導保育教諭に係る特例措置の延長の期間は令和8年度末までとし、令和9年度以降は特例措置の対象外とすること。

②教育職員免許法の一部改正関係（第14次地方分権一括法第3条）

保育士資格を取得した後、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令26号。以下「施行規則」という。）附則第8項で規定する職員としての3年かつ4,320時間以上の良好な勤務成績があり、かつ施行規則附則第10項の表備考第2号で規定する8単位を修得した者が幼稚園教諭一種免許状又は二種免許状を取得可能な特例、この特例の勤務経験に係る要件を満たした上で更に幼保連携型認定こども園において保育教諭等としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、修得すべき当該8単位のうち2単位を修得したものとみなす特例が設けられているところ、これらの特例を延長することとしたこと。

延長の期間は、認定こども園法一部改正法の施行の日から10年（令和6年度末）を経過するまでの間となっていたものを、認定こども園法一部改正法の施行の日から15年（令和11年度末）を経過するまでの間に改めることとしたこと。

2 施行期日（第14次地方分権一括法附則第1条第1号及び第5号）

1の改正（主幹保育教諭・指導保育教諭を①の特例の対象外とする改正を除く。）の施行期日は、公布の日としたこと。

1の改正のうち、主幹保育教諭・指導保育教諭を①の特例の対象外とする改正の施行期日は、令和9年4月1日としたこと。

3 留意事項

都道府県・指定都市・中核市においては、教育委員会等の庁内関係部局や、域内の養成機関、関係団体、市区町村等と連携を図りつつ、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有していない保育教諭等が円滑に幼稚園教諭免許状及び保育士資格を取得・併有できるよう、必要な情報提供や関係機関等との調整などの支援に努めていただきたいこと。

なお、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく、幼稚園教諭免許状を取得している職員について、幼稚園、認定こども園、保育所等において3年以上かつ4,320時間以上従事し、指定保育士養成施設において8単位を修得した場合に保育士資格を取得可能とする特例、この特例の勤務経験に係る要件を満たした上で更に幼保連携型認定こども園において保育教諭等として2年以上かつ2,880時間以上従事した場合については、修得すべき当該8単位のうち2単位を修得したものとみなす特例についても延長を行う予定である。

【別添資料】

第14次地方分権一括法（本文・新旧対照表）（関係部分抜粋）

本件連絡先

<認定こども園法一部改正法について>

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

電 話：03-6861-0053（直通）

e-mail：seiikukiban.hourei1@cfa.go.jp

<教育職員免許法について>

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

電 話：03-5253-4111（内線：3969）

e-mail：menkyo@mext.go.jp

22. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護等体験の実施における特例措置の終了について（周知）（令和6年10月23日事務連絡）

事務連絡
令和6年10月23日

各都道府県教育委員会免許事務主管課
各指定都市・中核市教育委員会免許事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
放送大学学園担当課
文部科学省が所管する各独立行政法人担当課
各指定教員養成機関担当課
令和4年度までに免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護等体験の実施における特例措置の終了について（周知）

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に当たって必要となる介護等体験（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（以下「法」という。）第2条第1項に定める体験をいう。以下同じ。）については、令和2年度から令和6年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって介護等体験を免除することを可能とする特例を設けているところです。

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（令和6年3月21日付け5文科教第1873号文部科学省総合教育政策局長通知。以下「特例延長通知」という。）でも周知していたとおり、本特例について、令和7年度以降は特例期間の延長を行わないこととしましたので、その旨周知します。関係各位におかれては、介護等体験の趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただくようお願いします。

詳細は下記のとおりですので、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（介護等体験を行うことができる施設に限り、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知するようお願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、学校への周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じて御判断いただきますよう、お願い申し上げます。

記

(1) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」(平成9年文部省令第40号)附則第2項により読み替えられた同令第3条第1項及び「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」(令和2年8月11日文部科学大臣決定。令和6年3月21日最終改正。以下「大臣決定」という。)に基づき、令和2年度から令和6年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の実施が困難な場合は、介護等に関する大学の授業科目や講習の受講等によって介護等体験を免除することを可能とする特例(以下単に「特例」という。)が設けられているところ、本特例について、令和7年度以降は特例期間の延長を行わないこととしたこと。

これにより、令和7年度以降の介護等体験実施に当たって、小学校又は中学校の教諭の免許状に係る教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関におかれては、その学生又は生徒が介護等体験を円滑に行うことができるよう適切に配慮いただくとともに、受入施設となる特別支援学校や特別支援学級を置く学校など関係施設におかれては、介護等体験に関し必要な協力を行うよう努めていただくこと。

(2) 特例延長通知でも周知したとおり、受入れ施設の調整に当たり、特例期間は令和7年度以降の延長はしないものの、新型コロナウイルスへの感染により重大な健康被害が生じ得る障害者・高齢者等への配慮から引き続き受入れ困難な施設がある場合には、受入れ可能な他の限られた種類の施設のみで体験を行うことも可能であり、受入れ施設の状況等を踏まえ、大学等において柔軟に判断いただきたいこと。なお、例えば、特別支援学校又は特別支援学級のみで7日間の体験を行うなどの運用も、もとより法令上は差し支えないこと。

(3) 大臣決定1に定める要件に該当する者については、本特例の終了後も引き続き、証明書(大臣決定4に定める証明書をいう。以下同じ。)の提出をもって、小学校又は中学校教諭の普通免許状の授与に係る介護等体験の実施は不要であること。

(4)(3) のとおり、本特例の終了後も小学校又は中学校の教諭の普通免許状授与の申請に当たって証明書の発行が求められる場合があることから、大臣決定4(2)イからニまでに掲げる者は、証明書の発行の請求があった場合には、適切に対応すること。

別添資料：介護等体験を行うことができる施設

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室 法規係

Mail : menkyo@mext.go.jp

23. 心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について（令和6年6月3日通知）

6 教参学第14号
令和6年6月3日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長 御中
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
教職課程を置く各国公私立大学長
教職課程を置く各指定教員養成機関の長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

後藤 教至

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

安里 賀奈子

心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について

先般、児童が小学校の学校給食を喉に詰まらせて窒息する事故が発生しました。こうした事故の発生時には、児童生徒等の命を守るため、直ちに救急要請するとともに、AEDの使用も含めて、心肺蘇生等の応急手当を迅速かつ適切に行うことが重要です。

応急手当に関しては、第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）において、教員養成段階における学校安全の学修の充実の主要指標として「教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実施状況」（参考1）が掲げられており、また、現職段階の研修についても、文部科学省から「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について（令和5年11月30日事務連絡）」（参考2）等において、緊急時の一次救命処置が迅速かつ適切に行われるよう、日頃から訓練を行うこと等について呼びかけているところです。

一方で、文部科学省の調べによると、教員養成段階において必修となっている授業においてAEDを用いた実習を行っている大学は全体の11.7%、一次救命処置に関する内容（具体的な内容の座学や実習等）を含んでいる大学は全体の31.1%となっており、このうち、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」に該当する授業においてAEDを用いた実習を行っている大学は全体の1.2%、一次救命処置に関する内容（具体的な内容の座学や実習等）を含んでいる大学は全体の5.7%（参考3）となっています。

また、現職段階においては、各学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）において、教職員を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っている割合は84.4%、教育活動中の子供の重大事故を想定した職員向けの訓練等を実施している割合は53.4%（参考4）となっています。

消防庁統計によれば、一般市民が心肺停止を目撃した際、応急手当を実施した場合には、しなかった場合と比較して、1か月後生存率が約2倍、事故後の社会復帰率が約3倍、さらに、AEDを使用し除細動を実施した場合、使用しなかった場合と比較して、1か月後生存率が約3.5倍、社会復帰率が約4.1倍になることが示されています。（参考5）

従って、教職員が児童生徒等の重大事故等に遭遇した場合に、救急要請することに加え、救急隊到着までの間、適切な応急手当・AEDの使用を行うことが重要と言えます。

こうした状況を踏まえ、教員養成段階・現職段階それぞれにおける応急手当に係る取組の推進にあたって御留意いただきたいことを下記のとおり周知します。

大学の教職課程で学ぶ学生が将来教職に就いた際、また、現職の教職員がいざというときに躊躇せず対応できるよう、AEDを用いた実習を含む応急手当に係る取組について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、本通知の内容は消防庁と協議済みであり、全国各地の消防本部に周知するとともに、教職員等に対する応急手当講習の実施について協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. 教育機関と消防本部等との連携等について

【共通事項】

学校の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要であり、そのためには、学校の体制を整備し組織として対応できるようにしておくとともに、教職員が一次救命処置の方法や心構えについて適切に理解を深め、習熟しておくことが必要です。

これらは、各地域の消防本部・消防署等が実施する応急手当講習により実技実習を含めて学ぶことができます。いざというときに躊躇せず対応するためには、実習を通じた学びが効果的であるため、現職の教職員はさることながら、教職課程で学ぶ学生が、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」の授業等や教育実習の事前指導、また授業外の取組においても、こうした講習などを通じて学ぶ機会が得られるよう、消防本部等と連携した計画的な取組について積極的に御検討いただくようお願いいたします。

【取組の参考となる事例】

● 教員養成段階

大阪教育大学では、「学校安全」教育活動の一環として、教員免許状を取得する者は、普通救命講習等を必修とし、全学学生を対象に「普通救命講習会」（心肺蘇生法等）を実施している。この「普通救命講習会」の講師は、大阪南消防組合による「応急手当普及員講習」を受けた教職員が務めており、受講すると「普通救命講習修了証」が交付される。

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/emergency/safety/kyumei/>

● 現職段階

宮城県では、各学校において消防署等から外部講師を招いて「応急手当に関する研修」を実施するなどし、心肺蘇生や AED 使用についての基礎的な知識や技術を身に付けるとともに、事故発生時の校内での安全管理体制について教職員間で共通理解を図っている。

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/51362/7ousyoubou.pdf>

2. 消防本部等との連携の際のポイントについて

(1) 相談の際の留意点

【教員養成段階】

- ・学生向けの講習受講を希望する場合、希望する日程、所要時間、講習内容をおおよそ検討のうえ調整ください。（別添 1：応急手当講習の種類）
- ・消防職員が大学等に出向いて講習を実施することを依頼する場合、大学の学部学科等でまとめて実施できるよう工夫をお願いします。

【現職段階】

- ・学校の教職員向けの講習受講を希望する場合、希望する日程、所要時間、講習内容をおおよそ検討のうえ調整ください。（別添 1：応急手当講習の種類）
- ・消防職員が学校等に出向いて講習を実施することを依頼する場合、できるだけ 1 つの学校に地域の教職員が集まる等し、まとめて実施できるよう工夫をお願いします。

(2) 相談先

各地域で体制が異なる場合がありますが、実情に応じて窓口の案内を受けることができます。

【教員養成段階】

- ・大学の設置者（大学、法人等）からの相談は、所轄市町村の消防本部まで連絡してください。

【現職段階】

- ・ 学校の設置者（教育委員会、学校法人等）からの相談は、所轄市町村の消防本部まで連絡してください。
- ・ 各学校からの相談は、最寄りの消防署まで連絡してください。

(3) 補足

【共通事項】

- ・ 「応急手当普及員講習」を受講すると、他の教職員等へ知識・技術を直接伝達するまで習熟が可能です。また、地域によっては、受講者自ら「普通救命講習」を開催し、修了証の交付ができることもあります。
- ・ 教職課程で学ぶ学生や現職の教職員には実習を含む「応急手当講習」の受講を推奨しますが、全員で講習受講の時間が取りにくい場合等には、消防庁 Web サイトで公開している e-ラーニング「応急手当 WEB 講習」で座学部分を事前受講するなど、効率的に活用することも考えられます。(別添 2：e-ラーニング「応急手当 WEB 講習」)

【e-ラーニング「応急手当 WEB 講習」】

<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/>



【担当】

(教職課程における取組について)

総合教育政策局教育人材政策課

教員免許・研修企画室教職課程認定係

電話：03-5253-4111（内線：2453）

(現職教師等に関する取組について)

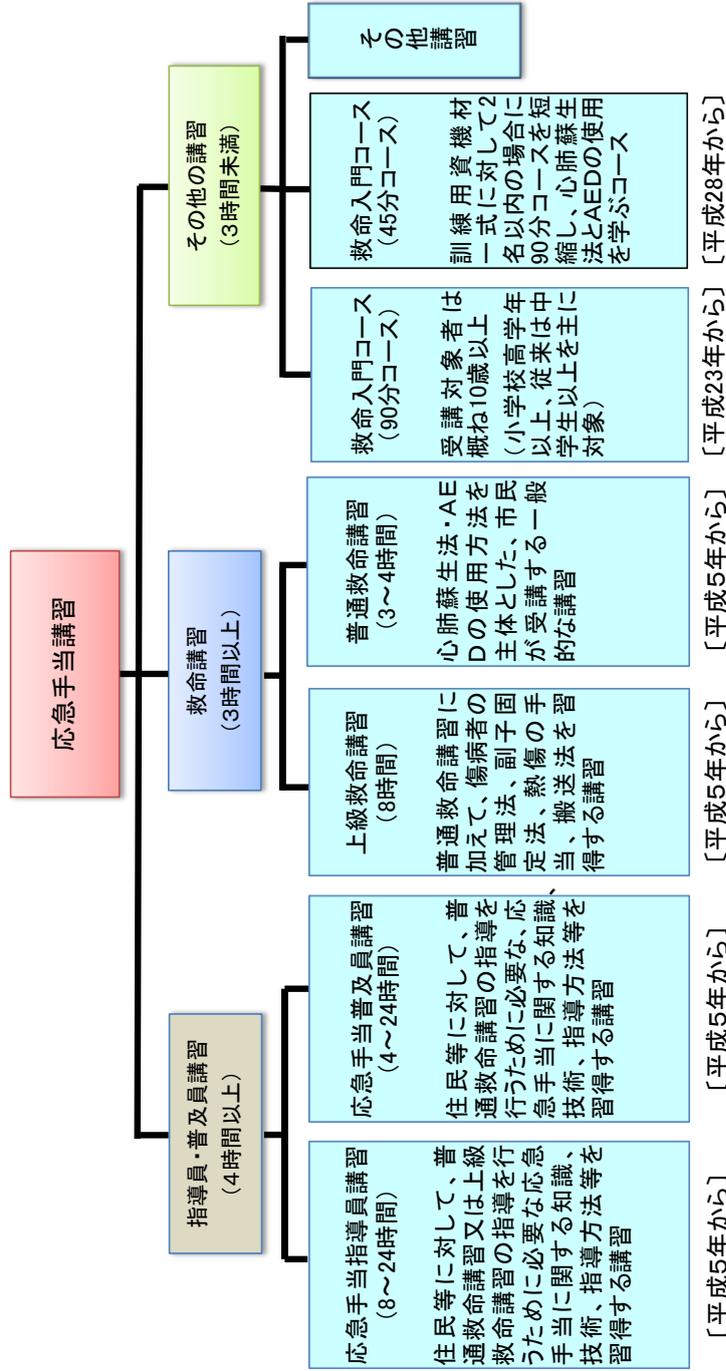
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室学校安全係

電話：03-5253-4111（内線：2966）

応急手当講習の種類

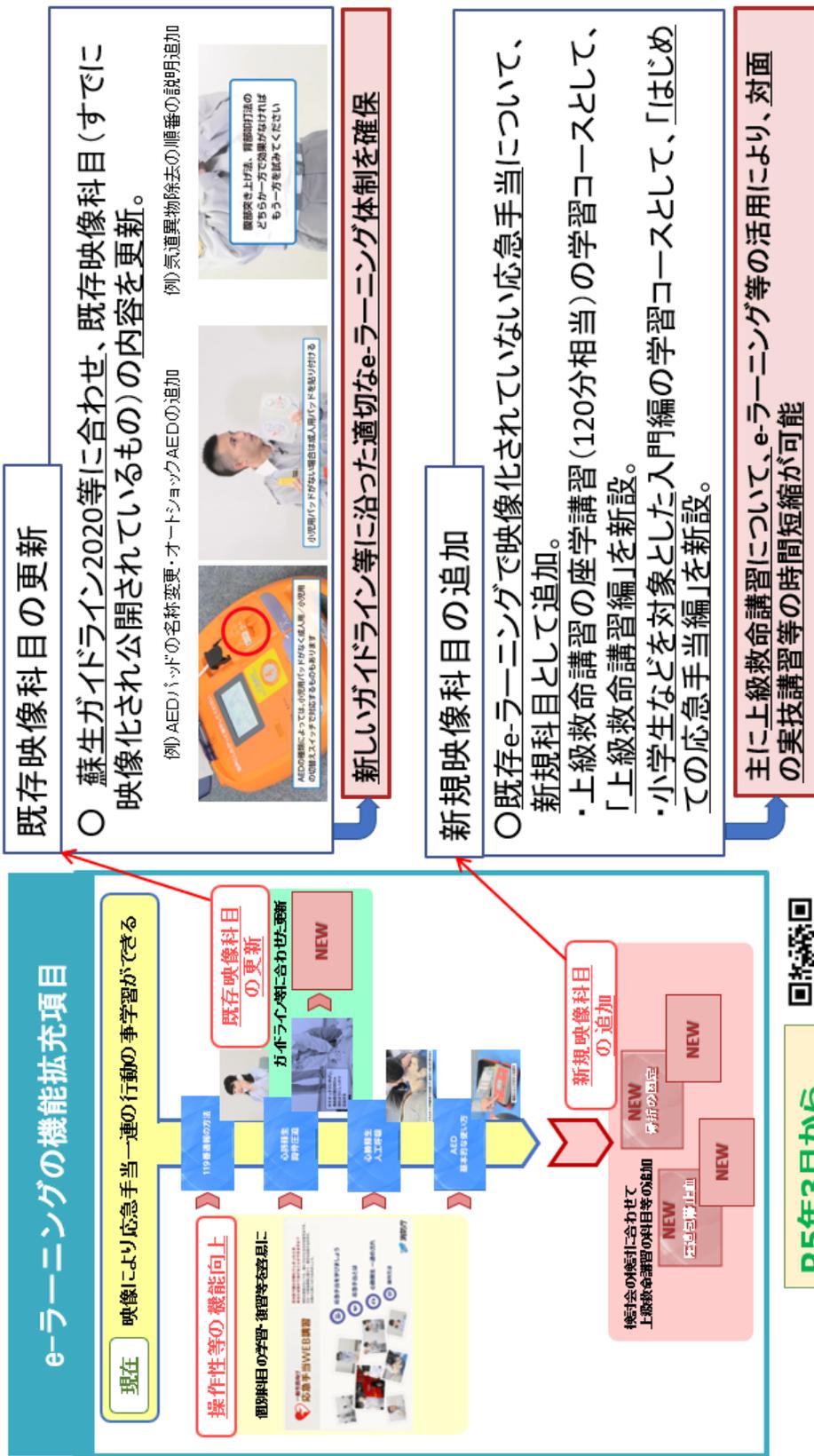
- 「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月30日付け消防救第41号消防庁次長通知)に基づき、各消防本部において救命講習等を開催している(平成5年～)。
- eラーニングコンテンツ「応急手当WEB講習」を消防庁HP上に公開し、普及促進を図っている(平成28年～)。



「応急手当WEB講習」を活用した講習※、分割型講習、ハード面の工夫による講習の時間短縮など、効率的な講習制度の導入を推進

※普通救命講習 I については、eラーニングによる座学部分(1時間)を受講し、概ね1ヶ月以内に実技講習(2時間)を受講することで修了証を交付可能(平成23年～)
 ※上級救命講習については、eラーニングによる座学部分(2時間)を受講し、概ね1ヶ月以内に実技講習(6時間)を受講することで修了証を交付可能(令和4年～)

e-ラーニング「応急手当WEB講習」の拡充



第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）

「教員養成における学校安全の学修の充実」に係る記載及び主要指標

教員養成における学校安全の学修の充実

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の 3 領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の 3 領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアス^{*1}や権威勾配^{*2}などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるため AED を用いた実習を含む一次救命措置（BLS）^{*3}を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。

*1 自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう「正常性バイアス」のほか、周囲にいる他者に同調して避難などの対応が遅れてしまう「集団同調性バイアス」、これまでの経験が合理的な判断を妨げる「経験バイアス」などが考えられる。

*2 権威勾配とは、職位や経験における上位者と下位者の間の権威の差である。例えば、ベテランと新人の組み合わせで、ベテランの判断に新人が疑問を感じてもそれを指摘できない雰囲気がある場合、「権威勾配が強すぎる（又は、急すぎる）」という。逆に、上長と部下の関係が対等で、緊急事態でも上長が果敢な決断をできない状態は、「権威勾配が弱すぎる（又は、緩すぎる）」と言う。安全確保・事故防止には適切な権威勾配が必要である。（「大川小学校事故検証報告書（平成 26 年 2 月）」より）

*3 一次救命処置（Basic Life Support）は、心臓や呼吸が止まってしまった人を助けるために心肺蘇生を行ったり、AED（自動体外式除細動器）を使ったりする緊急の処置のこと。食べ物など喉に詰まった物を取り除くための方法（気道異物除去法）も一次救命処置に含まれる。

第 3 次学校安全の推進に関する計画における関連する【主要指標】

- ・ 教員養成機関における、学校安全の取扱状況（学校安全の 3 領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等）
- ・ 教員養成機関における、AED を用いた実習を含む一次救命処置（BLS）の実施状況

厚生労働省から AED の適切な管理等について再周知依頼がありましたのでお知らせします。学校等の管理下において事故等が発生した際、AED の使用も含めて組織として機動的に対応できる体制を整えておくことが重要であり、そのためのポイントも改めてお知らせします。

事 務 連 絡
令和 5 年 1 1 月 3 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について

厚生労働省より、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」及び「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について」について、再周知依頼がありました。（別添 1、2 のとおり）

この内容について、[参考資料 1](#) のとおり、ポイントをまとめています。各学校等及び学校等設置者におかれては一読いただき、自治体等における実態を踏まえつつ、定期的な安全点検等の中で適宜確認いただく等、遺漏なきよう対応願います。

なお、自動体外式除細動器（以下、「AED」という。）の使用も含め、学校等の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要であり、組織として機動的に対応できる体制を整えておくことが必要です。

このことについて、改めてポイントを下記のとおりまとめていますので、傷病者を発見した場合に躊躇せず迅速かつ適当な手当ができるよう、今一度体制や構成員の理解等について確認していただくとともに、その充実を図っていただくよう願います。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国立大学法人担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるよう

お願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配付する等、貴課において必要に応じて適切に判断いただきますようお願いします。

記

1. 事故等発生時の対処・救急及び緊急連絡体制の整備について

事故等による傷病者を発見した際には、第一発見者は、被害児童生徒等の症状を確認し、近くにいる教職員や児童生徒等に応援を要請するとともに、被害児童生徒等の状況に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにすることが大切です。

こうした基本的な対応については、危機管理マニュアル等において、参考資料2のように、1枚のフロー図にして簡潔・具体的にまとめておくことが効果的です。その際には、特に以下のような点を明確に記載しておくことが望まれます。

- ・ 発見者の役割（状況把握、症状確認、応急手当、協力要請・指示等）
- ・ 救命処置の優先（管理職への報告よりも優先する）
- ・ 複数の教職員等による対応（応急手当、救急車要請、AED使用、保護者への連絡、周囲の児童生徒等の管理、救急隊の誘導、状況の記録等）
- ・ 119番、110番の通報について必ずしも管理職による必要はないこと
- ・ 校内の情報共有の流れ、学校設置者等、学校医への連絡

2. 一次救命処置（BLS）について

傷病者の状況によっては、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置を行うことが必要です。その手順については、参考資料3のとおり、日本蘇生協議会（JRC）の「JRC蘇生ガイドライン2020」において簡潔なフロー図が示されていますので、教職員等がいざというときに躊躇せず活用できるよう、危機管理マニュアル等に引用して盛り込んでおくこととともに、消防等と連携し、日頃から訓練を行っておくことが重要です。

呼びかけても反応がないなど心停止が疑われる場合（心停止なのか判断に迷う場合も含む）には、躊躇せず一次救命処置を行う必要があります。心停止ではない傷病者に胸骨圧迫を行ったとしても重大な障害が生じることはないとされています。

また、突然の心停止直後にはしゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸がみられることもあります。これは「死戦期呼吸」と呼ばれるもので、普段通りの呼吸ではなく、ただちに胸骨圧迫を開始する必要があります。

AEDが到着したら、電源を入れ、AEDの指示に従って操作します。特定の教職員等のみではなく全構成員が、AEDの設置場所を把握するとともに操作法について理解を深めておくことが重要です。

こういった対応を、救急隊に引き継ぐまで、あるいは、傷病者に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで続ける必要があります。

なお、119番通報をすると消防の通信指令員から電話口で指示や指導が受けられるので、状況によっては電話のハンズフリーモードを活用しつつ指示を仰ぐとともに、救助にあたる者でその内容を共有することも有効であることに留意してください。

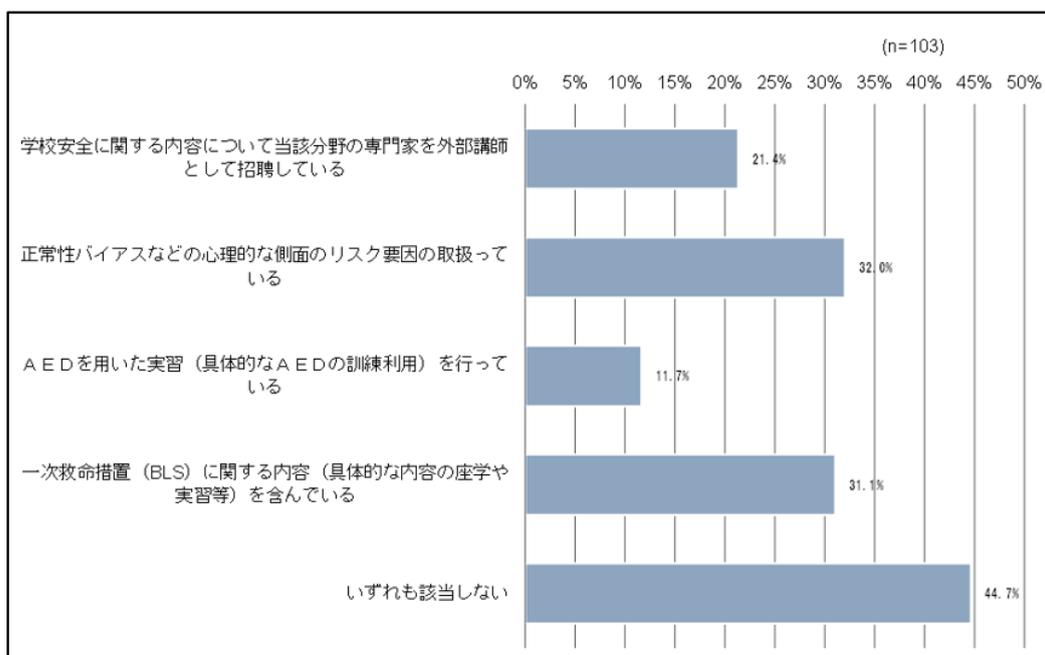
【本件担当】 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係 電話：03-6734-2966

※参考：事務連絡の参考資料は以下にリンクに掲載しています

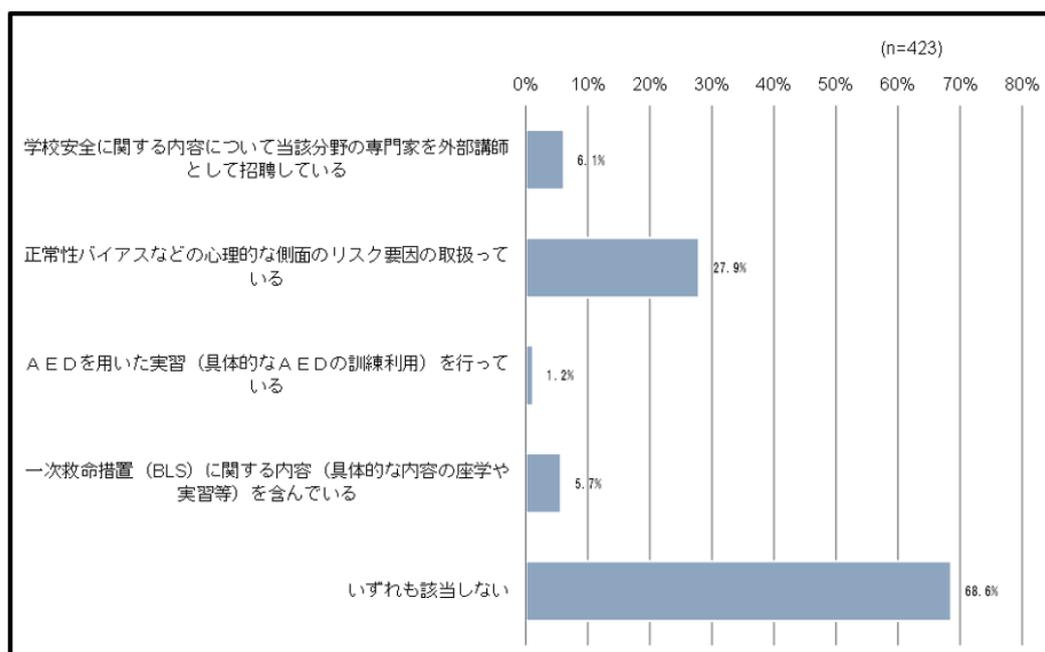
https://www.mext.go.jp/content/20231130-mxt_kyousei01-1417343_00027_1.pdf

第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）における「教員養成における学校安全の学修の充実」主要指標に該当する授業の状況

- 教員免許を取得する際に「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に該当する授業に加えて「必修」としている学校安全に関する授業の状況



- 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムにおける主要指標に該当する授業の状況



学校安全の推進に関する計画に係る取組み状況調査（令和3年度実績）
（抜粋）

(49) 教育活動中の子供の重大事故を想定した職員向けの訓練等を実施している
学校の割合

今回	前回
53.4%	-

(50) 自動体外式除細動器（AED）を設置している学校の割合

今回	前回
95.9%	95.1%

②AEDを設置している学校のうち、日常的に点検を実施している学校の割合

今回	前回
98.8%	98.3%

③AEDを設置している学校のうち、AEDの設置場所を児童生徒等と共有している学校の割合

今回	前回
70.6%	-

④AEDを設置している学校のうち、AEDの設置場所を教職員と共有している学校の割合

今回	前回
99.3%	-

(51) 児童生徒等を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合
※特別支援学校及び幼稚園等を除いた学校の割合

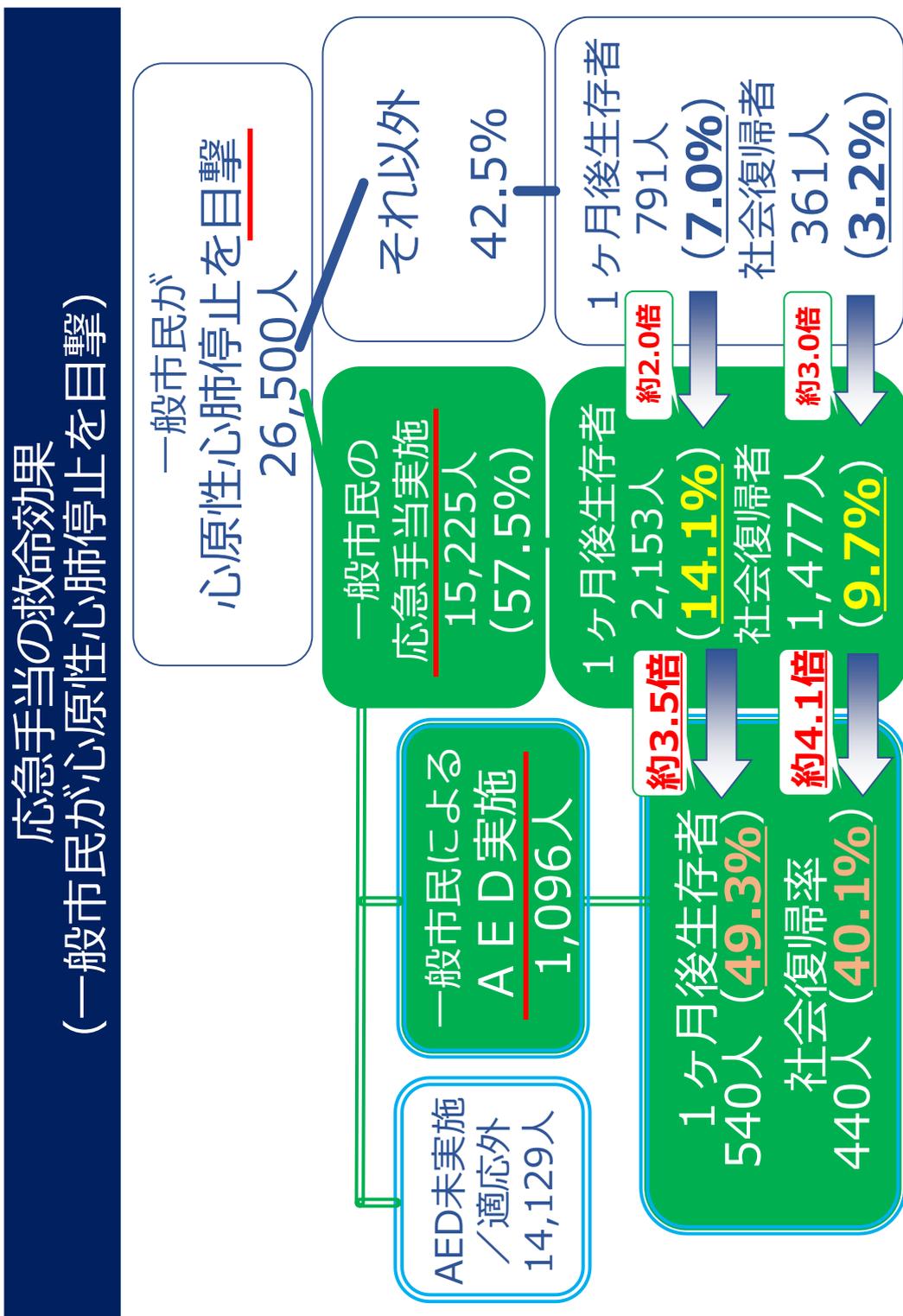
今回	前回
44.9%	51.6%

(52) 教職員を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合

今回	前回
84.4%	92.4%

※参考：調査結果全体版は以下のリンクに掲載しています

<https://anzenyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>



24. 教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドラインについて（令和6年7月4日事務連絡）

事務連絡
令和6年7月4日

教職課程を置く各国公私立大学担当課
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドラインについて（周知）

平素から教員養成に御尽力いただき、ありがとうございます。

文部科学省では、令和5年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の一環として、「理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究」について、大阪教育大学に委託し調査研究を実施しました。この度、教職課程を置く国公私立大学を対象に行ったアンケート調査ならびにインタビュー調査を通じ、教育実習の教育効果を見直し、改善するために有効と思われる事項を含むガイドラインが取りまとめられましたのでお知らせします。この中には、教育実習の相談・支援体制（ハラスメント等の対応や、配慮や支援を要する学生への対応を含む。）や働き方改革を受けての実習の変化、学校体験活動を含む教育実習実施の早期化・分散化等の、最新のトピックについても含まれています。

また、特に、教育実習実施の早期化・分散化等の取組については、令和4年12月の令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）において、「短期集中型の従来の履修スタイルに加え、通年で決まった曜日などに実施する教育実習や、早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法なども想定される。また、異なる学年の学生が同時に参加する形を取ることで、上級生がメンターとしての役割を担うようにする等の工夫を行うことも考えられる。いずれも、現行制度上で可能であり、各大学の創意工夫により、教職科目と学校現場の教育実践を相互に関連付けながら学びを深める取組を進めることが重要である。」とされているところ、令和6年4月30日事務連絡「令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知）」において、各教育委員会においての教員採用選考試験の前倒しの検討状況も踏まえ、教育実習の在り方を含めた教職課程の見直しを御検討いただくよう、お知らせしたところです。

このガイドラインには、「学校体験活動を取り入れた教育実習の早期化・分散化モデル」が示されており、これらも参考としながら、大学等で実施する教育実習について、FD等の機会等も活用しながらふりかえり、その改善に努めるとともに、引き続き、教育実習の早期化・分散化についても御検討いただきますようお願いいたします。

<参考>

- 令和5年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業（大阪教育大学ホームページ）
<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/practice/tyosakenkyu/guideline.html>
- 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～
（答申）（中教審第240号）（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm
- 教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（通知）
（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00073.html
- 障害のある学生の教育実習の実施について

(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/menkyo/syogaikyoikujisyu_00001.html

【別添資料】

- (別添1) 教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドライン (紹介ちらし)
- (別添2) (事務連絡) 令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について (周知)
- (別添3) 教育実習の柔軟化を踏まえたカリキュラムマップのイメージ (小・中学校の例)
- (別添4) 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動

<p>(本件担当) 総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室 教職課程認定係 TEL 03-5253-4111 (内線 2453、2451) E-mail kyo-men@mext.go.jp</p>

25. 教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和5年3月29日通知）（抄）

4 教 教 人 第 4 8 号
令 和 5 年 3 月 2 9 日

教職課程を置く各国公私立大学長
各指定教員養成機関の長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の長
各指定都市・中核市市長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

後 藤 教 至
(公 印 省 略)

教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（通知）

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下、「施行規則」という。）に定める教育実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下、「教育実習等」という。）の実施に当たっては、施行規則第22条の5に基づき、認定課程を有する大学は、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならないこととされています。

令和4年12月の中央教育審議会答申（『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～）（以下、「令和4年答申」という。）において、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、学部段階での養成においても、理論と実践を往還させた省察力による学びを実現することで、学生の「授業観・学習観」の転換を図ることが重要とされています。これを踏まえ、従来の教育実習等の実施の在り方の見直しや学校体験活動の積極的な活用などにより、教師を目指す学生が早い段階から複数回に渡り学校現場に入っていくことが想定されることから、大学等、学校を設置する教育委員会及び教育実習等を受け入れる学校等は、ますますその円滑な実施への対応等に向け、連携が求められることとなります。

特に、学校現場における教育実習等の実施の際のハラスメントについては、各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長に対し、「『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の制定等について（通知）」（令和2年3月19日付け元初財務第37号）（別添1）（以下、「ハラスメント指針通知」という。）において、教職員からの教育実習生に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントに類する言動への適切な対応等を求めています。

また、これを踏まえ、教職課程を置く大学の長及び各指定教員養成機関の長に対し、「『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の制定等について（通知）」を踏まえた対応について（通知）」（令和2年3月27日付け元教教人第48号）（別添2）において、教育委員会等との協力の上、教育実習等の実施に当たって起こりうるハラスメントに関し大学等としての主体性と責任を持った対応を行

うことを求めています。

既にこれらのことについては、各教育委員会や大学等で承知されているものと存じますが、引き続き、ハラスメントの防止や、ハラスメントの事例やその対応等の周知徹底に努めてくださるようお願いいたします。また、教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、教育実習等の在り方や適切な環境を確保していくことは重要であることから、改めて下記の点について御留意くださるよう、お願いします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等専門学校を除く。）及び域内の市区町村教育委員会（指定都市・中核市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校（高等専門学校を除く。）に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校並びに所管の認定こども園及び域内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）認定こども園主管課に対して、各指定都市・中核市市長におかれては、所管の認定こども園に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

記

1. 教職課程を置く大学等に係る事項

(1) 全般的事項

- ① 教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、その実施に当たっては、一義的には大学等が責任を持って行うこと。このため、大学等は教育実習等の計画、教育委員会や学校等への受入れ調整、評価方法の設定、学生への事前事後指導、実習期間中の学生や学校等との連絡体制の整備等について、引き続き努めるとともに、万一の場合の学生からの相談窓口の整備やその周知、さらに、相談内容の状況に応じて学校等との再調整を含め、大学等が主体性を持ってその機能を万全に果たす必要があること。
- ② 令和3年の施行規則の改正により、複数の認定課程を置く大学については、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えることとされている（施行規則第22条の7）。教育実習等の実施に当たっても、実習担当の大学教員のみならず学生の指導や学校への連絡・調整を一任するのではなく、全学的に教職課程を実施する組織体制を中心として、大学全体として取り組むことが期待されること。
- ③ 同改正により、認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとされている（施行規則第22条の8）。これを踏まえ策定された「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）においても、教育実習等に関し、「教育実習等を実施する学校との連携・協力の状況」等の観点が例示されていることから、大学の教職課程の自己点検・評価のプロセスも活用し、教育実習等の適切な在り方について、不断の見直しを図っていくことが期待されること。また、その際は、教職員や教職課程の学生等へのアンケートの結果等、定量的なデータの収集等を通じて、その状況を正確に把握することが考えられること。

(2) 性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について

- ① 教職課程に限らず、大学等におけるセクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止については、「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和4年11月22日付け4文科高第1246号）（別添3）において、その包括的な対策等が提示されているが、教育実習等の実施においても、大学等は原則これを踏まえ適切な対応を行うことが必要なこと。

- ② 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)及びこれに基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(令和4年3月18日文科科学大臣決定)において、教育職員の養成課程を有する大学においては、学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置を講ずるものとされていること(第13条第3項)から、大学は教職課程の授業科目の内外を通じ、その取組を推進すること。特に、教育実習等の事前指導等においては、学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等について、十分に指導を行うこと。
- ③ 万一、実習期間中に学生が、性暴力やセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の被害を受けるなど、学校現場において不適切な事案等が発生した場合のため、大学等は学生が直ちに相談できる窓口や連絡体制があることについて事前に周知を図ること。また、相談内容や状況に応じ大学等として適切な対応を行うことについても、学生に周知すること。
- ④ 学生が上記の相談を行うことを躊躇することのないよう、大学等は相談に係る関係者のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、学生に対し、プライバシーが保護されることについての周知も行うこと。
- ⑤ 教育実習等の授業科目の単位認定は、最終的には大学等の責任において行われるものであるが、実習受入れを行う学校で指導に当たる教員がその評価の一部を行う立場にあることから、学生がハラスメント等の被害を受けても、評価時における不利益な取扱いを受けることを危惧し、相談をためらうケースが想定されるため、大学等はこのような不利益な取扱いを禁止する旨を学内の規則等で明示的に定め、学生・大学教職員等関係者や、実習受入れ学校関係者に対し、十分に周知を行うこと。

(3) 教育実習等の適切な時間の管理等について

- ① 教育実習等は大学等が実施する授業科目であることや、教員免許状を取得するための認定科目であることから、大学設置基準等や施行規則等に基づき、適切な時間の設定・確保を行うことはもとより、緊急時等を除き、所定の時間数を上回るような実習が行われることのないよう、大学等は教育委員会や学校等と調整を行うこと。
- ② 学校における教員の働き方改革については、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年3月18日付け30文科初第1497号)(別添4)(以下、「働き方改革通知」という。)に示すとおり、文部科学省、教育委員会等においてその取組を進めているところである。本通知の趣旨も踏まえ、大学等における教職課程の授業科目のうち、例えば、「教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)」に関する科目において、教員の働き方改革に関する内容等を取り扱うことが考えられること。
- ③ 上記の教員の働き方改革を推進する趣旨から、大学等においても、実習受入れを行う学校に過度な負担がかからないことへ十分な配慮が必要であること。例えば、教育実習等の学生個人の評価票やその他の報告事項等の提出に当たり、学校や実習を指導する教員の通常業務に支障が及ぶような詳細な書類作成を求めること等がないよう十分留意すること。また、その方法においては、ICTを積極的に活用するなど、大学等と学校が互いに負担を軽減できる方法を積極的に検討すること。

(4) その他

- ① 障害のある学生が教師を目指す場合の教育実習等の実施においては、その学生の障害の状況等に応じ、合理的配慮の在り方に十分な留意が必要であるとともに、特に、障害の状況等への無理解から生じる差別的な言動やハラスメントを防止するため、大学等は

受入れ学校に対し、学生の障害の状況や困難さについてより丁寧な説明を行い、受入れ学校関係者の理解を図ること。また、実習期間中における学生の困りごと等に迅速な対応ができるよう連絡体制を整えること。

なお、「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」（大阪教育大学：令和3年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」委託調査研究）も参考にすること。
URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/menkyo/syogaikyoikujisyu_00002.html

- ② いわゆる母校実習に関し、学生が自ら教職に就くことを希望する出身地の母校等の学校で教育実習等を行うことは、早い段階から地域の教育を知る上で有意義である。一方、大学等から比較的遠隔地の学校で行われることが多く、ハラスメントの問題が生じた場合の緊急の対応への課題もあることから、大学等と学校とが十分に連携して指導・相談を行う体制の構築等が必要であることに留意すること。

2. 各教育委員会や学校等に係る事項

(1) 全般的事項

- ① 学校におけるハラスメントは、教職員間のみならず、児童生徒や保護者等との関係においても起こりうるものである。特に、教育実習中の学生は実習中に教員から指導を受ける弱い立場にあることから、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントに類する言動を行うことは決して許されるものではない。このことについて、教育委員会や学校等は、改めて関係者に周知徹底を行うこと。
- ② 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等の一部を改正する告示」（令和2年厚生労働省告示第6号）においては、教育実習生等の「自らの雇用する労働者以外の者に対する言動」についても取り組むことが望ましいと規定されていることを踏まえ、教育委員会等は、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する方針の策定等を行う際に、教職員による教育実習生への言動についても同様の方針を併せて示し、関係者に周知を図ること。
- ③ 教育実習等に受け入れる大学等や学生が決定した場合、教育委員会等は当該大学等や学生に対し、実習期間中におけるハラスメント等の事案が発生した場合の学生が相談できる窓口の周知を徹底すること。また、その相談があった場合には適切な対応を行うとともに、学生が安心して教育実習等を実施・継続することができる環境の確保に努めること。
- ④ 平成30年の施行規則改正により、文部科学大臣が認定した在外教育施設も教育実習を行う施設とすることが可能とされたため、当該施設において教育実習等を行う学生を受け入れる場合は、本通知を参考に適切な対応を行うこと。

(2) 教育実習等の適切な時間の管理等について

- ① 教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、大学等は大学設置基準等や施行規則等に基づき適切な時間の設定で実習計画を行っているため、学校は設定された時間数での実施を徹底する必要があること。また、教育実習等は学校の所定の勤務時間の範囲内で行うことが原則であることから、緊急時や真に必要な場合を除き、設定された時間数を上回る実施のないよう、努めること。
- ② 令和4年答申を踏まえ、今後教育実習等の実施の在り方が多様化することが想定されることから、教育委員会はその受入れの調整にあたって、域内の学校に一任するのではなく、例えば、教育委員会が中心となって調整を行うことや、自治体ごとに受入れの一定のルール化を検討することにより、学校が大学等や学生と事前調整を行う工程の負担

を軽減することが期待できること。

- ③ 「働き方改革通知」を踏まえ、教育委員会や学校等においてその取組を進めているところと承知しているが、受入れ学校の教員の勤務時間の状況等によって、教育実習等の実施においても、設定された時間数を上回る長時間の実習が行われる可能性があると考えられることから、教育実習等の適切な実施の在り方については、教員の働き方改革や職場環境の改善と併せて検討することが望ましいこと。

(添付資料)

- 【別添 1】『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の制定等について（通知）」（令和 2 年 3 月 19 日付け元初財務第 37 号）
- 【別添 2】『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の制定等について（通知）を踏まえた対応について（通知）」（令和 2 年 3 月 27 日付け元教教人第 48 号）
- 【別添 3】「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和 4 年 11 月 22 日付け 4 文科高第 1246 号）
- 【別添 4】「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成 31 年 3 月 18 日付け 30 文科初第 1497 号）

(本件担当)
総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係
TEL 03-5253-4111 (内線 2451)
E-mail kyo-men@mext.go.jp

教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について



4教教人第48号・令和5年3月29日 教育人材政策課長通知

認定課程を有する大学は、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない^{※1}。
令和4年12月の中央教育審議会答申^{※2}を踏まえ、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、大学等、学校を設置する教育委員会及び教育実習等を受け入れる学校等は、ますますその円滑な実施への対応等に向け、連携が求められている。

特に、教育委員会に対しては、教職員からの教育実習生に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントに類する言動への適切な対応等を求めており、大学等に対しては、教育実習等で起こりうるハラスメントに対し、主体性と責任を持った対応を行うことを求めている。

※1 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の5

※2 『令和の日本型学校教育』の推進・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～
（参考URL：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412983_00004.htm）

教職課程を置く大学等に係る事項

1 全般的事項

■ 教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、その実施に当たっては、一義的には大学等が責任を持って行う。

■ 万一の場合の学生からの相談窓口の整備やその周知、さらに、相談内容の状況に応じて学校等との再調整を含め、大学等が主体性を持ってその機能を万全に果たす必要がある。

■ 大学内の組織間の有機的な連携を図り、実習担当の大学教員のみならず学生の指導や学校への連絡・調整を一任するのではなく、大学全体として取り組むことが期待される。

■ 大学の教職課程の自己点検・評価のプロセスも活用し、教育実習等の適切な在り方について、不断の見直しを図っていくことが期待される。

2 性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について

■ 大学等におけるセクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止については、包括的な対策等が提示されているが、教育実習等の実施においても適切な対応を行うことが必要である。（「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和4年11月22日付4文科高第1246号））

■ 学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるため[※]、大学は教職課程の授業科目の内外を通じて、その取組を推進する。特に教育実習等の事前指導等において、学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等について、十分な指導を行う。（※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定））

■ 大学等は、学生が直ちに相談できる窓口や連絡体制があることを事前に伝え、相談内容や状況に応じ、大学等として適切な対応を行うことを、学生に周知する。

■ 学生が上記の相談を躊躇することのないよう、大学等はプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、周知も行う。

■ 学生がハラスメント等の被害を受けても、評価時における不利益な取扱いを受けることを危惧し、相談をためらうケースが想定される。大学等はこのような不利益な取扱いを禁止する旨を学内の規則等で明示的に定め、学生・大学教職員等関係者や、実習受入れ学校関係者に対し、十分な周知を行う。

3 教育実習等の適切な時間の管理等について

■ 緊急時等を除き、所定の時間数を上回るような実習が行われることのないよう、大学等は教育委員会や学校等と調整を行う。（※大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づく）

■ 実習受入れを行う学校に過度な負担がかけられないよう十分な配慮が必要であり、指導する教員の通常業務に支障が及ぶような詳細な書類作成を求めるといった十分な留意する。

■ ICTを積極的に活用するなど、大学等と学校が互いに負担を軽減できる方法を積極的に検討する。

4 その他

■ 障害のある学生の教育実習の実施においては、障害の状況等への無理解から生じる差別的な言動やハラスメントを防止するため、大学等は受入れ学校に対し、学生の障害の状況や困難さについてより丁寧な説明を行い、受入れ学校関係者の理解を図ること。

■ 母校実習についてはハラスメントの問題が生じた場合の大学等と学校とが十分に連携して指導・相談を行う体制の構築等が必要であることに留意。

1

教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について



4教教人第48号・令和5年3月29日 教育人材政策課長通知

各教育委員会や学校等に係る事項

1 全般的事項

■ 学校におけるハラスメントは、教職員間のみならず、児童生徒や保護者等との関係においても起こりうるものである。教育実習中の学生は弱い立場にあるため、教育委員会や学校等は、パワーハラスメント等に類する言動を行うことは決して許されるものではない。

■ 教育委員会等は、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する方針の策定等を行う際に、教職員による教育実習生への言動についても同様の方針を併せて示し、関係者に周知を図る。

■ 教育委員会等は当該大学等や学生に対し、実習期間中におけるハラスメント等の事案が発生した場合に学生が相談できる窓口の周知を徹底し、適切な対応を行うとともに、学生が安心して教育実習等を実施・継続することができる環境の確保に努める。

2 教育実習等の適切な時間の管理等について

■ 教育実習等は大学等が実施する授業科目であり、大学等は大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づき適切な時間の設定で実習計画を行っている。そのため、学校は設定された時間数での実施を徹底する必要がある。

■ 教育実習等は学校の所定の勤務時間の範囲内で行うことが原則である。そのため、緊急時や真に必要な場合を除き、設定された時間数を上回る実施のないように努める。

■ 教育委員会が中心となって調整を行い、自治体ごとに入入れの一定のルール化を検討することにより、学校が大学等や学生と事前調整を行う工程の負担を軽減することが期待できる。



教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、
その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、
教育実習等の在り方や適切な環境を確保していくことが重要です。

2

26. 障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリストについて（令和4年5月20日事務連絡）

事 務 連 絡
令 和 4 年 5 月 20 日

教職課程を置く各国公私立大学教職課程担当課
教職課程を置く各国公私立大学障害学生支援担当課
各指定教員養成機関教職課程担当課
各指定教員養成機関障害学生支援担当課

御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルと
チェックリスト」について（周知）

平素から教員養成に御尽力いただき、ありがとうございます。

文部科学省では、令和3年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の一環として、「教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討」について、大阪教育大学に委託し調査研究を実施いたしました。

この度、大阪教育大学において、調査研究に関する報告書及び「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」（以下「本マニュアル等」という。）が取りまとめられましたので、お知らせいたします。

本マニュアル等では、障害のある学生全般に共通する教育実習での合理的配慮に関する対応や留意事項のほか、障害種別に特化した対応や留意事項をまとめており、各大学が障害のある学生の教育実習を円滑に実施する上で参考となる情報を掲載しています。また、チェックリストにおいては、マニュアルで記載している内容を実習の学内準備や振り返り等の段階ごとに、対応の実施状況や、学生のニーズの把握の確認として活用できるものとなっています。

つきましては、教職課程を置く各国公私立大学担当課、教職課程を置く各指定教員養成機関担当課におかれては、下記に御留意の上、本マニュアル等を参考とした取組を推進していただきますようお願いいたします。

記

1. 本マニュアルの学内での活用にあたっては、教育実習の担当部署や担当教員のみならず、障害学生支援窓口や学生にも周知いただくとともに、各大学等の関係部署が有機的に連携し、本マニュアル等を参考とした取組を推進していただきたいこと。
2. 障害のある学生の教育実習の実施にあたっては、学生本人の意思や主体性を尊重しながら、学生・大学・実習先の学校が、互いに納得のできる方法を検討するため、学生の障害の特性等に応じたサポート等について、丁寧に話し合うことが重要であること。
3. 今後、本マニュアル等を参考に、各大学等の障害のある学生の支援や教育実習に係る対

応要領やマニュアル等を策定又は改訂していくことが考えられるが、その際には、障害のある学生の意見聴取をするなど、学生が安心して教育実習に臨めるよう、取組をお願いしたいこと。

4. 教育実習は大学の教職課程の一環であり、その実施にあたっては、大学と学生が十分に話し合い、学生の障害の状況や希望、実習校の受入体制等を踏まえ、具体的な実習方法を決定することが重要である。この中で、障害のある学生から配慮の希望等があった場合、各大学等は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、必要な合理的配慮を行うことに留意すること。
5. 障害の有無にかかわらず、教員を目指す全ての学生が、その意欲と能力に応じ大学で学べる環境を整備することは重要であることから、障害のある学生が教員を目指すことの可能性や選択肢を諦めることのないよう、教育実習の実施期間やその直前の時期に限らず、教職課程全体を通じた学生の継続的な支援体制の整備に取り組んでいただきたいこと。

【添付資料】

- (別添1) 障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルと
チェックリスト
- (別添2) 同リーフレット

【大阪教育大学事業報告・マニュアル等ホームページ】

<http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/~sienroom/index.html>

【本件問合せ先】

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室教職課程認定係
TEL：03-5253-4111（内線 2453）
E-mail：kyo-men@mext.go.jp

27. 障害のある学生が教職課程を履修する際の支援について（令和7年6月10日事務連絡）

事務連絡
令和7年6月10日

教職課程を置く

各国公私立大学担当課
各指定教員養成機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

障害のある学生が教職課程を履修する際の支援について

教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）におかれては、日頃より障害のある学生等が教職課程を履修する際の支援に御尽力いただき、ありがとうございます。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。そして何より、障害のある方があらゆる分野で活躍できる社会を目指していくことが重要です。

こうしたことを踏まえ、文部科学省としては、平成31年に「障害のある人が教師等として活躍することを推進する～教育委員会における障害者雇用推進プラン～」を策定し、また、これに基づき、「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」を実施・公表したところです。今般、その後の各教育委員会の状況についてフォローアップを行い、「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」として、調査結果を取りまとめましたのでお知らせします。

また、本調査結果の公表と併せて、障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に資するよう、各都道府県教育委員会等に対して別添の通知を发出了しました。

教育委員会における障害者の雇用は、様々な方面から取組を進めることが不可欠であり、大学等における養成段階においても障害のある学生等が教員免許を取得しやすくする取組が必要です。

各大学等におかれても、本調査結果や同通知の趣旨も踏まえ、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の7第1項に規定する協議会の活用等を通じて、都道府県教育委員会等と連携協力を図るなど、教職課程を履修する障害のある学生等がより学びやすく、教員免許をスムーズに取得しやすい環境づくりに取り組んでいただくようお願いします。その際、教育実習時の支援の在り方は特に重要であることから、実習に参加する学生等の障害の状況に応じた活動内容の検討、移動に係る支援、指導の補助等について、大学等及び都道府県教育委員会等が緊密に連携を図りつつ、実施に当たっていただくようお願いします。

本件担当：文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課企画係
代表電話：03-5253-4111（内線：2456）
E-MAIL：kyoikujinzai@mext.go.jp

7 教教人第10号
令和7年6月10日

各都道府県教育委員会教職員人事主管課長
各政令指定都市教育委員会教職員人事主管課長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長
後 藤 教 至
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
常 盤 木 祐 一

障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に向けて（通知）

各教育委員会におかれては、日頃より、障害者の活躍推進に御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

児童生徒等にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってのロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを広げ深める経験となる等の教育的意義が期待されます。そして何より、障害のある方があらゆる分野で活躍できる社会を目指していくことが重要です。

こうしたことを踏まえ、文部科学省としては、平成31年に「障害のある人が教師等として活躍することを推進する～教育委員会における障害者雇用推進プラン～」を策定し、また、これに基づき、「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」を実施・公表したところです。今般、その後の各教育委員会の状況についてフォローアップを行い、「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」として、調査結果を取りまとめましたのでお知らせします。

調査結果を踏まえた今後の取組のポイントについても記載していますので、各教育委員会における今後の取組の参考としていただき、引き続き障害者の活躍推進に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

令和6年度における各教育委員会における障害者雇用の状況は、都道府県全体で2.43%、指定都市全体で2.35%、合計で2.41%であり、いずれも前回調査より増加しているものの、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定められた雇用率である2.7%を下回る状況となっています。

「「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令等の公布について」について（令和5年3月3日付4教教人第41号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）」において周知したとおり、令和7年度から除外率の一律10ポイントの引下げ、令和8年7月から法定雇用率の2.9%への引上げが予定されております。

もとより、教育委員会における障害者の雇用は、教育委員会における努力だけではなく、様々な方面から取組を進めることが不可欠です。特に、大学等における養成段階においても教員免許を取得する障害者を増やす取組が必要であり、文部科学省としては、引き続き、大学等に対しても障害者活躍推進のための取組を促すととも

に、教職そのものの魅力向上及び発信による教職志願者全体の増加等に取り組みます。

その上で、国及び地方公共団体は、一般の民間事業者に対し率先して障害者を雇用すべき立場にあることも踏まえ、各教育委員会においても、厚生労働省からの適正実施勧告を受けた教育委員会に限らず、一層の障害者の採用拡大に努めていただくようお願いいたします。また、その際は、教育委員会全体としての障害者雇用の改善を図るためには、学校の事務職員、用務員等の職員や、学校以外の教育関係機関の職員、教育委員会事務局の職員も含めた改善が必要であると考えられます。

なお、厚生労働省からも、都道府県労働局やハローワークに対して、障害者雇用の促進に関して教育委員会に対する積極的な支援を行うよう通達がなされているところです。これらの機関による支援等を活用するなど、連携して障害者雇用の拡大に取り組むことも効果的だと考えられます。

今回の調査での各教育委員会からの回答内容を踏まえ、今後の障害者雇用の拡大に向けた取組として特にポイントとなると考えられる点を下記のとおり示しますので、調査結果の資料に記載された他自治体における取組とあわせて御参照いただき、各自治体の実情に応じて、取組を推進していただきますようお願いいたします。

【別添 1】教育委員会における障害者雇用に関する調査

【別添 2】「令和 7 年度における障害者雇用対策関係業務に係る重点的取組について」（令和 7 年 3 月 31 日付職障発 0331 第 7 号厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課長通知）（抜粋）

本件担当：文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課企画係 代表電話：03-5253-4111 内線：2456 E-MAIL： kyoikujinzai@mext.go.jp

記

1. 教職課程を有する大学等と教育委員会の連携

各教育委員会において、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の7第1項に規定する協議会の活用等を通じて、国公私立の教職課程を置く大学等をはじめとした多様な教育関係者等と連携協力を図るなど、障害者の活躍推進に取り組んでいただくようお願いします。

協議会においては、教職課程における障害のある学生の支援等に関し、地域の実情に応じ、大学における教員養成の在り方、評価を伴わない学校でのインターンシップの受入れ等に関する協議などを行うことが考えられます。その際、教育実習は非常に重要であることから、大学等及び都道府県教育委員会等が緊密に連携を図りつつ、実施に当たっていただくようお願いします。

2. 入職後の合理的配慮

障害のある教師等の教育関係職員が入職後も継続的に働き続けられるようにするためには、適切な合理的配慮が提供される必要があります。各教育委員会においては、本調査における他県市の取組事例等も踏まえ、指導体制や職務内容の配慮、相談支援体制の構築や業務を支援するための人員配置、人事異動における通勤等への配慮など、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい持続可能な体制づくりに取り組んでいただくようお願いします。

（参考）都道府県教育委員会における障害者雇用好事例集（令和3年度 厚生労働省）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000840503.pdf>)

3. 障害のある教職員が働きやすい環境整備

障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境を整備する観点からも、学校施設のバリアフリー化や学校のICT環境の整備は重要です。

文部科学省では、学校施設のバリアフリー化に係る指針や事例集を作成し、学校設置者に対して周知するとともに、国庫補助による財政支援を行うなど、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい学校施設整備を支援しています。

また、学校のICT環境の整備については、「学校のICT環境整備計画（2025～2027年度）」を策定し、地方財政措置を講じることとしております。

各教育委員会におかれては、施設整備担当主管課等も含め十分連携を図り、本調査における他県市の取組事例等も参考にしつつ、障害のある教師等の教育関係職員が働きやすい環境の整備に取り組んでいただくようお願いします。

4. 特例認定の活用

国・地方公共団体の機関においては、原則として任命権者ごとに障害者雇用義務を負っていますが、実態として、各機関の任免に関して影響力を持つ任命権者が一元的に対象障害者の任用に取り組むこととした方が障害者の雇用の促進・安定に資する場合、一定の要件のもとで、任命権者の枠を超えて障害者雇用率制度の適用を認める特例があります。具体的には、地方公共団体の機関（A）と人的関係が緊密であるなどかわりが深い機関（B）の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなす特例が認められる場合があります。

各教育委員会におかれては、それぞれの実情に応じて、特例認定の申請を検討いただくようお願いいたします。

5. 都道府県労働局、ハローワーク等との連携

厚生労働省からも、都道府県労働局やハローワークに対して、障害者雇用の促進に関して教育委員会に対する積極的な支援を行うよう通達がなされているところで、ハローワークは、職業紹介、雇用保険、雇用対策の3業務を一体的に実施することで、効果的な支援を可能とする機関であるとともに、障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーション機関として、障害者に対する専門的な職業相談・職業紹介や、地域の関係機関と連携し、入職だけでなく、定着のための伴走支援等も行っています。また、個別面接会の開催や各種セミナー等も行っているため、これらの機関による支援等を活用するなど、連携して障害者雇用の拡大に取り組んでいただくようお願いいたします。

28. 教職課程を履修する学生を対象とした児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について（令和4年6月29日事務連絡）

事務連絡
令和4年6月29日

教職課程を置く

各国公私立大学
指定教員養成機関 教職課程御担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教職課程を履修する学生を対象とした児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について

平素から教員養成に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について」（令和4年6月3日付4文科教大350号）においてお知らせしました、教職課程を履修する学生を対象とした教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の概要及び教育実習における留意事項についての動画を作成し、公表しました。

本動画では、教職課程を履修する学生が知っておくべき児童生徒性暴力等の定義や教育実習等での留意点等について端的にまとめていますので、教育実習の事前指導や教員の服務上・身分上の義務に関する授業等、また授業外の取組においても学生の理解が深まるよう御活用ください。

なお、児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画や関連資料を文部科学省のホームページにまとめていますので、こちらも併せて御活用ください。

記

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～

<https://youtu.be/BXrvvP7TWks>

○児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画等をまとめたホームページ

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html

本件担当
文部科学省教育人材政策課
教員免許企画室教職課程認定係
Tel : 03-5253-4111（内線：2453）
Mail : kyo-men@mext.go.jp

29. 「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究」について（令和5年5月18日事務連絡）

事務連絡
令和5年5月18日

教職課程を置く各国公立大学担当課
教職課程を置く各指定教員養成機関担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための 手法の開発に関する研究」について（周知）

平素から教員養成に御尽力いただき、ありがとうございます。

文部科学省では、令和4年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の一環として、「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究」について、熊本大学に委託し調査研究を実施しました。この度、熊本大学において、大学における児童生徒性暴力等の防止等に関する取組状況及び大学と教育委員会との連携事例（研究①）並びに児童生徒性暴力等の防止等に資する教育プログラムの開発（研究②）の成果が取りまとめられましたのでお知らせします。

児童生徒性暴力等の防止等については、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に基づき、令和4年4月から、教職課程を有する大学においては、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等の理解を深めるための措置を講ずることとされておりますが、本調査研究の研究①の結果においては、その調査対象が一部に限定されているものの、取組状況が必ずしも十分ではないことがうかがえます。教職課程を置く大学等におかれましては、本法の趣旨について今一度御理解いただき、学生の児童生徒性暴力等の理解を深めるため、本調査研究の成果も参照いただき、引き続き教職課程の内外を通じ、児童生徒性暴力等に関する周知徹底に努めていただきますようお願いいたします。また、教職課程の授業科目等において、児童生徒性暴力等の防止に資する学生への指導について検討する際は、熊本大学が取りまとめた本研究②の資料及びICT教材も御活用ください。

また、教師を目指す学生への理解促進への取組は、大学の実情等に応じ、教育課程全体を通じて実施していくことと存じますが、学生が学校現場を経験する機会は、教師として採用される前の教育実習・学校体験活動や学校ボランティア等の比較的早い段階においてもその機会は多々想定されることから、大学においては教育実習等の事前事後指導やオリエンテーション等の様々な機会を捉まえて、学生は絶対に加害者にならないことや、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等について、周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

なお、学生自身が学校現場において被害を受ける可能性があることも踏まえ、「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について」（令和5年3月29日付4教教人第48号）も再度御確認の上、教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、教育実習等の在り方や適切な環境を確保できるよう学内の体制を整備していただきますようお願いいたします。

<参考>

○児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について
（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～（児童生徒性暴力等の防止等に関する啓発動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=BXrvvP7TWks>

○児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための手法の開発に関する研究
（熊本大学ホームページ）

<https://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/report/202301/>

○教職員等による児童生徒性暴力等の防止
(熊本大学が作成した ICT 教材)

https://www.youtube.com/watch?v=_TJ6zn_bWRw

(本件担当)

総合教育政策局教育人材政策課教員免許・研修企画室
教職課程認定係

TEL 03-5253-4111 (内線 2453)

E-mail kyo-men@mext.go.jp

30. 教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届の提出について（令和5年10月27日事務連絡）

事 務 連 絡
令和5年10月27日

教職課程を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届の提出について（依頼）

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和5年9月27日文部科学省総合教育政策局長通知）にて御連絡したとおり、教科に関する専門的事項に関する科目（以下「教科専門科目」という。）の科目区分が多い中学校の理科、技術及び家庭並びに高等学校の理科、家庭及び情報（以下「対象教科」という。）について、科目区分の統合等を行うため、教育職員免許法施行規則を改正しました。

ついては、対象教科の教職課程を置く大学においては、令和6年度から改正後の教育職員免許法施行規則に基づく教職課程を開始することとなります。対象教科の教職課程に関する変更手続については、別添の提出要領を御確認いただき、期日までに必要書類を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、今回依頼する変更手続については、対象教科に関する「教科及び教科の指導法に関する科目」に関するものとし、その他の令和6年度に係る教職課程に関する教育課程の変更については、教職課程認定申請の手引きによる通常の変更届の提出方法に沿って、変更後の教育課程を実施する前までに提出して差支えないことを申し添えます。

記

1. 対象となる大学等
対象教科の教職課程を置く各国公私立大学（専修免許状に関する教職課程は除く。）
2. 書類提出期限
令和6年2月29日（木）
3. 必要書類及び書類の作成方法等
別添の「教科専門科目改正対象教科に係る変更届提出要領」を確認すること。

以上

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許・研修企画室教職課程認定係
TEL:03-5253-4111（内線2451、2453）
Mail:kyo-men@mext.go.jp

教科専門科目改正対象教科に係る変更届提出要領

1. 提出要領

(1) 対象となる大学等

対象教科の教職課程を置く各国公立私立大学

(2) 提出期限

令和6年2月29日(木)

(3) 提出方法

《提出書類》

①かがみ(別紙1)

②変更一覧表(別紙2)

③対象教科に係る教科及び教科の指導法に関する科目等の変更届新旧対照表(別紙3)

※教育職員免許法施行規則の改正に伴う変更届のため、授業科目の新設・廃止及び名称変更等並びに教職専任教員の変更・追加等がない場合も提出すること。

※様式については、本事務連絡に添付する様式を使用することとし、対象教科に係る「大学が独自に設定する科目」に変更がある場合は、「大学が独自に設定する科目の変更届新旧対照表」を合わせて提出すること。

《提出方法》

・提出の際は、全書類を一つの PDF ファイルにまとめて右肩に通しページ番号を印字した上で、一式を下記《提出先》URL に提出すること(書類の郵送及び持参の必要はない。)。紙媒体のスキャンではなく、電子媒体を直接 PDF ファイルに変換すること。メールでの提出は受け付けていないので留意すること。

(電子ファイル名) **【〇〇大学】対象教科に関する変更届.pdf**

・1大学当たり、1ファイルの提出とすること(複数学科等に複数の課程を置く大学においても、以下の「2. 作成要領」を確認の上、1ファイルにて提出すること。)

・各様式は①、②、③の順に並べ、様式ごとに「しおり」を付すこと。

・PDF ファイルの表示設定を、以下のとおり設定すること。

1) ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること。

2) ページレイアウトは「連続」

3) 表示比率は「幅に合わせる」

※各ページの表示倍率が異なることのないよう注意すること。

《提出先》

<https://mext.ent.box.com/f/e54f6a054d414a808469d2c606145037>

※提出後、必ず以下 URL の forms にて御提出の連絡をお願いします。

<https://forms.office.com/r/TVsQt5Qa5P>

2. 作成要領

(1) かがみ(別紙1)

1大学の複数学科等に対象教科の教職課程を有する場合においても、1枚にまとめて作成すること。(学科等ごとの教職課程の別は別紙2の「変更一覧表」に記載すること。)

①文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。

②文部科学大臣名は、①の日付時点での文部科学大臣名を記載すること。

③「届出者(設置者)名」及び「届出者(設置者)の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。

届出者(設置者)名

国立大学→国立大学法人名

公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名

私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者(設置者)の長の職名及び氏名

国立大学→国立大学法人の長

公立大学→公立大学法人の長又は公立大学を設置する地方公共団体の長

私立大学→私立大学を設置する学校法人の理事長

④押印は不要とする。

⑤件名の括弧内について変更届を提出する教科のみを記載すること(中高の別は不要)。

(記入例)

(様式第1号 届出(かがみ))	文書番号 ① 令和〇年〇月〇〇日
② 文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿	③
届出者(設置者)名 届出者(設置者)の長の職名及び氏名 ④	
⑤ 〇〇大学の教科専門科目改正対象教科(理科・技術・家庭・情報)に係る変更について(届出)	
この度、令和5年9月27日に公布された教育職員免許法施行規則の改正に基づき、変更届を別紙のとおり提出します。	

(2) 変更一覧表(別紙2)

該当の学部・学科等名、免許状の種類及び変更内容について記載すること。対象教科の教職課程を置く大学は、学科等ごとに行を分けて作成すること。

(3) 新旧対照表(別紙3)

「教職課程認定申請の手引き(令和6年度開設用)」の「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」に準じて作成すること。ただし、以下の点に留意すること。

- ・変更一覧表の順番に揃えて提出すること。
- ・科目区分は変更となるが、授業科目に変更がない場合は変更内容等に記載は不要。
- ・「教科及び教科の指導法に関する科目」に設定している授業科目を「大学が独自に設定する科目」に変更する場合は、当該授業科目の変更内容等において、「教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表」では削除、「大学が独自に設定する科目の変更届新旧対照表」では科目区分変更と記載すること。

3. その他

- ・本変更届にて届出がなされた教職課程、教育研究組織以外に変更がない場合については、改めて通常の変更届の提出は不要。
- ・本改正による教職課程の開始は、令和6年度入学者から適用されるものであるが、大学の判断により、在校生にも対応することは可能であるため、その場合は新旧対照表の備考に記載すること。

31. 教育職員免許法施行規則の改正及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定に伴う変更届の提出について（令和4年10月3日事務連絡）

事 務 連 絡
令和4年10月3日

教職課程を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教育職員免許法施行規則の改正及び特別支援学校教諭免許状
コアカリキュラムの策定に伴う変更届の提出について

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について」（令和4年7月28日文部科学省総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）にて御連絡したとおり、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、関係規則等が改正されるとともに、新たに特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムが策定されました。

については、特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く大学においては、既存の授業科目の点検・見直しを行い、準備が整った大学においては科目等の変更届の提出により、令和5年4月から、それ以外の大学においては遅くとも令和6年4月から、改正後の教職課程を開始することとなります。

改正後の特別支援学校教諭免許状の教職課程に関する変更手続については、別添の提出要領を御確認いただき、期日までに必要書類を提出していただきますようお願いします。

記

1. 対象となる大学等

特別支援学校教諭の教職課程を置く各国公私立大学

2. 書類提出期限

○令和5年4月開始の場合：令和5年2月末

○令和6年4月開始の場合：令和6年1月末

3. 必要書類及び書類の作成方法等

別添「改正後の特別支援学校教諭免許状教職課程に関する変更届提出要領」参照

（本件担当）教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係
Tel：03-5253-4111（内線2453）
Mail：kyo-men@mext.go.jp

「改正後の特別支援学校教諭免許状教職課程に関する変更届」提出要領

1. 提出要領

(1) 対象となる大学等

特別支援学校教諭免許状の教職課程を置く各国公私立大学

(2) 提出期限

- ・令和5年4月開始の場合：令和5年2月末
- ・令和6年4月開始の場合：令和6年1月末

(3) 改正後の特別支援学校教諭免許状教職課程に関する変更届の提出方法

《提出書類》

- ・かがみ
- ・変更一覧表
- ・新旧対照表（科目の新設や授業内容の変更、教員の変更・追加等がない場合も提出必須。）
- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表（一覧）
- ・対象科目のシラバス（特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムへの対応科目のみ対象。新設や授業内容の変更がない場合も提出すること。）
- ・対象教員の履歴書、教育研究業績書（担当教員に専任教員を追加等する場合のみ提出すること。兼任教員・兼任教員に係る変更の場合は提出不要。なお、教育研究業績書には、今回変更届を提出する科目に係る業績のみ記載すること。）
- ※シラバス及び履歴書、教育研究業績書は、文部科学省ホームページから様式をダウンロードすること。その他様式については、本事務連絡に添付する様式を使用すること。
- （URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/080718_1.htm）

《提出方法》

- ・提出の際は、全書類を一つの PDF ファイルにまとめて右肩に通しページ番号を印字した上で、一式を下記《提出先》URL に提出すること。（書類の郵送及び持参の必要はない。）紙媒体のスキャンではなく、電子媒体を直接PDFファイルに変換すること。メールでの提出は受け付けていないので留意すること。
（電子ファイル名）【〇〇大学】特支免教職課程に関する変更届.pdf
- ・1大学あたり、1ファイルの提出とすること。（複数学科に複数の課程を置く大学においても、以下の「2. 作成要領」を確認の上、1ファイルにて提出すること。）
- ・各様式は次の通りに並べ、様式ごとに「しおり」を付すこと。
①かがみ→②変更一覧表→③新旧対照表→③コアカリ対応表（一覧）→④シラバス→⑤履歴書・教育研究業績書
※履歴書・教育研究業績書は教員ごとにまとめて並べること。
- ・PDFファイルの表示設定を、以下のとおり設定すること。
1) ファイルを開いたときに「しおり」が表示されるようにすること 2) ページレイアウトは「連続」
3) 表示比率は「幅に合わせる」
※各ページの表示倍率が異なることのないよう注意すること。

《提出先》

<https://mext.ent.box.com/f/91016d1e96374d55924f8fd5f96828bb>

- ※ 提出後、必ず以下 URL の forms にて御提出の連絡をお願いします。
<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYMs2kEKJJKjbwPnpL4BNwpLVfY1Mn41EUiU6UwRUNKZHNURKRkhITFFDWFpZU1g5VkgORk9KSS4u>

2. 作成要領

(1) かがみ〈別紙1〉

1 大学の複数学科に複数の特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する場合においても、1枚にまとめて作成すること。（学科等ごとの教職課程の別は「変更一覧表」に記載すること。）

- ① 文書の日付は、大学から文部科学大臣へ変更届を実際に提出する年月日を記載すること。
- ② 文部科学大臣名は、①の日付時点での文部科学大臣名を記載すること。
- ③ 「届出者（設置者）名」及び「届出者（設置者）の長の職名及び氏名」を以下に従って記載すること。

届出者（設置者）名

- 国立大学→国立大学法人名
- 公立大学→公立大学法人名又は公立大学を設置する地方公共団体名
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人名

届出者（設置者）の長の職名及び氏名

- 国立大学→国立大学法人の長
- 公立大学→公立大学法人の長又は公立大学を設置する地方公共団体の長
- 私立大学→私立大学を設置する学校法人の理事長

- ④ 押印は不要とする。

(記入例)

(様式第1号 届出 (かがみ))

文書番号
令和〇〇年〇月〇〇日
①

文部科学大臣 〇〇 〇〇 殿
②

届出者 (設置者) 名 〇〇〇〇〇〇
届出者 (設置者) の長の職名及び氏名 〇〇 〇〇
④

〇〇大学の改正後の特別支援学校教諭免許状の教職課程に
関する変更届の提出について

このたび、令和4年7月28日に公布された教育職員免許法施行規則の改正及び特別支援学校
教諭免許状コアカリキュラムの策定等に基づき、変更届を別紙のとおり提出します。

(2) 変更一覧表 (別紙2)

該当の学部・学科等名、免許状の種類 (領域)、変更内容について記載すること。特別支援学校教諭免許状の教職課程を複数置く大学は、学科等ごとに行を分けて作成すること。

(3) 新旧対照表 (別紙3)

「教職課程認定の手引き (令和5年度開設用)」の「Ⅲ. 変更届等の提出要領及び提出書類の様式」に準じて作成すること。なお、以下の点については通常の変更届の作成方法とは異なるため、留意すること。

- ・ 開設する科目のうち、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに対応する科目については、科目名称に○を付すこと (記載例参照)。
- ・ 第3欄の科目のうち、「複数の障害を併せ有する者に関する教育」 (重複障害) 又は「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者 (発達障害者を含む。) に対する教育に関する事項」を取扱う科目について、「中心」又は「含む」欄には、「重」又は「発」と記載し、併せて「備考」欄に、当該授業科目に含まれる障害を下記のとおり略記すること。

〔 「重複障害」 → 「重複」、 「言語障害」 → 「言語」、
「自閉症」 → 「自閉」、 「情緒障害」 → 「情緒」、
「学習障害 (LD)」 → 「LD」、 「注意欠陥多動性障害 (ADHD)」 → 「ADHD」 〕

(4) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表 (一覧) (別紙4)

大学において、(参考) コアカリキュラム対応表 (見本) を参考とし、該当する授業科目の内容を点検し、一覧を作成すること。なお、本一覧に記載する授業科目は、コアカリキュラムに対応した授業科目 (新旧対照表に○を付した授業科目) のみを記載すること。

(5) シラバス

上記 (4) の対応表 (一覧) に記載した授業科目 (新旧対照表に○を付した授業科目) は全て提出すること。担当教員及び授業内容に変更がない場合も提出は必要。

(6) 履歴書・教育研究業績書

履歴書・教育研究業績書は、専任教員を追加等する場合に限り提出すること。

※教員の履歴書・教育研究業績書の提出が必要となるのは以下のとおり。

専任教員を追加する場合	必要
既に配置されている兼任教員・兼任教員を専任教員にする場合	必要
既に配置されている専任教員の担当授業科目を追加する場合	必要
専任教員を削除する場合	不要
既に配置されている専任教員を兼任教員・兼任教員にする場合	不要
既に配置されている専任教員の担当授業科目を削除する場合	不要
専任教員の氏名の姓を変更する場合	不要

書類の作成に当たっては、「教職課程認定の手引き（令和5年度開設用）」の「Ⅱ．課程認定の申請要領及び提出書類の様式・記入要領」の「2．様式の作成例及び記入要領」の「（8）様式第4号」を参照すること。

なお、履歴書・教育研究業績書における押印は不要である。

3. その他

- ・本変更届にて届出がなされた教育課程、教員組織の変更については、改めて通常の変更届の提出は不要。
- ・本件改正に伴う教職課程の開始は、原則令和6年度入学者から適用されるものであるが、大学の判断により、令和5年度入学者から対応することも可能であること。その場合は、令和5年2月末までに変更手続を行うこと。

32. 教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について（令和2年10月5日通知）

2 教 教 人 第 2 3 号
令和2年10月5日

教 職 課 程 を 置 く 各 国 公 私 立 大 学 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長

文部科学省
総合教育政策局教育人材政策課長
中 野 理 美
(公印省略)
初等中等教育局情報教育・外国語教育課長
今 井 裕 一
(公印省略)
初等中等教育局教育課程課長
滝 波 泰
(公印省略)

「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」
(中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会) の送付について (通知)

教職課程を置く各国公立大学、各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）におかれては、「学校の ICT 環境整備の充実に対応した教員養成等の充実にについて」（令和2年3月6日付け元教教人第41号総合教育政策局教育人材政策課長、初等中等教育局情報教育・外国語教育課長通知）を踏まえ、GIGA スクール構想に対応できる教員を確実に養成できるように、教師の ICT 活用指導力について教職課程の改善・充実に努めていただいていることと存じます。

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において、各大学等に求められる具体的な取組について、別紙のとおり「教職課程における教師の ICT 活用指導力充実にに向けた取組について」（以下「ICT 活用指導力の向上に関する取組」という。）が取りまとめられましたので、送付します。

各大学等におかれては、「ICT 活用指導力の向上に関する取組」を踏まえ、学生が教師の ICT 活用指導力を確実に身に付けることができるように、例えば、国において作成された学校における ICT を活用した学習場面や各教科等の指導における ICT 活用に係る動画コンテンツを大学等の授業等において活用したり、現職の全ての教師に求められる ICT 活用に係る基本的な資質・能力を示した「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」等を活用して、大学等の個々の授業科目のどの部分でこれらの資質・能力が身に付けられるのかを自主的に検証したりするなど、更なる取組の推進をお願いいたします。なお、今後、教員養成部会として各大学等の授業の取組状況をフォローアップする予定としています。

また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、教員養成段階での取組としての「ICT 活用指導力の向上に関する取組」について御承知おきいただくとともに、教育公務員特例法第22条の5に定める教師の資質能力の指標の策定に関する協議等を行うための協議会等を通じ、大学等と積極的に連携して、教師の ICT 活用指導力の向上方策について検討の上、教師の資質能力の指標や教員研修計画に位置付け、教員研修のより一層の充実が図られるようお願いいたします。

(本件担当)

1. 大学での教員養成に関すること
総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室
教職課程認定係
TEL 03-5253-4111 (内線 2451)
2. 教師の ICT 活用指導力充実にに関すること、情報活用能力の育成に関すること
初等中等教育局情報教育・外国語教育課情報教育振興室
TEL 03-5253-4111 (内線 2090)
3. 各教科等の指導における ICT の活用に関すること
初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係
TEL 03-5253-4111 (内線 2367)

教職課程における教師のICT活用指導力充実に向けた取組について

令和2年10月5日
中央教育審議会
初等中等教育分科会
教員養成部会

- 「新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ」（令和元年12月 中央教育審議会初等中等教育分科会特別部会）においては、児童生徒一人につき一台の端末が利用可能な環境が整備されることで、情報活用能力などの育成に向けた基盤としての資質・能力の確実な習得が行われるとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じ、子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されることとなることが、「2020年代を通じて実現を目指すイメージ」として掲げられている。
- また、ICT環境の整備は、インターネットを活用し主体的に調べ発表する活動や、遠隔地にいる児童生徒や専門家と議論する活動などが可能となるなど、児童生徒に対してより良い教育的効果をもたらすものである。特に、GIGAスクール構想の加速により、児童生徒「1人1台端末」の教育環境が実現することで、遠隔・オンライン教育を含め、ICTを活用しながら、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを実現していくことが重要である。
- 今後、教師はこうした環境を活かして指導を行うことが求められるようになるため、教師がICT活用指導力の向上に努めることは重要である。具体的には、教師を支援するツールとしてICTを活用するとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に関する指導法だけでなく、ICTを活用して主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をしていく力を身に付けていくことが求められる。
- 教員養成段階においては、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に加えて、平成28年11月の教育職員免許法の改正及び平成29年11月の教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の改正により、「各教科の指導法」に情報機器及び教材の活用が新しく追加されることとなり、平成31年4月から当該内容が盛り込まれた教職課程が始まっている。
- 教職課程を置く各国公立大学、各指定教員養成機関（以下「大学等」という。）においては、既に取組の充実に努めていただいていることと思われるが、こうした教職課程の「各教科の指導法」などの授業において学生が教師のICT活用指導力について、より実践的に、確実に身に付けることができるように、次のような取組を進めることが必要である。
今後、教師のICT活用指導力の向上に関する取組について（本文の下線箇所を中心に）、教員養成部会として各大学等の授業の取組状況をフォローアップする予定である。
- なお、こうした教師のICT活用指導力を身に付けていく上で、その前提となる取組として、ICTを活用した学習活動の意義等について学生自らが経験的に理解しておくことも重要であり、このため、特定の科目に限らず教職課程の授業全体でICTを積極的に活用することが望まれる。さらに、こうした学修を行うためには、教職課程の授業においてICTが普遍的に使用できるよう環境整備に努めることも望まれる。
- また、学校を取り巻くICT環境は急速に変化していることから、各大学等の取組もこうした変化に遅れることなく対応していくことが必要である。各大学等においては、学生に最新の教育環境を踏まえた教師のICT活用指導力を身に付けさせ、これからの学校現場をリードする人材として育成していくために、より積極的な取組が期待される。

1. 教師の ICT 活用指導力として必要となる資質・能力

- 教師の ICT 活用指導力について、教職課程においては「教育の方法及び技術」や「各教科の指導法」に含めることとする情報機器及び教材の活用として取り扱うこととなる。より具体的な内容としては、教職課程コアカリキュラムにおいて、必要となる資質・能力が到達目標として示されている。
- 「教育の方法及び技術」では次の2つの到達目標が示されている。
 - ① 子供たちの興味・関心を高めたり課題を明確につかませたり学習内容を的確にまとめさせたりするために、情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。
 - ② 子供たちの情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための指導法を理解している。
- 「各教科の指導法」では次のとおり、当該教科の特性に応じた情報機器の活用について、「教育の方法及び技術」で示された2つの到達目標を1つの到達目標にまとめて示されている。
 - ・当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
- また、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目「情報機器の操作」についても教職課程の学生はその単位の修得が必要であり、さらに、大学によっては大学が独自に設定する科目等においても関連する科目が開設されている場合もある。
- このように教職課程においては、教師の ICT 活用指導力について複数の科目にわたって取り扱うこととなるものであることから、各大学等においては、学生が教師の ICT 活用指導力を体系的に身に付けることができるよう、各科目の役割を明確にしながら、教育課程を編成することが求められる。
- 文部科学省においては教師の ICT 活用指導力について、教師が ICT を適切に活用して指導することや、児童生徒が ICT を適切に活用できるようにすること、さらに、校務の情報化を含めた現職の全ての教師に求められる基本的な資質・能力を、「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（平成 30 年 6 月改訂）において、以下の A～D の大項目に分類し、さらにそれらを、それぞれ 4 つのチェック項目に分けて示している。
 - ・ A 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力
 - ・ B 授業に ICT を活用して指導する能力
 - ・ C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力
 - ・ D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力
- 例えば、同チェックリストや採用権者の意見を聴きつつ各大学等において作成された同チェックリストに相当するリスト等を参考にして、現職の教師に求められる資質・能力の全体像や個々の内容、水準を十分意識しつつ、これらのリストの各項目を含んだ「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、個々の授業科目のどの部分でこれらの資質・能力を身に付けるのか検証してその結果を公表するなど、各大学等の教育課程の編成に活用することが期待される。
- また、これらのリスト等を参考にして、各科目の到達目標や授業内容（教師の ICT 活用指導力に関する学修量含む。）などについても、教師として必要な資質・能力を培うものとしてふさわしいものとなるよう検討することが考えられる。

○ 「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（平成 30 年 6 月改訂）

：文部科学省では、教師の ICT 活用指導力を把握するため、毎年、本チェックリストを基に調査を実施。

「教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力」「授業に ICT を活用して指導する能力」「児童生徒の ICT 活用を指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」からなる。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm

2. 教師向け研修資料を活用した実践的な学修

- 各教科等の指導において ICT を活用する際に、単に ICT 機器を指導に取り入れれば、情報活用能力が育成されたり、指導が充実したりするわけではない。各教科等において育成すべき資質・能力を見据えた上で、各教科等の特質や ICT を活用する利点などを十分理解した上で、ICT を活用する場面と活用しない場面を効果的に組み合わせることが重要である。
- 学習指導要領及びその解説においては、各教科等の指導における情報活用能力の育成の在り方や、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、情報機器等の ICT の活用による学習活動の充実について示しているところであり、各教科等の指導に当たって、これらを踏まえることが不可欠である。
- また、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成した「教育の情報化に関する手引」（文部科学省）においては、ICT を効果的に活用した学習場面として、
 - ・一斉指導による学び（一斉学習）
 - ・子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）
 - ・子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）の3つの分類例に分け、これらをさらに細分化した10の分類例が示されている。
また、同手引においては、この学習場面に沿って、小学校、中学校、高等学校の学校段階ごとの各教科等別に、ICT を活用した具体例が示されている。
- さらに、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成した動画コンテンツについて、独立行政法人教職員支援機構においては、オンライン講座「学校における ICT を活用した学習場面」などの動画コンテンツをホームページに掲載して提供している。今後、文部科学省においては、各教科等の指導における ICT 活用に係る動画コンテンツを順次作成する予定である。
- 各大学等においては、こうした学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成された「教育の情報化に関する手引」や動画コンテンツ等を、「教育の方法及び技術」や「各教科の指導法」などに活用して、学生が、より実践的に、また確実に教師の ICT 活用指導力を身に付けることができるよう取り組むことが期待される。例えば、教職員向けの活用の仕方として、「教育の情報化に関する手引」や動画コンテンツ等を授業設計や FD・SD に活用してより実践的な授業内容とすること等が考えられる。また、例えば、学生向けの活用の仕方として、「教育の情報化に関する手引」を授業のテキスト又は参考資料として用いること、動画コンテンツの視聴と演習を組み合わせた授業とすること等が考えられる。

○「教育の情報化に関する手引」

：新学習指導要領の下で教育の情報化が一層進展するよう、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会が具体的な取組を行う際に参考となるよう、文部科学省ホームページに掲載。各学校段階・教科等における ICT を活用した指導の具体例等を掲載。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

○オンライン講座「校内研修シリーズ」

：学校内で実施する校内研修で活用できるよう、講義動画などの研修教材について、独立行政法人教職員支援機構のホームページにおいて提供（パスワード等不要）。

教師の ICT 活用指導力に関連しては、令和2年9月現在、No37「学校教育の情報化」、No76「学校における ICT を活用した学習場面」、No78「病弱教育における ICT 活用」が提供されている。

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/theme.html#theme05-04>

○そのほか、教職課程の授業等で活用が考えられる資料

・「各教科等の指導における ICT の効果的な活用について」

：学校での実践事例に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うに当たって参考となるよう、各教科等の指導における ICT の効果的な活用についての参考資料を文部科学省ホームページに掲載。本資料は令和2年9月時点のものであり、今後、

随時更新をしていく予定。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00915.html

- ・「小中高等学校における ICT を活用した学習の取組事例」（令和 2 年 5 月）
：新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業下における家庭での学習を支援するための教育委員会・学校の取組事例を文部科学省において取りまとめ、学校現場での活用に資するよう文部科学省ホームページに掲載。

https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

3. 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- 情報活用能力は「学習の基盤となる資質・能力」であり、確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されるものである（小学校学習指導要領解説【総則編】）。
- また、児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、ICT も活用した指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ることが重要である。これにより、多様な学習活動の展開が期待される。
- 教職課程においては、教育職員免許法施行規則において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容について「各教科の指導法」、「教育課程の意義及び編成の方法」、「教育の方法及び技術」、「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」に含むものとしている。
- 各大学等においては、各教科等における ICT 活用が情報活用能力の育成につながり、その能力の発揮が各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくという観点から「教育の方法及び技術」、「各教科の指導法」だけでなく、「教育課程の意義及び編成の方法」、「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」などにおいても教師の ICT 活用指導力に関する内容を積極的に取り扱うことが期待される。

○小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示）（抜粋）

※中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領も同趣旨の記載あり。

第 1 章 総則

第 2 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

第 3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 第 2 の 2 の (1) に示す 情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

第 4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ学習、

繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

○ 教育職員免許法施行規則第3条 表 備考

二 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

33. 令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知）

事務連絡
令和6年4月30日

教職課程を置く
国公立大学教職課程担当課 御中

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知）

平素から教員養成に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和6年4月26日付で、各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長宛に、別添のとおり、令和8年度（令和7年度実施）教員採用選考試験の実施に関する留意点等について、通知を発出しました。

この通知の中では、教員採用選考試験の現状を踏まえ、教師志願者の増加を図り、質の高い教師の確保に繋げる観点から、各教育委員会に対し教員採用選考試験の第一次選考の実施日程について前倒しの検討を求めており、今後、各教育委員会において、対応方針の検討が行われていくものと考えております。各大学におかれましては、教員採用選考試験の実施日程等について、地域の教育委員会と情報共有を図っていただくようお願いいたします。

あわせて、各大学におかれましては、令和4年12月の中央教育審議会答申（「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～）等においても示され、従前からお願いしているとおり、理論と実践の往還を重視する観点から、全ての学生が一律に、教職課程の終盤に教育実習を履修する形式を改め、例えば、通年で決まった曜日などに実施する教育実習や、早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部を代替する方法、異なる学年の学生が同時に参加する形をとることで上級生がメンターとしての役割を担うように工夫するなど、教育実習の在り方を含めた教職課程の見直しを御検討いただきますようお願いいたします。

【参考】

○「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）（中教審第240号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm

○公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示

https://www.mext.go.jp/content/20230531-mxt_kyoikujinzai02-000011998_1.pdf

【別添資料】

令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点等について（周知）

（令和6年4月26日付6文科教第261号）

<本件担当>

文部科学省教育人材政策課企画係

Tel：03-5253-4111（内線：3970）

Mail：kyoikujinzai@mext.go.jp

34. こども基本法の施行について（令和5年4月1日通知）

こ総政第2号
令和5年4月1日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

こども基本法の施行について（通知）

こども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）については、昨年6月22日に公布され、令和5年4月1日から施行されます。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知願います。また、参考資料として、質疑応答集（Q&A）（別紙）をとりまとめたので、併せて周知をお願いします。

記

第1 法制定の目的（第1条関係）

これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけている。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務となっている。

このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定された。

第2 定義（第2条関係）

1 こども

本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。

2 こども施策本法における「こども施策」は、（1）こどもに関する施策と（2）一体的に講ずべき施策からなる。

（1）こどもに関する施策とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すものと解され、その具体的な例が、第2項各号に列記されている。

（2）一体的に講ずべき施策とは、例えば、

- ・主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）

- ・「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）

といった施策が含まれると解される。

このように、（1）こどもに関する施策と（2）一体的に講ずべき施策からなる「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策

など幅広い施策が含まれる。

なお、国民全体の教育の振興については、日本国憲法の精神に則り、教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われるものである。こども基本法の目的・基本理念は、教育基本法第1条に定める「心身ともに健康な国民の育成」という「教育の目的」と通ずるものである。

なお、教育に係る個別作用法の運用に当たっては、これまでも日本国憲法、児童の権利に関する条約の趣旨が考慮されてきたところ、こども基本法の制定を機に、これらと合わせて基本法の趣旨が考慮されるべき旨を徹底していくことが求められる。

第3 基本理念（第3条関係）

こども施策を行うに当たっての基本理念を規定している。

第1号は、日本国憲法第11条の基本的人権の保障、同第13条の個人の尊重、同第14条の法の下の平等、さらには、児童の権利に関する条約第2条の差別の禁止の趣旨を踏まえて、規定されている。

第2号は、児童の権利に関する条約第6条の「生命に対する権利」の趣旨を踏まえて、こどもの成長を支えることを定めている。

第3号は、児童の権利に関する条約第12条の「児童の意見の表明の権利の確保」の趣旨を踏まえ、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達程度に応じて、こどもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定した。「自己に直接関係する全ての事項」とは、児童の権利に関する条約第12条と同様、どのような学校を選ぶか、どのような職業に就くかなど、個々のこどもに直接影響を及ぼす事項と解される。また、「多様な社会的活動に参画する機会」には、ボランティアなどの活動のほか、本法第11条で規定されているこども施策の策定等に当たってのこどもの意見反映の機会などが想定されている。

第4号は、こども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、こどもの意見が、その年齢及び発達程度に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したものである。国では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見が年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映されるように取り組むことを、政府全体の方針としており、この「基本方針」でいう「こども政策」には、こども自身に直接関係する事項以外の事項が当然に含まれている。「児童の最善の利益」の考慮とは、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することであり、「こどもの意見がその年齢及び発達程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。

第5号は、児童の権利に関する条約の前文及び第18条の趣旨を踏まえ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うことを定めたものである。また、家庭での養育が困難なこどもに対して、その健やかな成長のために同様の養育環境を確保することを定めたものである。

第6号は、子育てをする者、しようとする者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、社会環境を整備することを示したものである。

第4 責務等（第4～7条関係）

国・地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課している。事業主に対しては、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務を課している。また、国民に対して、こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務を課している。

第5 年次報告（第8条関係）

こどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告（こども白書）を、毎年、国会に提出することを規定している（いわゆる法定白書）。

こども白書は、従来の「少子化社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」（本基本法により改正され法定白書化）の内容が盛り込まれ、1つの白書として、国会に提出されることとなる。

第6 こども大綱（第9条関係）

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなる。

こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていく。

第7 都道府県こども計画、市町村こども計画（第10条関係）

都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。

都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

地方公共団体が、本条の規定を活用し、こども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待される。

第8 こどもの意見の反映（第11条関係）

国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めている。

ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるものと解される。また、ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解される。

児童の権利に関する条約第12条では、個々のこどもに直接影響を及ぼす司法上・行政上の決定・措置に関する手続において当該こどもに対して意見を聴取する機会が与えられることが定められている。この趣旨を踏まえ、本法第3条第3号が規定されている。

一方、本法第11条は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」、つまり、こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めている。

こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられるが、例えば、以下のような手法が想定される。

- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。
- ・審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。
- ・こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。

こどもから意見を聴くための様々な手法を組み合わせ、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもを含めて、多様なこどもの声を聴くように努めることが重要である。具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきかなどについては、個々の施策の目的等に応じて、様々であると考えられる。

また、当該施策が、（1）こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする「こどもに関する施策」であるのか、（2）主たる目的はこどもの成長に対する支援等ではないがこどもや子育て家庭に関係する施策等である「一体的に講ずべき施策」であるのか、一律に判断することは難しいが、（1）「こどもに関する施策」は、（2）「一体的に講ずべき施策」と比較すると、相応のプロセスが求められるものと考えられる。

こども施策を決定する主体（各省各庁の長、地方公共団体の長等）が、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性などもしっかり考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断することとなる。

こどもの最善の利益を実現する観点から、当該施策の主たる目的等の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。

こどもからの意見聴取に当たっては、こどもが意見を言いやすい環境づくりや、こどもの意見を聴く職員の姿勢、さらに、こどもと近い目線でこどもを支え、こどもの声を引き出す、ファシリテーターやサポーター

一のような役割も重要である。

また、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望まれる。

こども家庭庁において、今後、国や地方公共団体の取組を促進していく。

第9 総合的かつ一体的な提供のための体制整備（第12条関係）

こども施策において長年の課題とされてきた、年齢の壁、こどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これら3つの壁を打破し、統合的、一体的に支援を提供していくために規定された。

第10 関係者相互の有機的な連携の確保等（第13条・第14条関係）

こども施策の適正かつ円滑な実施において、関係機関や民間団体等の連携を確保することが重要であり、第13条においては、国・地方公共団体に対し、関係機関・団体等の有機的な連携の確保に係る努力義務が、第14条においては、有機的な連携の確保に資するための情報通信技術の活用について、それぞれ定められている。

地方公共団体における連携の確保のための手段として、協議会を組織することができることとされている。協議会の構成員としては、当該地方公共団体で医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う行政機関、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等が想定されている。

本法における「協議会」とは、例えば、個別法に基づき置かれる以下のような協議会等（※）を含むものとして、包括的に規定されており、これらとは別の新たな協議会の設置を求めているものではないと解される。

- ・地方青少年問題協議会法に基づき、重要事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図る、都道府県青少年問題協議会・市町村青少年問題協議会。
- ・子ども・子育て支援法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等の調査審議等を行う合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）。
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づき、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会。
- ・児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会。

※上記と類似する機能を持つ条例等に基づく合議制の機関を含む。

第11 本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知（第15条関係）こども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考え方を、こどもをはじめ、広く国民に周知するために規定された。今後、こども家庭庁を中心に、関係省庁が連携して、あらゆる機会を通じて、当事者であるこども、保護者や教職員などのこどもと関わる大人のほか、広く社会に対して、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知していく。

第12 こども施策の充実及び財政上の措置等（第16条関係）

政府に対し、こども大綱の定めるところにより、こども施策の一層の充実を図るとともに、それに必要な予算の確保を図るための財政上の措置等を講ずる努力義務を課したものであり、閣議決定するこども大綱に基づき、一定の期間の中で、目標の達成に向け、財政的な見通しも持ちながら、施策を充実させていくことが求められている。

第13 こども政策推進会議（第17条～第20条関係）

従来の少子化社会対策会議、子ども・若者育成支援推進本部、子どもの貧困対策会議等を統合する形で、こども家庭庁に、内閣総理大臣を長とする閣僚会議である「こども政策推進会議」が置かれることとなった。こども政策推進会議は、こども大綱の案を作成し、こども施策の実施を推進する政府全体の司令塔の役割を果たしていく。また、こども大綱の案の作成に当たり、こども、子育て当事者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の幅広い関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されている。

子ども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

施行日：令和5年4月1日

- 子ども基本法は、子どもに関する様々な取組を講ずるに当たったこの共通の基盤として、子ども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県子ども計画、市町村子ども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこの子ども大綱を勘案し、また、市町村は国のこの子ども大綱と都道府県子ども計画を勘案し、それぞれ、子ども計画を定めるよう努めるものとする（子ども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づき都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
 - ※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 子ども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、子ども施策の策定・実施・評価するに当たり、**子どもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：子どもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等への子どもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
 - ※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づき普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、子どもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、子どもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、子どもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、子ども施策の適正かつ円滑な実施のため、子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

こども基本法に関するQ&A【第1版（令和5年4月版）】

※ 本Q&Aは、適宜のタイミングで更新する予定。

【第2条関係】

Q1 「こども」の定義はなぜ平仮名でされているのか。

A1 「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」をいい、一定の年齢による上限を設けていない（Q2参照）。法令においては年少者や若年者を表すものとして、漢字の「子」に平仮名の「ども」で「子ども」や「児童」「青少年」といった語が使われているが、その定義や対象年齢は各法令で様々であること、また、当事者であるこどもにとってわかりやすく示すという観点から、平仮名の「こども」の表記を用いている。

Q2 「こども」の対象年齢はいくつまでか。

A2 18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体発達の過程にある人を「こども」としている。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう支えていく。

【第6条関係】

Q3 事業主の努力に係る規定の趣旨は何か。

A3 長時間労働などが男女の仕事と子育ての両立の難しさにつながっている現状に鑑みると、こどもの健やかな成長のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現など、国・地方公共団体のみならず、事業主の果たす役割も大きいといえる。

Q4 現行の3法律に基づく白書・大綱をなぜ束ねるのか。

※なお、少子化社会対策基本法においても、子育て支援の観点から、事業主の努力に関する規定を設け、「事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう……必要な雇用環境の整備に努めるものとする。」と定められている。【第8条・第9条関係】

A4 現行の「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の3つの法律の下では、別々の閣僚会議の下で別々の大綱が作成されてきた。これら3つの法律は、それぞれ目的は異なるものの、こども施策に関する法律であり、重なり合う範囲も大きい。こども基本法では3つの法律に基づく施策の大綱及び施策に関する国会報告（白書）を一本化されることとなった。これにより、全体として、統一性のあるこども施策の大綱が策定され、また、白書についても、重複した説明のない、体系的に分かりやすいものとなる。また、こども基本法に基づく大綱が策定され、白書が提出された場合には、3つの法律に基づく大綱も策定され、白書も提出されたものとみなされるので、行政の事務的な負担も軽減されると見込まれる。

Q5 令和5年度の年次報告はいつ頃公表されるのか。また、こども白書が作成された場合、「少子社会対策白書」、「子供・若者白書」、「子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況」は廃止になるか。

A5 令和5年の年内に国会報告することを想定している。白書は年次報告であるため既存の白書自体が廃止されるものではないが、こども白書には、これまで別々に作られてきた。3つの内容が盛り込まれ、1つの白書として国会に提出されることになり、今後は、こども白書の報告をもって各白書の報告とみなすこととなる。

Q6 こども大綱はいつ頃公表されるのか。

A6 内閣官房に置かれたこども政策の推進に係る有識者会議において令和5年3月にこども大綱の策定に向けた論点として、第2次報告書を取りまとめたところ（※）。

（※） https://www.cfa.go.jp/councils/seisaku_yushikisha/

令和5年4月以降、総理大臣を長とするこども政策推進会議において、こども大綱の案の作成方針を定めた上で、こども家庭審議会において具体的な調査審議を進めていく。その後、こどもや若者などを対象とした公聴会やパブリックコメントなどを経た上で、こども大綱の案をこども政策推進会議が作成し、閣議決定する予定としている。

Q7 こども大綱が作成された場合、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」は廃止になるか。

A7 こども大綱の策定により、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」いずれも現行の大綱は廃止され、こども大綱に一元化されることになる。今後は、こども大綱の策定をもって既存3大綱の策定とみなすこととなる。

【第10条関係】

Q8 都道府県こども計画及び市町村こども計画に記載すべき要素は何か。

A8 都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下、「自治体こども計画」という。）は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めることとされている。

国のこども大綱は、法第9条第3項において、

- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

を含むものでなければならないとされており、したがって、こども大綱を勘案して作成する自治体こども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解される。

Q9 自治体こども計画は、子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援推進法に基づく行動計画と一体のものとして作成できるか。

A9 法第10条第4項及び第5項のとおり、自治体こども計画を作成するにあたり、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援推進法に基づく行動計画と一体のものとして作成することが可能となる。

Q10 自治体こども計画を、デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略と一体のものとして作成できるか。

A10 こども大綱は、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱、少子化社会対策大綱の内容を含むものとして策定されるもので、自治体こども計画は、こども大綱を勘案して、これらに相当する内容が含まれる必要があることから、仮に地方版総合戦略と一体のものとして作成する場合には、これらに相当する内容を含めるとともに、地方版総合戦略としての内容を備える必要がある。また、自治体こども計画は各自治体におけるこども施策に全体として統一的に横串を刺すものとして、住民にとってわかりやすい内容となるようにする必要があり、仮に地方版総合戦略と一体のものとして作成した場合にも、住民が混乱を招くことがないよう細心の注意を払う必要がある。

Q11 自治体子ども計画とは別に、子ども大綱のうち子どもの貧困対策に関する事項に係る部分を勘案して、子どもの貧困対策に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策に関する都道府県計画や市町村計画を定めることもできるか。

A11 可能である。ただし、その場合であっても、内容として、自治体子ども計画には子どもの貧困対策の推進に関する事項が含まれること（例えば、別に定める子どもの貧困対策に関する計画の概略を記載しつつ、当該事項の詳細に関しては別に定める子どもの貧困対策に関する計画を参照する旨を明記するなど）が必要である。

Q12 自治体子ども計画を策定するにあたって、子ども大綱以外で策定指針のようなものは提供見込みか。提供されるとしたらいつ頃が見込まれるか。

A12 詳細な時期は現在検討中であるが、子ども大綱が策定されるまでの間、引き続き情報提供を行う予定である。令和5年度予算では、都道府県、市町村が自治体子ども計画を策定するにあたって必要な経費について支援する補助金を計上しており、要綱・要領については追ってお示しする。

Q13 令和5年度は、自治体子ども計画の作成に係る補助事業があるが、令和6年度策定の場合にも令和5年度同様の助成事業が想定されているか。

A13 令和6年度以降の事業については、現時点では未定であるが、地方自治体における自治体子ども計画の策定の支援に努めてまいりたい。

Q14 令和5年度に子どもの貧困対策に関する計画と子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査、令和6年度に計画の見直し作業を実施予定であるが、自治体子ども計画策定支援事業の補助率1/2が該当するか。また、該当する場合は、令和5年度、令和6年度ともに該当するか。

A14 自治体子ども計画策定支援事業は、自治体子ども計画の策定に向けた調査（例えば、子ども・若者の意識調査など）を対象とすることを想定しており、個別の調査や取組（例えば、子どもの貧困に係る調査、子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査など）のみを行う場合には、自治体子ども計画策定支援事業の対象にならない。子ども大綱は、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策大綱、少子化社会対策大綱の内容を含むものとして策定されるもので、自治体子ども計画は、子ども大綱を勘案して、これらに相当する内容が含まれる必要があることから、自治体子ども計画の策定に向けた調査にあっても、これらに相当する内容の調査が含まれる必要がある。その際、①総合的な調査として1つの調査でまとめる、②個別の調査を複数行うことで全体として内容が含まれるようにする、どちらも可能であるが、②の場合には、複数行う調査の全体を補助申請時にあらかじめ示し、全体として自治体子ども計画の策定にあたって含めるべき内容が全て入っていることを示す必要がある。また、令和6年度以降の事業については現時点では未定であるが、地方自治体における自治体子ども計画の策定を支援できるよう検討してまいりたい。

Q15 市町村でこども計画を作る際に、複数の自治体で1つの計画を作成できるか。

A15 可能である。広域連合や一部事務組合も対象にする予定である。

Q16 現在の子ども・子育て支援事業支援計画の次期計画策定と合わせてこども計画を策定することを検討しているが、国として自治体こども計画をいつまでに策定することが望ましいと考えている

A16 自治体こども計画は、こども大綱を勘案して作成することになっているため、こども大綱の策定以降に作られることを想定している。子ども・子育て支援事業計画などの他の計画との関連を踏まえた具体的な策定スケジュールについては、地域の実情に応じて、各自治体で御判断いただくものと考えている。

Q17 こども基本法第9条には、こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、重要事項、必要な事項を定めることとされている。こども施策は、こども基本法第2条第2項において(1)こどもに関する施策、(2)一体的に講ずべき施策とされているため、こども大綱には(2)で想定されている教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に係る事項が盛り込まれることになり、こども大綱を勘案して作成する必要がある自治体こども計画も同様の範囲の事項を盛り込む必要があるか。

A17 法第2条第2項の「一体的に講ずべき施策」は、教育施策・雇用施策・医療施策等の全般を指すものではなく、教育施策・雇用施策・医療施策等のうち「主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関連する施策」であり、こども大綱にはこれらの施策も盛り込まれる。自治体こども計画は、こども大綱を勘案して作成することとなり、こども大綱と同様に、教育施策・雇用施策・医療施策のうち「主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関連する施策」に相当する事項が盛り込まれるものと解される。

Q18 次世代育成支援対策推進法は令和6年度末を期限とする時限立法だが、再び延長される見込みか。それともこども基本法に規定される自治体こども計画がその役割を担うため、延長されない、もしくは延長されたとしても自治体こども計画策定の規定は削除される見込みか。

A18 次世代育成支援対策推進法の延長等については、現時点では未定であるが、今後とも情報提供していく。

Q19 こども計画の策定に係る外部意見の取入れ、計画の進捗確認・評価のための体制が必要と考えるが、そのための体制は、こども基本法第13条に掲げられている「関係者相互の有機的な連携体制」を想定されているのか。

A19 法第13条第2項は、こども施策の適正かつ円滑に実施に向けた関係者相互の有機

な連携体制について一般的に規定しているものである。一方、第 11 条は、こども 施策 に対するこども等の意見の反映について規定され、自治体こども計画の作成・推進に当 たっても意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められるが、具体的な方 法や体制は、地域の実情に応じて各自治体に御判断いただくことになる。

【第 11 条関係】

Q20 こども施策へのこどもの意見反映は、必ず取り組まなければならないのか。

A20 法第 11 条において、国及び地方公共団体に対し、こども施策の策定、実施、評価に当 たっては、その対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを 義務付ける規定が設けられている。令和 5 年 3 月に内閣官房においてこども政策決定過程 におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究を行い、報告書を取りまと めたので、御確認いただきたい（※）。

（※）https://www.cfa.go.jp/councils/ikenhanei_process/

Q21 こどもの意見はどのような手法で聴けば良いのか。

A21 令和 4 年度に実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り 方に関する調査研究」の報告書においては、こどもの意見を聴く際にはデジタルネイティ ブ世代のこどもや若者にとって身近で有用な手段であるデジタルツールを有効に活用し つつ、様々な手法を併用し、多様な選択肢を用意するべきであるとされており、

例えば、

- ・対面やオンラインでの意見交換、SNS を活用したチャット形式の意見交換。
- ・インターネットによるアンケート、児童館や青少年センター等こどもや若者の居場 所を 通じたアンケート。
- ・こども・若者を対象としたパブリックコメント。
- ・審議会・懇談会等へのこどもや若者の参画。
- ・学校、児童館や青少年センター、児童養護施設など、こどもや若者の活動の場や生 活の場 に出向いた意見交換。

などの手法を用意することが考えられる。

これらは例示であり、全て実施しなければならないというものではない。個々の施策の目 的や内容、意見を聴くこどもや若者の状況や特性によっても最適な手法は多様であるため、 様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聴く機会を確保することが重要である。令和 5 年 3 月に内閣官房こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関 する検討委員会において調査研究報告書を取りまとめたので、御確認いただきたい。

Q22 こどもの意見反映のための予算措置としてどのようなことを検討すれば良いか。また、国から地 方公共団体への補助事業などは検討しているか。

A22 既定の経費の中で対応するほか、委託実施のための経費を予算措置すること等が考えら れる。なお、こども家庭庁においては、地方自治体へのファシリテーター派遣に加え、フ

ァシリテーター養成プログラムや行政職員向けガイドラインの作成に向けた調査研究を進め、そうした情報の提供や好事例の横展開等を通じて地方自治体の取組を支援していく。

Q23 意見を反映させるために必要な措置を行う「地方公共団体」に、地方公共団体が設置する公立学校は含まれるのか。

A23 法第 11 条にある「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれる一方、地方公共団体が設置する公立学校、公立病院、地方公営企業等は含まれないものと解される。

Q24 各学校は法第 11 条に基づいて校則の見直しを行う必要があるのか。

A24 法第 11 条は、校則の見直しについて各学校に義務を課すものではないが、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられる。例えば、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが必要である。校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。

【第 13 条関係】

Q25 法第 13 条第 2 項に基づいて協議会を組織した場合、その旨を対外的に明確化する必要があるか。また、すでに個別法に基づき存在する協議会等を、法第 13 条第 2 項に基づき組織した協議会と位置付けなければならないか。

A25 国においては、既存の協議会等を法第 13 条第 2 項に基づき組織する協議会であること等について明確化することや、複数の個別法に基づく協議会等を同条第 2 項に基づき組織する協議会として位置づけることは要請しておらず、自治体の裁量に任せている。

【第 14 条関係】

Q26 「情報通信技術の活用」として具体的にどのような措置を想定しているか。

A26 例えば、地方自体において、個々の子どもや家庭の状況を利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野横断的に連携し、個人情報との適正な取り扱いに配慮しながら、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、アウトリーチ支援につなげる情報・データ連携が想定される。

【第 17 条関係】

Q27 「こども政策推進会議」とこども家庭庁設置法にある「こども家庭審議会」の関係はどのようにになっているか。

A27 「こども政策推進会議」は、内閣総理大臣を会長とし、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣のほか、関係閣僚を構成員とする会議であり、こども大綱の案を作成するほか、こども施策に関する重要事項についての審議及びこども施策の実施の推進等の事務をつかさどることとされ、4月1日付で設置したところ。

他方、「こども家庭審議会」は、審議会として、こども施策に係る有識者や支援実践者、当事者などを主たる構成員とすることを想定しており、内閣総理大臣等の諮問に応じて、又は自ら専門的見地から、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項の調査審議や内閣総理大臣・関係各大臣等に対する意見具申などを行うこととされている。

したがって、「こども家庭審議会」が、より専門的・実務的な観点から調査審議等をする役割を担い、「こども政策推進会議」が、閣僚会議として施策をより強力に推進する役割を担うことが想定される。

特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策

● 検討会議のアウトプット・方向性

現状・課題

- 特別支援教育の「個別最適な学び」と協同的な学びに関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず教育全体の質の向上に寄与
 - ⇒ 特別支援教育の専門性を担保しつつ特別支援教育に関わる教師を増やしていくこと必要。
- 特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で小学校で7.4%、中学校で5.4%の校長が特別支援教育に携わる経験が無い。
 - ⇒ 多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を各学校経営を実施。
- 小学校等の特別支援学級の臨時任用教員の割合は学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上
 - ⇒ 特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて長期的視野にたつて計画的に育成配置されているとは言いがたい状況

① 養成段階での育成

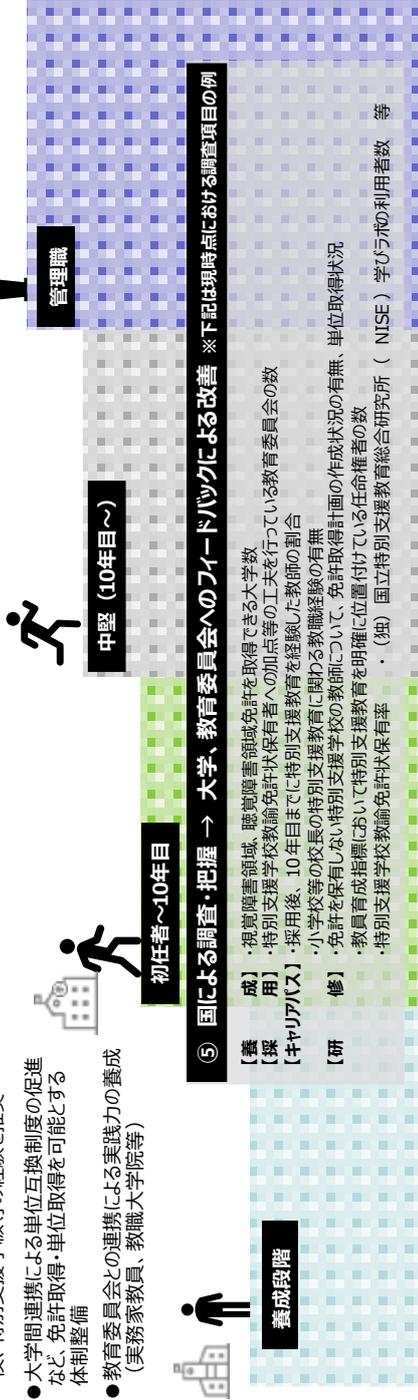
- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）

② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験

③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業・OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
- 特別支援学校教諭免許状を有しない教師の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



④ 研修（校外）による専門性向上

- 教育委員会の教員養成指針等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化 (NISE)
- 研修の手引作成 (NISE)

スケジュール

- 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7 : 策定・周知 (以降、大学の教職課程の点検・見直し)
 - R5.4 又はR6.4 : コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- 上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には表現できるような取り組む。

